

14.4

14.4-1004
1200501209659



始



◎ 資本金參億萬圓 ◎



工場所在地

王子工場 東京市王子區王子町
 十條工場 東京市王子區十條町
 總持工場 東京市荒川區南千住町
 千住工場 東京市荒川區南千住町
 江戶川工場 東京市荒川區東篠崎町
 富士第一工場 靜岡縣富士郡富士根村
 富士第二工場 靜岡縣富士郡富士根村
 富士第三工場 靜岡縣富士郡芝富村
 芝川工場 靜岡縣富士郡芝富村
 岩淵工場 靜岡縣庵原郡富士川町
 名古屋工場 名古屋市中津區船見町
 中津工場 岐阜縣惠那郡中津町
 伏木工場 富山縣射水郡伏木町
 京都工場 京都市右京區梅津大繩場町
 都島工場 京都市北區善源寺町
 淀川工場 大阪市東淀川區長柄濱通
 神崎工場 兵庫縣川邊郡小田村
 熊野工場 和歌山縣新宮市新宮

本社 東京市王子區王子町

王子製紙株式會社

營業所 東京市麴町區有樂町一丁目十番地

三信ビルディング内

工場所在地

小倉工場 福岡縣小倉市篠崎
 八代工場 熊本縣八代郡太田郷村
 坂本工場 熊本縣八代郡上松求麻村
 苦小牧工場 北海道勇拂郡苦小牧町
 江別工場 北海道札幌郡江別町
 別路工場 北海道釧路郡鳥取町
 大泊工場 樺太大泊郡大泊町
 豐原工場 樺太豐原郡豐原町
 落合工場 樺太榮濱郡落合町
 知取工場 樺太元泊郡知取町
 眞岡工場 樺太眞岡郡眞岡町
 里泊工場 樺太野田郡野田町
 泊居工場 樺太泊居郡泊居町
 惠須取工場 樺太名好郡惠須取町
 朝鮮工場 朝鮮新義州府麻田洞

創立 大正十五年十月

資本金 參千百拾貳萬五千圓

札幌市大通東二丁目二番地

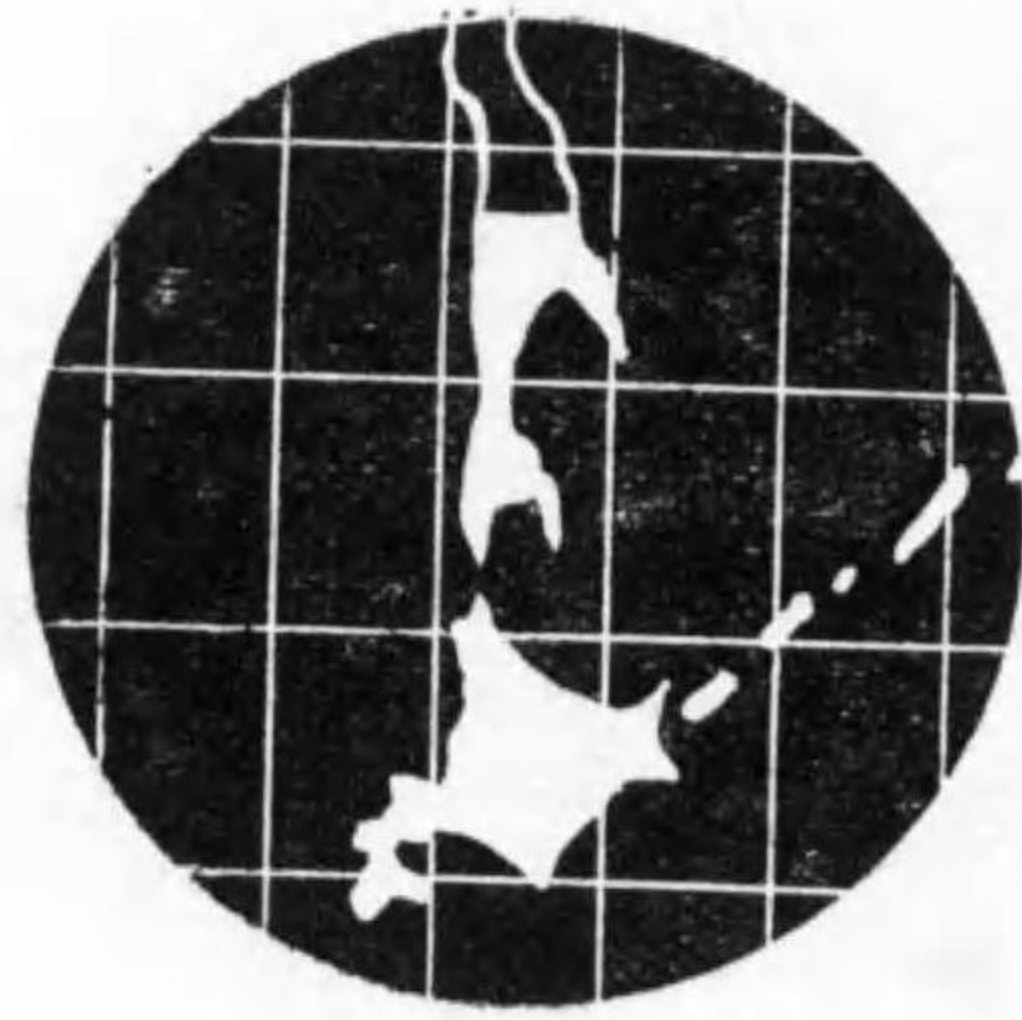
北海道水力電氣株式會社

營業所

札幌營業部 札幌市大通東二丁目二番地
 小樽支店 小樽市富岡町二丁目二十一番地
 余市出張所 余市町大川町二百四番地
 樺知出張所 樺知安町南線西五十七番地
 壽都出張所 壽都町大森町十七番地
 岩内出張所 岩内町鷹台町二百番地
 古平出張所 古平町浜町八十八番地
 虻田出張所 虻田町本町百二十五番地
 札幌市大通東二丁目二番地
 小樽市富岡町二丁目二十一番地
 余市町大川町二百四番地
 樺知安町南線西五十七番地
 壽都町大森町十七番地
 岩内町鷹台町二百番地
 古平町浜町八十八番地
 虻田町本町百二十五番地

昭和十七年

北海道樺太年鑑



川樽新聞社編



千住車輛株式會社

本社 東京市足立區千住東町五十二番地

電話 一淺草⁽⁸⁴⁾三一九五八番

第一工場 東京市足立區千住曙町三十七番地

電話 足立區千住東町五十二番地

第二工場 東京市葛飾區立石町

電話 本市田區立石町二八九番



安井工業株式會社

本社 東京市足立區千住曙町三十七番地

電話 一淺草⁽⁸⁴⁾二四七九番

第二工場 東京市足立區千住曙町三十六・三十七番地

電話 東京市大森區大森三丁目六十四番地

大森支店 電話 大森⁽⁰⁶⁾八三二五番

昭和十七年

北海道大鑑



川樽新聞社編



千住車輛株式會社

本社 東京市足立區千住東町五十二番地

電話 一淺草⁽⁸⁴⁾三九四五八番

第一工場 東京市足立區千住曙町三十七番地

電話 足立三九八七三番

第二工場 東京市葛飾區立石町

電話 本⁽⁰⁶⁾田二八九番



安井工業株式會社

本社 東京市足立區千住曙町二十七番地

電話 一淺草⁽⁸⁴⁾二四七六番

第二工場 東京市足立區千住曙町三十六・三十七番地

電話 大森⁽⁰⁶⁾八三二五番

大森支店

電話 大森⁽⁰⁶⁾八三二五番

昭和十七年(壬午)略曆

明治五十七年(平三年五六日) 大正三十一年

神武天皇即位紀元二千六百二年

(滿洲帝國) 康徳九年
(西曆) 一九四二年

日	祭	日	祭
四月三日	神武天皇祭	四月廿九日	天長節
九月廿三日	秋季皇靈祭	十月廿七日	神嘗祭
七月三日	明治節	七月廿三日	新嘗祭
三月廿五日	大正天皇祭		
一月一日	四方拜	一月三日	元始祭
一月五日	新年宴會	二月七日	紀元節
三月六日	地久節	三月廿五日	春季皇靈祭
一月四二八三五		二月一八五三三	
三月一八五三三		四月五三一九六	
五月三〇七四三		六月七四三二六	
▲一月	興亞奉公日 (毎月一回)	▲二月	憲法記念日
▲二月	政治開始、諸官衙御用始	▲三月	滿洲國建國節
▲三月	消防出初式	▲四月	勤儉貯蓄記念日
▲四月	七種粥	▲五月	端午の節句、菖蒲湯
▲五月	陸軍始、觀兵式	▲六月	母の日
▲六月	鏡開、土藏開	▲七月	時の記念日
▲七月	海軍始	▲八月	支那事變五周年記念日
▲八月	權原神宮祭	▲九月	關東大震災記念日
▲九月		▲十月	重陽の節句
▲十月		▲十一月	明治神宮祭
▲十一月		▲十二月	義士祭
▲十二月			官衙御用納め
			大祓除夜の鐘

目次

皇室・宮廷

昭和十七年略曆

御歴代天皇 三
 歷世年號 三
 年輪・干支早見表 三
 滿齡表 三
 聖勅 三
 聖恩 三
 民情を御聽取 三
 司法の御下問 三
 御下賜金拜受團體 三
 御下賜金拜受學校 三
 御下賜金保育所 三
 養老院高齢者賑恤 三
 炭坑爆發に御救恤 三
 雄武村へ御救恤金 三
 照宮成子内親王殿下 三
 梨本元帥宮殿下 三
 東久通宮盛厚王殿下 三
 地方振興更生資金 三
 林野局支局出張所 三

北海道

御料所在地賜金 三
 勅語詔書寫本奉衛 三
 北海道一覽 三
 北海道各種業績消長 三
 支庁市別生産額調 三
 開道 三
 北海道の沿革 三
 歴代長官 三
 福山城國寶となる 三
 芽室村開拓記念碑 三
 開村六十周年の大津 三
 神樂開村五十周年 三
 永山屯田會 三
 地形 三
 位置・面積 三
 山岳 三
 河川 三
 湖沼と成因 三
 大雪山 三
 洞爺湖 三

氣象

有珠岳 三
 阿寒湖 三
 屈斜路湖 三
 雌阿寒岳 三
 摩周湖 三
 雄阿寒岳 三
 大沼 三
 本道と本土陸續き 三
 外國との緯度比較 三
 四季折々の景觀 三
 最高最低記録氣温 三
 初霜 三
 初雪 三
 雄武に測候所 三
 幾寅觀測所を開設 三
 沿岸の水溫 三
 果年平均月別氣温表 三
 土地 三
 改良事業概況 三
 排水事業 三
 灌漑事業 三
 特殊土壤の改良 三
 耕地整理 三
 土地組合 三
 土地區分と面積 三
 國別の面積 三
 行政區劃面積 三

道

土地組合整理 三
 民有未墾地開放 三
 土地改良協會設立 三
 拓殖費土地開發費 三
 拓殖費土地改良費 三
 道 三
 明治維新前 三
 維新後の道路 三
 開拓使時代 三
 三縣時代 三
 道廳時代 三
 初期時代 三
 十年計畫時代 三
 十五年計畫時代 三
 二十年計畫 三
 道路の現況 三
 混泥土橋架換 三
 十六年度工事 三
 市町村道改良工事 三
 道路改良補助 三
 道路占用事務取扱 三
 堤防敷地管理規則 三
 道路新設費の成績 三
 道路改良箇所 三
 函館港務部 三
 海運組合支部設置 三
 石狩工業港 三

14.4
1004

目次

三

貴族院・衆議院議員……………二四四
 議會と請願建議……………二四四
 議員任期延長……………二四五
 任期延長法律施行……………二四六
 代議士数と有権者……………二四七
 道會定数と有権者……………二四七
 議員定数と有権者……………二四七
 町村選舉施行期日……………二四七
 町村選舉月別表……………二四八
 道議の缺員と繰上げ……………二四八
 時局下の建議請願……………二四八
 開 發……………二四九
 農地營團の調査……………二四九
 開發綜合計畫……………二四九
 開發候補地……………二五〇
 十七年度事業豫定……………二五〇
 千島學術調査研究……………二五一
 長官一行北千島へ……………二五一
 貴衆兩院議員視察……………二五一
 千島開發委員會……………二五一
 産 業……………二五二
 産業別世帯數……………二五二
 經濟更生特別助成……………二五三
 經濟更生協力委員……………二五三
 産業組合……………二五三
 産業報國會の創立……………二五三
 地方別産業別世帯……………二五三
 拓殖實習修了と土……………二五三

共同事業獎勵金……………二五八
 指導獎勵方針……………二五九
 増産獎勵……………二六〇
 食糧作物……………二六〇
 自給肥料……………二六〇
 肥料配給統制……………二六〇
 農産加工……………二六〇
 養蠶と被服……………二六〇
 自作農創設維持……………二六〇
 小作料の統制……………二六〇
 産業組合法施行……………二六〇
 負債整理事業代行……………二六〇
 商工業者の轉業……………二六〇
 甜菜の集注的栽培……………二六〇
 耕地面積……………二六〇
 耕地所有者増加……………二六〇
 耕作反別の廣狹……………二六〇
 農作戸口の減少……………二六〇
 各種作物作付反別……………二六〇
 臨時農地等管理令……………二六〇
 高率小作料適正化……………二六〇
 農地小作料の減免……………二六〇
 種類別作付反別……………二六〇
 米作農家……………二六〇
 米……………二六〇
 水稻品種別作付……………二六〇
 温冷床苗代獎勵……………二六〇

麥……………二七五
 食用農産物……………二七六
 販賣肥料消費高……………二七六
 自給肥料消費高……………二七六
 綠肥用作物……………二七六
 農作物の獎勵品種……………二七六
 豆、粟、稗、黍其他……………二七六
 安定農家適正規模……………二七六
 水稻多收品種……………二七六
 赤クロパー採種……………二七六
 噴霧器購入補助……………二七六
 地方別米の實收……………二七六
 地方別の麥類收穫……………二七六
 地方別食用農産物……………二七六
 根莖菜類の作付……………二七六
 果樹類植栽面積調査……………二七六
 葉果菜類作付……………二七六
 農家一戸當肥料消費……………二七六
 水 産……………二七六
 十六年度の指導……………二七六
 食料水産物の増産……………二七六
 水産試験場事業案……………二七六
 沿岸漁獲高……………二七六
 漁業移動勞働調査……………二七六
 魚粕生産高……………二七六
 鮮化場と擔當區域……………二七六
 鹽藏製品の産額……………二七六
 水産製造價額激増……………二七六

各種素乾類産額……………二七六
 乾海苔粕漬其他製品……………二七六
 スキノリ及び灰……………二七六
 節類・煮乾……………二七六
 イワシ・チカの燒乾……………二七六
 燻 乾……………二七六
 魚 油……………二七六
 漁業組合……………二七六
 鯉漁業振興委員會……………二七六
 紗那に水産指導所……………二七六
 水産團體連絡強化……………二七六
 主要水産物漁期調……………二七六
 工 産……………二七六
 各種工業一覽……………二七六
 電力消費規正實施……………二七六
 電燈電力消費規正……………二七六
 小口供電力方針決定……………二七六
 電力の使用を制限……………二七六
 新規電力受電電力……………二七六
 工場取締に新規則……………二七六
 工場清掃運動……………二七六
 代用燃料裝置助成……………二七六
 肥料製造高……………二七六
 農産加工獎勵規程……………二七六
 自家用大麻の加工……………二七六
 工場災害……………二七六
 見習工に多い死傷……………二七六

工産見本展示批評……………二五〇
 瓦斯事業調……………二五〇
 工業獎勵規程……………二五〇
 林 産……………二五〇
 造林計畫發足……………二五〇
 十六年度豫定事業……………二五〇
 森林法と施業案……………二五〇
 民有林施業案規程……………二五〇
 林道開設補助規程……………二五〇
 森林組合の新結成……………二五〇
 防火組合の改組……………二五〇
 森林防火部新規則……………二五〇
 林野産物は七割増……………二五〇
 地方費幼苗の交付……………二五〇
 造林幼苗有價交付……………二五〇
 木炭報國運動實施……………二五〇
 林野産物數量價額……………二五〇
 木炭増産獎勵補助……………二五〇
 地方別木炭生産額……………二五〇
 四營林区署を新設……………二五〇
 優良種苗大量確保……………二五〇
 三十ヶ年造林年度割……………二五〇
 畜 産……………二五〇
 養鶏獎勵計畫……………二五〇
 養鶏調……………二五〇
 産卵能力檢定規則……………二五〇
 養豚増産獎勵強化……………二五〇
 飼料作物收穫狀況……………二五〇

種牡牛飼養の改善……………二五〇
 遺外移動畜牛取扱……………二五〇
 各種飼料作物……………二五〇
 牧野特定地と組合……………二五〇
 家畜保險擴充計畫……………二五〇
 毛皮小動物……………二五〇
 地方別養鶏の統計……………二五〇
 厚岸國營牧野開所……………二五〇
 新國營種馬育成所……………二五〇
 地方別毛皮小動物調……………二五〇
 礦 産……………二五〇
 鐵山勞務賃金……………二五〇
 未經験外の勞務者……………二五〇
 勞務根本策具體案……………二五〇
 石油資源の開發……………二五〇
 探礦、産金獎勵金……………二五〇
 鐵山監督局支所……………二五〇
 金屬増産強調行事……………二五〇
 出稼獎勵週間實施……………二五〇
 鐵山へ轉業の助成……………二五〇
 産報鐵山部會創立……………二五〇
 鐵山部會事業計畫……………二五〇
 副 業……………二五〇
 事業計畫……………二五〇
 養 蠶……………二五〇
 藥品増産計畫……………二五〇
 重點主義で獎勵……………二五〇
 繭の生産計畫……………二五〇

學童養蠶協力……………二五〇
 轉業者の手で作業……………二五〇
 團體施設に補助金……………二五〇
 ビール用壘包製造……………二五〇
 地方別春蠶夏秋蠶……………二五〇
 增 産……………二五〇
 米數増産方針……………二五〇
 十六年度産米目標……………二五〇
 生産配給消費綜合……………二五〇
 低位收穫農家助成……………二五〇
 増産協力會議要旨……………二五〇
 増産障礙排除對策……………二五〇
 米稻耕種改革實踐……………二五〇
 大麥稗麥増産確保……………二五〇
 青少年學徒の運動……………二五〇
 食糧増産動員協議……………二五〇
 商 業……………二五〇
 貿易振興方策……………二五〇
 貿易施設計畫案……………二五〇
 貿易協會の事業……………二五〇
 南洋市場開拓……………二五〇
 新體制下經濟機構……………二五〇
 商會會議所……………二五〇
 野付牛會議所設立……………二五〇
 商工會八十七……………二五〇
 商業組合機構整備……………二五〇
 商業組合支部事業……………二五〇
 商業組合……………二五〇

中小商工轉業對策……………二五〇
 卸賣市場……………二五〇
 小賣市場……………二五〇
 商業報國會の結成……………二五〇
 肥料輸入高調……………二五〇
 動物質肥料移入高……………二五〇
 煙草の消費高……………二五〇
 倉庫殘高……………二五〇
 集積倉庫建設助成……………二五〇
 穀物倉庫建設補助……………二五〇
 肥料の共同購入……………二五〇
 商業組合施設補助……………二五〇
 商工隊運動……………二五〇
 警察に生活相談所……………二五〇
 金 融……………二五〇
 銀行と資本金……………二五〇
 組織別會社資本金……………二五〇
 銀行預金貸出……………二五〇
 農村負債代行整理……………二五〇
 銀行擔保別貸出金……………二五〇
 拓殖銀行法を改正……………二五〇
 有價證券荷爲替受拂……………二五〇
 簡易保險貸付要綱……………二五〇
 農産資金貸出……………二五〇
 海産資金貸出……………二五〇
 郵便年金貸付……………二五〇
 荷爲替取組高……………二五〇
 管理米資金を融通……………二五〇

無盡會社一覽……………三八二
 無盡會社業績……………三八二
 中央金庫支所業績……………三八二
 庶民金庫小口貸付……………三八二
 手形交換高……………三八二
 農村負債整理組合……………三八四
 各地銀行預金殘高……………三八四
 各地銀行貸付殘高……………三八四
 札幌市に日銀支店……………三八五
 遠輕に日銀代理店……………三八五
 手形交換所を新設……………三八五
 麥類集荷資金貸出……………三八五
 道銀が三銀行吸收……………三八五

第三種郵便物調……………三九五
 約束郵便減る……………三九五
 郵便貯金……………三九五
 簡易生命保険……………三九五
 電話架設申込み……………三九五
 少年局員職域奉公……………三九五
 地方專賣局……………三九五
 定期航空一時中止……………三九五
 電燈線利用の通信……………三九五
 貯金の目標……………三九六
 國債消化は好成績……………三九六
 國民貯蓄獎勵方策……………三九六
 電話架設申請減る……………三九七
 室蘭市輪西の電話……………三九七
 送配電線施設助成……………三九七
 保險年金獲得目標……………三九八
 瀧川郵便局の昇格……………三九八
 貯蓄組合と増加數……………三九八
 卒業生の解約延期……………三九八
 郵便局名を改む……………三九八
 選信報國會の活動……………三九八
 一戸一口保險謝狀……………三九八
 郵便局名の變更……………三九八
 賞與國債支給運動……………三九八
 統制……………三九九
 鮮魚介集荷……………三九九
 農林產物配給調査……………三九九

地代家賃の統制令……………三九九
 木材配給機構整備……………四〇〇
 石炭調整規則施行……………四〇一
 石炭需給調整要綱……………四〇一
 石油空罐の循環制……………四〇三
 小麥粉等配給統制……………四〇三
 馬鈴薯の精粉濃粉……………四〇三
 濃粉粕用麻袋貸付……………四〇三
 牛の最高販賣價格……………四〇三
 馬の最高販賣價格……………四〇四
 稻藁、藁工品の配給……………四〇四
 稻藁集荷配給要領……………四〇五
 雜穀配給の適正化……………四〇五
 ガーゼ脱脂綿其他……………四〇六
 マツチの需給調整……………四〇六
 學用洋紙配給方法……………四〇七
 アイスキャンデー……………四〇七
 統制組合施設補助……………四〇七
 米穀管理施設補助……………四〇八
 必需品統制意見書……………四〇八
 木炭需給調整概況……………四〇八
 物價……………四一一
 統制協力會議……………四一一
 物價調査地區委員……………四一一
 田畑の賣買價格調……………四一一
 卸賣小賣物價……………四一一
 都市小賣物價指數……………四一一
 勞務者種類別賃銀……………四二二

生計費指數……………四三三
 品目別卸賣指數……………四三三
 札幌市卸賣物價……………四三三
 札幌市小賣物價……………四三三
 札幌市生計費指數……………四三三
 七市卸賣及小賣……………四三五
 基準對比卸賣指數……………四三六
 基準對比小賣指數……………四三七
 商品別各市卸賣……………四三八
 商品別各市小賣……………四三八
 社會……………四三九
 新婦人團體結成……………四三九
 社會事業の日開催……………四三九
 新生活様式を創造……………四三九
 優良多子家庭表彰……………四三九
 多子家庭内容調査……………四三九
 多子家庭表彰さる……………四三九
 多子家庭子女育英……………四三九
 多子出產家庭保護……………四三九
 司法保護區の區域……………四三九
 豫防拘禁委員設置……………四三九
 季節保育所創設費……………四三九
 季節保育所へ補助……………四三九
 兒童愛護運動實施……………四三九
 舊土人の指導教化……………四三九
 舊土人の住宅改良……………四三九
 小作爭議の概況……………四三九
 五ヶ年間小作爭議……………四三七

季節保育所へ奉仕……………四三八
 最近小作爭議調停……………四三八
 保育所助成費……………四三八
 帶廣協會病院再築……………四三八
 方面委員定數改正……………四三八
 社會事業團體總會……………四三八
 小作調停農地調整……………四三八
 結婚改善協議……………四三八
 物故方面委員慰靈……………四三八
 少年救護事業講習……………四三八
 保育所保母懇談會……………四三八
 戦歿者遺族の産婆……………四三八
 季節保育所と砂糖……………四三八
 保母養成の講習會……………四三八
 厚生……………四三八
 部落會の衛生……………四三八
 農村榮養改善研究……………四三八
 榮養改善指導葉落……………四三八
 乳幼児の體力向上……………四三八
 各種更生施設……………四三八
 都市結核豫防協議……………四三八
 都市學童結核檢診……………四三八
 農山漁村學童結核……………四三八
 健康増進運動實施……………四三八
 肢體不自由兒保護……………四三八
 流腦各地に發生す……………四三八
 痘瘡患者續々發生……………四三八
 市郡の傳染病……………四三八

海運報國團診療所……………四四七
 警防……………四四七
 警防服務規程……………四四七
 防火群と組合統制……………四四七
 大建築物防空設備……………四四七
 十五年の火災調……………四四七
 火災月別表……………四四七
 消防警防殉職者……………四四七
 防火家屋火災實驗……………四四七
 防空訓練……………四四七
 火事……………四四七
 市町村遺物保險……………四四七
 仲立營業者の取締……………四四七
 特殊災害……………四四七
 自殺者……………四四七
 山火……………四四七
 狩獵免許者と獵物……………四四七
 請願調査費用金額……………四四七
 紹介……………四四七
 學校卒業者の指導……………四四七
 勞務者募集一元化……………四四七
 職業指導員の定數……………四四七
 職業指導所と區域……………四四七
 研究委託國民學校……………四四七
 一般職業紹介成績……………四四七
 日備勞働紹介状況……………四四七
 林業勞力難を克服……………四四七
 鑛山勞務者を確保……………四四七

指導所幹旋就職調……………四四九
 職業轉換協議……………四四九
 轉業者の相談相手……………四四九
 機械工補導所設置……………四四九
 指導所研究部開設……………四四九
 充足特定期間……………四四九
 函館指導所の試み……………四四九
 放送……………四四九
 學校の翼賛……………四四九
 教養放送研究支部……………四四九
 聴取加入者調……………四四九
 聴取者廿萬を突破……………四四九
 未加入有力者開發……………四四九
 放送と呼出符號……………四四九
 ラジオ相談所増設……………四四九
 受信機を寄贈す……………四四九
 協力會議を放送……………四四九
 聲なき對面を放送……………四四九
 最北端のラジオ塔……………四四九
 I K開局記念講演……………四四九
 國境幌内川で錄音……………四四九
 觀光……………四四九
 函館と其附近……………四四九
 小樽と其附近……………四四九
 札幌と其附近……………四四九
 旭川と其附近……………四四九
 室蘭と其附近……………四四九
 釧路と其附近……………四四九

野付牛と附近……………四八四
 稚内と其附近……………四八四
 表彰……………四八七
 節婦孝子事績……………四八七
 銃後の善行……………四八七
 開拓獎勵表彰者……………四八七
 道會法施行四十年……………四八七
 木炭増産供出功勞……………四八七
 農事實行組合事績……………四八七
 河川作業成績……………四八七
 郵便事務……………四八七
 簡易保險増加應援……………四八七
 全國町村長會表彰……………四八七
 實業教育振興……………四八七
 教育家表彰……………四八七
 警官を表彰……………四八七
 租稅委員と功勞者……………四八七
 稅務功勞……………四八七
 貯金獎勵功勞……………四八七
 貯蓄表彰……………四八七
 商工表彰……………四八七
 統計功勞者……………四八七
 健康保險表彰……………四八七
 優良羊毛供出者……………四八七
 軍事功勞……………四八七
 善行傷痍軍人……………四八七
 共勵表彰……………四八七
 馬事表彰……………四八七

勤續町村吏員……………五〇三
 通信記念日に表彰……………五〇三
 優良勞務者……………五〇四
 工夫を表彰……………五〇六
 郷軍有功章……………五〇六
 産組大會表彰……………五〇六
 水産會表彰……………五〇六
 鐵山協會表彰……………五〇六
 首相官邸で表彰……………五〇六
 厚生大臣賞……………五〇六
 大日本農會表彰……………五〇六
 生活改善・時の功勞……………五〇六
 金屬山の坑道戰士……………五〇七
 森林火防……………五〇七
 鐵道模範職員……………五〇七
 土木事業功績……………五〇七
 海兵徵募成績……………五〇八
 農業報國聯盟表彰……………五〇八
 少年救護功勞……………五〇八
 救癩献身廿年……………五〇八
 初雪……………五〇八

歴代長官……………五二六
 治政の充實……………五二七
 西柵内の境界線……………五二七
 第六回評議會……………五二七
 水産物漁獲高……………五二八
 市町村長會の要望……………五二八
 總人口……………五二九
 旭大豫算……………五二九
 市町村豫算……………五二九
 戸數割……………五二九
 財政交付金……………五二九
 郵便電信電話收入……………五二九
 町村財政と警防費……………五二九
 山火警防……………五二九
 神饌奉獻奉仕……………五二九
 青年學校の再發足……………五二九
 農畜生産擴充計畫……………五二九
 農産擴充計畫作付……………五二九
 專業農家と作付地……………五二九
 漁業成績……………五二九
 春鯨の漁獲高……………五二九
 種馬の配合を統制……………五二九
 公私有造林……………五二九
 病類別比較表……………五二九
 産業組合協會奉公……………五二九
 物産協會販路開拓……………五二九
 酪農聯合會の事業……………五二九
 産業報國運動……………五二九

六ヶ年間罹病率調……………五二六
 産業組合の業績……………五二六
 食糧増産に動員令……………五二六
 青少年團食糧増産……………五二六
 勞力自給自足計畫……………五二六
 少年就職指導方針……………五二六
 季節託兒所……………五二六
 交通界展望……………五二六
 銀行預金貸出……………五二六
 煙草の賣上高……………五二六
 鹽の專賣法を實施……………五二六
 土木事業……………五二六
 山火防止……………五二六
 人名錄……………五二六
 北海道……………五二六
 樺太……………五二六

室蘭瓦斯株式會社……………一〇四
 室蘭興業株式會社……………一〇四
 森永製菓株式會社……………一〇六
 レオンクリーム……………一〇六
 明治乳業株式會社……………一〇六
 前川生命保險株式會社……………一〇六
 北日本漁業株式會社……………一〇六
 アルス藥品部……………一〇六
 増田兄弟商會……………一〇六
 北海道銀行……………一〇六
 日本電報通信社……………一〇六
 共立社……………一〇六
 第一書房……………一〇六
 木下鐵工場……………一〇六
 京都府茶業組合聯合會議所……………一〇六
 植田天藥堂……………一〇六
 エーデー(わかもと本舖)……………一〇六
 壽屋……………一〇六
 錦戸商店……………一〇六
 トリス紅茶……………一〇六
 中山太陽堂……………一〇六
 丸越藥品株式會社……………一〇六
 順和商會……………一〇六
 天鹽國水産會留萌冷蔵庫……………一〇六
 藤澤友吉商店……………一〇六
 山田安民藥房……………一〇六
 山之内藥品商會……………一〇六
 釧路炭礦株式會社……………一〇六

樺太

拓けゆく北門……………五二二
 面積、氣候、先住民……………五二二
 産業開發現狀……………五二二
 市制の施行……………五二二
 初霜と平年比較……………五二二
 初雪……………五二二

北海貯蓄銀行……………四〇〇
 厚生肥料株式會社……………四〇〇
 日魯漁業株式會社……………四〇〇
 合同酒類株式會社……………四〇〇
 大平洋漁業株式會社……………四〇〇
 北千島水産株式會社……………四〇〇
 砂川製材株式會社……………四〇〇
 上砂川魚菜卸賣市場……………四〇〇
 砂川コンクリート工業所……………四〇〇
 砂川工業株式會社……………四〇〇
 北海道興農公社……………四〇〇
 北海道漁業組合聯合會……………四〇〇
 野付牛町役場……………四〇〇
 桑原鐵業商會本店……………四〇〇
 小林病院……………四〇〇
 吉田病院……………四〇〇
 深川町外十ヶ村組合病院……………四〇〇
 深川製氷販賣株式會社……………四〇〇
 深川商業組合……………四〇〇
 北越館……………四〇〇
 大日本電力株式會社……………四〇〇
 中部石炭配給株式會社……………四〇〇
 深川商工會……………四〇〇
 加一仕出し店……………四〇〇
 膽振鐵道株式會社……………四〇〇
 壽都鐵道株式會社……………四〇〇
 俱知安鐵業所……………四〇〇
 喜茂別信用購買販賣利用組……………四〇〇

王子製紙株式會社……………表紙二
 北海道水力電氣株式會社……………表紙一
 千住車輛株式會社……………表紙二
 安井工業株式會社……………表紙二
 井筒屋商店……………表紙二
 栗林商會……………表紙二
 栗林商船株式會社……………表紙二
 室蘭埠頭株式會社……………表紙二
 室蘭自動車株式會社……………表紙二

合……………四〇〇
 壽都漁業協同組合……………四〇〇
 歌葉漁業協同組合……………四〇〇
 磯谷郡磯谷漁業協同組合……………四〇〇
 山岡内燃機株式會社……………四〇〇
 道支店……………四〇〇
 旭川鐵工機械器具工業組合……………四〇〇
 私立旭川鐵工青年學校……………四〇〇
 北海食用油脂株式會社……………四〇〇
 北海道地區商業組合聯合會……………四〇〇
 千歲鶴……………四〇〇
 星製菓株式會社……………四〇〇
 鋼材機械營業所……………四〇〇
 北海道製糖株式會社……………四〇〇
 中山機械株式會社……………四〇〇
 内外化學製品株式會社……………四〇〇
 都……………四〇〇
 工藤商店藥品部……………四〇〇
 渡邊輝網藥房……………四〇〇
 定山溪溫泉旅館組合……………四〇〇
 北日本汽船株式會社……………四〇〇
 廣地村漁業協同組合……………四〇〇
 高田家……………四〇〇
 眞岡町漁業協同組合……………四〇〇
 蘭泊漁業協同組合……………四〇〇
 進明亭……………四〇〇
 イチヂク製菓株式會社……………四〇〇

服部紙店……………表紙三
 北海道信用購買販賣組合聯合會……………裏紙二
 北海道炭礦汽船株式會社……………裏紙一

余市酒造株式會社……………三二七
 余市運送社……………三二七
 眞岡町役場……………三二八
 眞岡商工會議所……………三二八
 眞岡郡廣地村役場……………三二八
 眞岡食品株式會社……………三二八
 樺太電氣株式會社……………三二八
 樺太酒類株式會社……………三二八
 大橋徳太郎商店……………三二八
 北海道瓦斯株式會社……………三二八
 小樽無盡株式會社……………三二八
 臺灣消費稅未納糖保稅倉庫……………三二八
 小樽倉庫株式會社……………三二八
 心樽倉庫株式會社……………三二八
 茅沼炭礦業株式會社……………三二八
 日本アスパラガス株式會社……………三二八
 藤山商店……………三二八
 藤山海運株式會社……………三二八
 藤山海運株式會社工作所……………三二八
 太平洋炭礦株式會社……………三二八
 野付牛商工會議所……………三二八
 一力無盡株式會社……………三二八
 日本タンニン工業株式會社……………三二八
 野崎商店……………三二八
 野村鐵業株式會社……………三二八
 大日本印刷株式會社……………三二八
 北海製紙株式會社……………三二八
 小樽市街自動車株式會社……………三二八
 函館製網船具株式會社……………三二八

北海貯蓄銀行……………四〇〇
 厚生肥料株式會社……………四〇〇
 日魯漁業株式會社……………四〇〇
 合同酒類株式會社……………四〇〇
 大平洋漁業株式會社……………四〇〇
 北千島水産株式會社……………四〇〇
 砂川製材株式會社……………四〇〇
 上砂川魚菜卸賣市場……………四〇〇
 砂川コンクリート工業所……………四〇〇
 砂川工業株式會社……………四〇〇
 北海道興農公社……………四〇〇
 北海道漁業組合聯合會……………四〇〇
 野付牛町役場……………四〇〇
 桑原鐵業商會本店……………四〇〇
 小林病院……………四〇〇
 吉田病院……………四〇〇
 深川町外十ヶ村組合病院……………四〇〇
 深川製氷販賣株式會社……………四〇〇
 深川商業組合……………四〇〇
 北越館……………四〇〇
 大日本電力株式會社……………四〇〇
 中部石炭配給株式會社……………四〇〇
 深川商工會……………四〇〇
 加一仕出し店……………四〇〇
 膽振鐵道株式會社……………四〇〇
 壽都鐵道株式會社……………四〇〇
 俱知安鐵業所……………四〇〇
 喜茂別信用購買販賣利用組……………四〇〇

合……………四〇〇
 壽都漁業協同組合……………四〇〇
 歌葉漁業協同組合……………四〇〇
 磯谷郡磯谷漁業協同組合……………四〇〇
 山岡内燃機株式會社……………四〇〇
 道支店……………四〇〇
 旭川鐵工機械器具工業組合……………四〇〇
 私立旭川鐵工青年學校……………四〇〇
 北海食用油脂株式會社……………四〇〇
 北海道地區商業組合聯合會……………四〇〇
 千歲鶴……………四〇〇
 星製菓株式會社……………四〇〇
 鋼材機械營業所……………四〇〇
 北海道製糖株式會社……………四〇〇
 中山機械株式會社……………四〇〇
 内外化學製品株式會社……………四〇〇
 都……………四〇〇
 工藤商店藥品部……………四〇〇
 渡邊輝網藥房……………四〇〇
 定山溪溫泉旅館組合……………四〇〇
 北日本汽船株式會社……………四〇〇
 廣地村漁業協同組合……………四〇〇
 高田家……………四〇〇
 眞岡町漁業協同組合……………四〇〇
 蘭泊漁業協同組合……………四〇〇
 進明亭……………四〇〇
 イチヂク製菓株式會社……………四〇〇

服部紙店……………表紙三
 北海道信用購買販賣組合聯合會……………裏紙二
 北海道炭礦汽船株式會社……………裏紙一

株式會社栗林商會
 栗林商船株式會社
 室蘭埠頭株式會社

は件條一第の人美

りあに力魅の髮黒



日本髪も、淑髪も
 男子の頭髪にも
 美髪！ 健毛！ フケの豫防に！

純粋椿製
ガツツイ
 ユーコツツイ

内地公定價格
 大瓶 一圓卅錢
 中瓶 八十五錢
 小瓶 五十五錢

店商屋筒井 社會式株 町形人京東 舖本

室蘭自動車株式會社

室蘭瓦斯株式會社

室蘭興業株式會社

大日本帝國皇室

天皇陛下

第二百二十四代天皇

大正天皇第一皇子

御名裕仁

明治三十四年四月二十九日御降誕

同年五月五

日御命名、迪宮と稱し奉る。明治四十一年四月十一日學習院初等科に御入學。同四十五年七月三十日儲位に登らせらる。大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉叙大勳位。同三年四月二日學習院初等科御卒業。新設の御學問所にて御修學。同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉。同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式御舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九月三日御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日御成婚。同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五日御踐祚。昭和元年十二月二十八日朝見式。同三年十一月十日御即位禮御舉行。

皇后陛下

故久邇宮邦彥王第一女

御名良子

明治三十六年三月六日御誕生

同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學。大正四年四月同部中等科に御進級。大正七年一月十七日東宮妃册立の御沙汰あり。二月四日女學部御退學。同四月十三日御學問所御開始。同十一年六月二十日御婚約勅許。同年九月二十八日御納采。敘勳一等。同十三年一月二十六日御入興。皇太子妃宣下。昭和元年十二月二十五日皇后宣下。

皇太后陛下

故從一位大勳位公爵九條道孝第四女

御名節子

明治十七年六月二十五日御誕生

同二十三年九月十日華族女學校小學部に御入學。同三十二年八月二十九日中等科御退學。同三十三年五月十日御入興。同日皇太子妃とならせらる。

皇太子

明仁親王

今上天皇第一皇子

昭和八年十二月二十三日御誕生

繼宮と稱し奉る

正仁親王

今上天皇第二皇子

昭和十年十一月二十八日御誕生

義宮と稱し奉る

成子内親王

今上天皇第一皇女

大正十四年十二月六日御誕生

照宮と稱し奉る

和子内親王

今上天皇第三皇女

昭和四年九月三十日御誕生

孝宮と稱し奉る

厚子内親王

今上天皇第四皇女

昭和六年三月七日御誕生

順宮と稱し奉る

貴子内親王

今上天皇第五皇女

昭和十四年三月二日御誕生

清宮と稱し奉る

皇族

秩父宮

大正十一年六月二十五日秩父宮の稱號を賜はる

陸軍大佐大勳位 雅仁親王 大正天皇第二皇子 明治三十年六月五日御誕生
雅仁親王妃勳一等 勢津子 子爵松平保男姪 (松平恒雄第一女) 明治三十年九月九日御誕生

昭和三年九月六日御結婚

高松宮

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる

海軍中佐大勳位 宣仁親王 大正天皇第三皇子 明治六年一月三日御誕生
宣仁親王妃勳一等 喜久子 故公爵徳川慶久第二女 明治四年三月六日御誕生

昭和五年二月四日御結婚

三笠宮

昭和十年十二月二日三笠宮の稱號を賜はる

陸軍大尉大勳位 崇仁親王 大正天皇第四皇子 大正四年三月二日御誕生
(昭和十六年三月三十一日官報) 崇仁親王殿下正四位勳四等子爵高木正得二女百合子と結婚の儀三月二十九日勅許相成りたり

閑院宮

元帥陸軍大將 載仁親王 故邦家親王第十六子 慶應元年二月十日御誕生
大勳位功二級 載仁親王 故公爵三條實美第二女 明治五年六月三日御誕生
載仁親王妃勳一等 智恵子 載仁親王第二子 明治五年八月三日御誕生
陸軍大佐大勳位 春仁王 故公爵一條實輝第四女 明治四年二月七日御誕生
春仁王妃勳一等 直子

大正十五年七月二日御結婚

東伏見宮

故依仁親王妃勳一等 周子 故公爵岩倉具定第一女 明治九年八月二日御誕生

明治三年二月二日御入興

伏見宮

元帥海軍大將 博恭王 故貞愛親王第一子 明治八年二月六日御誕生
大勳位功四級 朝博子 故公爵一條實輝第三女 明治五年六月二日御誕生
故博義王妃勳一等 朝博子 故博義王第一子 昭和七年一月二日御誕生
光子女王 故博義王第一女 昭和四年七月六日御誕生
章子女王 故博義王第三女 昭和九年二月二日御誕生

山階宮

海軍少佐勳一等 武彦王 故菊麿王第一子 明治三年二月三日御誕生

大正二年七月九日故佐紀子女王と御結婚

賀陽宮

陸軍少將大勳位 恒憲王 故邦憲王第一子 明治三年一月二日御誕生
恒憲王妃勳一等 敏子 故公爵九條道實第五女 明治五年五月六日御誕生
故邦憲妃勳一等 好子 故侯爵醍醐忠順第一女 慶應元年三月七日御誕生
邦子 恒憲王第一子 大正二年四月二日御誕生

明治三年二月六日御入興

大正二年五月三日御結婚

延 治 憲 王 恒憲王第二子 大正五年七月三日御誕生
 章 憲 王 恒憲王第三子 昭和四年八月七日御誕生
 文 憲 王 恒憲王第四子 昭和六年七月三日御誕生
 宗 憲 王 恒憲王第五子 昭和〇年二月四日御誕生
 美 智 子女 恒憲王第一女 大正二年七月九日御誕生

久 邇 宮

海軍大佐大勳位 朝 融 王 故邦彦王第一子 明治四年二月二日御誕生
 朝融王妃勳一等 知子 女 博恭王第三女 明治四年五月八日御誕生
 故邦彦王妃勳一等 俔 子 故公爵島津忠義第七女 明治二年〇月九日御誕生
 邦 昭 王 朝融王第一子 昭和四年三月五日御誕生
 朝 建 王 朝融王第二子 昭和五年五月二日御誕生
 正 子 女 朝融王第一女 大正五年三月八日御誕生
 朝 子 女 朝融王第二女 昭和二年〇月三日御誕生
 通 子 女 朝融王第三女 昭和八年九月四日御誕生
 英 子 女 朝融王第四女 昭和三年七月三日御誕生
 靜 子 女 故子爵水無瀬忠輔第一女 明治七年九月五日御誕生
 家 彦 王 故多嘉王第二子 大正九年三月七日御誕生
 德 彦 王 故多嘉王第三子 大正二年二月九日御誕生
 明治四年三月九日御入興

梨 本 宮

元帥陸軍大將 大勳位功四級 守 正 王 故朝彦親王第四子 明治七年三月九日御誕生
 守正王妃勳一等 伊 都 子 故侯爵鍋島直大第二女 明治五年二月二日御誕生

朝 香 宮

陸軍大將大勳位 鳩 彦 王 故朝彦親王第八子 明治〇年〇月二日御誕生
 陸軍大尉勳一等 孚 彦 王 鳩彦王第一子 大正元年〇月八日御誕生
 孚彦王妃勳二等 千 賀 子 伯爵藤堂高昭第五女 大正〇年五月三日御誕生
 淇 子 女 鳩彦王第二女 大正八年八月二日御誕生

東 久 邇 宮

陸軍大將大勳位 稔 彦 王 故朝彦親王第九子 明治〇年三月三日御誕生
 稔彦王妃勳一等 聰 子 親 王 明治天皇 (御稱號泰宮) 明治元年五月二日御誕生
 陸軍大尉勳一等 盛 厚 王 稔彦王第一子 大正五年五月六日御誕生
 俊 彦 王 稔彦王第四子 昭和四年三月四日御誕生

北 白 川 宮

故永久王妃勳二等 祥 子 男爵德川義恕第二女 大正五年八月六日御誕生
 故成久王妃勳一等 房子 內 親 王 明治天皇 (御稱號周宮) 明治三年一月六日御誕生

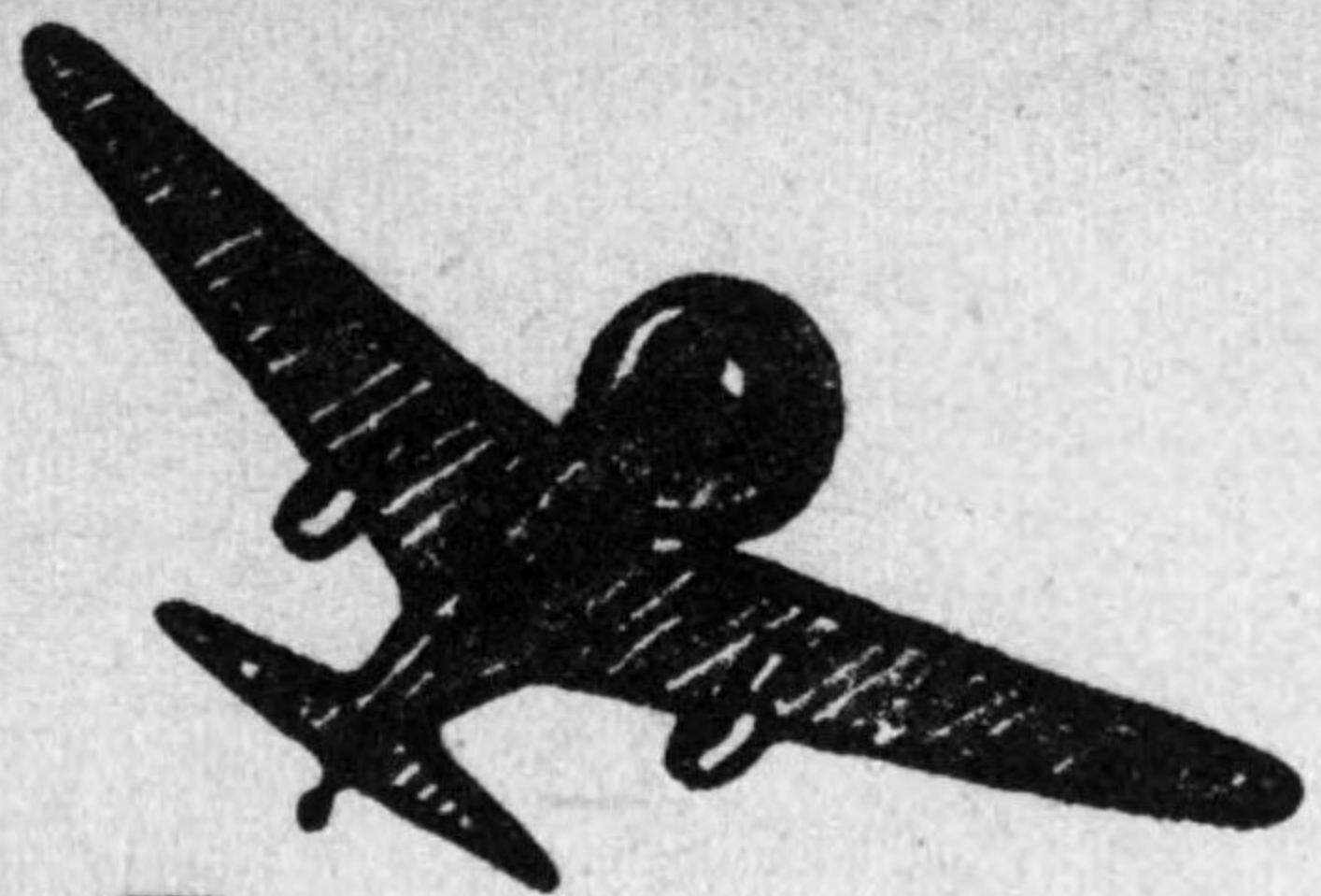
大正四年五月八日御結婚

明治四年五月六日故允子
內親王と御結婚
昭和三年三月六日御結婚

明治三年二月六日御結婚

昭和〇年四月六日御入興
明治四年四月九日御入興

銃後の食糧を確保せよ！



と言ふ事は買ひ溜め買ひ
漁りを奨めるのではない
科學する心を以てその榮
養と分量を考へ以て無駄
なく食べ、無駄なく扱ふ
事である



森永ビスケット

森永製菓株式会社

聖 勅

昭和十五年版年鑑「聖勅」に續く

教育ニ關スル勅語渙發五十年記念式典

ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和十五年十月三十日)

皇祖考曩ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ精華ヲ闡明シ國民道德ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵文ヲ經トシ武ヲ緯トシ教化爰ニ洽ク學風以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日アルヲ致セルハ朕ノ深ク懌フ所ナリ
今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セリ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心ヲ一ニシ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタテマツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被セシコトヲ期セヨ

紀元二千六百年式典ニ際シテ賜ハリタル勅語

(昭和十五年十一月十日)

茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ百僚衆庶相會シ之レカ慶祝ノ典ヲ舉ケ以テ肇國ノ精神ヲ昂揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尙ス
今ヤ世局ノ激變ハ實ニ國運隆替ノ由リテ以テ判カルル所ナリ爾臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ體シ我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顯揚シ以テ人類ノ福祉ト萬邦ノ協和トニ寄與スルアランコトヲ期セヨ

同奉祝會ニ際シテ賜ハリタル勅語

(昭和十五年十一月十一日)

爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ醮ニ臨ミ各國代表者竝ニ朝野ノ代表者ト歡ヲ罄クシ樂ヲ偕ニスルハ朕ノ深ク懌フ所ナリ
今ヤ一大世變ニ際會スルモ平和ノ日ナラスシテ恢復セラレ萬邦ト俱ニ其ノ慶ニ賴ランコトヲ望ム

日獨伊三國同盟成立ニ關スル詔書

(昭和十五年九月二十七日)

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク懌ブ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼

セヨ

紀元二千六百年ノ紀元節ニ下シ給ヘル詔書

(昭和十五年二月十一日)

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思ヲ神武天皇ノ創業ニ騁セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ

磨き出す素肌美

昔の女性ほどお肌を可愛がり、心をこめて磨いたので、それは今のやうにクリームもなければ石鹸もなかつた時代ですから、もみの糠袋でたんねんに顔から襟脚のすみへまで氣永に洗ひ、素肌を白く美しくしやうと勉めたのです。而し貴い時間をそんなお化粧に使ふことは今の時代に許されません。それで時間がかゝらずに素肌から美しくする美肌料で白粉の助けを借りない色白肌を創るやうに致しませう。レオン洗顔クリームは現代の科學が創りあげたコロイド硫黄應用の洗顔美肌料で朝夕二回軽く塗つて御使用になりますとめきく色黒、ニキビ、脂顔のお肌も苺から色白な美肌になります。



ムーリク顔洗ンオレ

錢十五圓一
品社部藥賣

民情を御聴取

天皇陛下には、時局下の地方事情に篤き思召を垂れさせ給ひ、昭和十六年四月八日から十五日までの地方長官會議劈頭の八日、全地方長官を宮中に召され、一々御熱心に御聴取遊ばれしことは一億蒼生感泣の極みである、この日午前九時四十分他府縣知事と打揃つて参内した戸塚北海道廳長官は宮中東一の間に於いて拜謁仰付られ、龍顏を咫尺に拜し、恐懼感激して道内事情を奏上した、これに對し、陛下から炭山の經營について有難き御下問を賜つたことは、緊迫せる國際情勢下に、道民齊しく感泣して赤誠を誓ひ奉るものである、而して午餐御陪食の光榮に浴した長官は宮中を退出後、内務省で次の如く謹話した。

聖 恩

★ 聖

恩 ★

北海道は各種資源が豊富であります、今までも十分活用せられてゐる程度まで各種の施設が進んでゐませんので、今後計画的に擴充の必要があると思ひますから、十五年八月、北海道綜合計畫委員會を發起致しまして、第一着に山林經營の合理化を立案致し、十五年度から實施して居ります、この計畫は廿年計畫で未開の山に林道を設けることと致して居ります、十五年御下問を辱う致しました木材、バルブ資材の供給は、今後十分出來ることになると考へてゐる次第であります、尙續いて北方農業の確立は略準備が成り立ちましたから、今後この方面も一層力を致す考へであります、その他鐵業、水産、特に工業の方は本

道がその條件に恵まれてをります、業方面にも進んで参る積りでございまして、更に米作状況を申し上げますと、十五年は天候の加減とは言ひますもの、思はざる不作を招きました、十四年より四割五分の減收を來しましたやうに記憶致して居ります、十六年は翼賛精神の徹底と相俟ちまして、食糧増産に邁進する覺悟を持ちまして道民に翼賛精神の鼓吹に努め、全道民一致、協力御奉公の決意を固めて居ります、また銃後の援護その他の施設につきましても萬全を期し居る次第であります、奏上致しましたのに對しまして長くも「炭山の經營などについてはどうか」との有難き御下問がありましたので、小官から「何分努力の不足その他の關係で經營者と致しませんが困つて居りますやうな次第であります、然しあらゆる工夫をしまして成べく政府の増産割當に應じ

ますやう全力を盡して努力して居りますが、十五年度は割當より稍々減産を來しましたやうで甚だ遺憾に存じて居ります」と奉答致しましたが、この有難き思召を體して更に當業者に奮勵努力をお願いする覺悟であります。

司法の御下問

全國司法長官會同を終へて昭和十六年五月五日夜歸つた赤羽札幌控訴院長は、六日登壇して、拜謁の際御下問にあづかつた舊土人の上にも、それがせ給ふ大御心に恐懼感激して左の如く語つた。

御陪食の榮に浴した後、檢察長と共に拜謁仰付られ自分は本道と樺太における裁判所事情と少年犯罪の狀態、少年審判所設置決定の事などを奏上申上げたところ、畏くも「舊土人の犯罪はどうか」と御下問あらせられた。その廣大無邊な大御心に對し、最近は舊土人の犯罪がなくなつた旨を奉答申上げたが、民草に垂れ

賜ふ御仁心の極みなきに自分
は只管恐懼感激して御前を退
下した。

御下賜金拜受團體

- 札幌市 北海道社會事業協會
- 札幌市 養老院
- 札幌市 育兒園
- 札幌市 恩學園
- 札幌市 遠友夜學校
- 札幌市 無料宿泊所
- 札幌市 保赤園
- 同 北一條公教同胞會
- 同 函館慈惠院
- 同 日本聖保祿會函館支部
- 小樽市 小樽育兒院
- 旭川市 旭川育兒院
- 同 旭川隣保會
- 同 旭川救護院
- 同 釧路市社會事業協會
- 廣島市 マリヤ奉仕天使之園
- 余市町 余市養育院
- 岩内町 岩内救護院
- 留萌町 留萌保育所
- 御下賜金拜受學校
- 十六年二月十一日
- 札幌市 札幌盲學校
- 札幌市 札幌聾啞學校

御下賜金保育所

- 十六年二月十一日
- 函館市 私立函館盲啞院
- 小樽市 小樽盲啞學校
- 旭川市 旭川盲啞學校
- 室蘭市 室蘭盲啞學校
- 野付牛町 愛國保育園
- 砂川町 奈井江農繁期託兒所
- 幌加内町 政和託兒所
- 上富良野町 農繁期託兒所
- 大野村 大野村託兒所
- 芽室村 愛國婦人會託兒所
- 篠路村 篠路託兒所
- 養老院高齡者賑恤
- 道廳では昭和十五年末、恩賜
金事業費中社會事業費を以て、
道内養老施設收容中の六十歳以
上の老者に慰問金として金五圓
宛贈與したが、恩恵に浴した各
施設の人員左の如くである。
- 札幌愛隣館宿泊所 六一七
- 札幌養老院 三三六
- 函館慈惠院 九三三
- 小樽育兒院 三三三
- 旭川市立養老院 五四九
- 旭川救護院 五十一

派に仕上げ無窮の皇恩に應へ奉
るやう」との諭示あり、西協定
一君拜受者一同を代表して「有
難き御恵みに浴し洵に恐懼感激
に堪へず、今後一層國民として
の務を完うし御仁慈に副ひ奉ら
む」との力強い答辭を述べた。

照宮成子内親王殿下

- 北海道御成御日程
- 昭和十六年七月十
- 七月十七日 後 六、四〇
- 宮城御出門
- 後 七、〇〇 上野驛御發
- 同 十八日 後 〇、五〇
- 函館棧橋驛御著
- 五稜郭、定温倉庫會社、高等
水産學校御見學、大沼公園山
水御泊
- 同 十九日 前 七、五五
- 大沼驛御發車
- 後 二、三〇 小樽驛御著
- 北海製罐會社、日本郵船會社
(日露樺太國境劃定會議室)
御見學、札幌グラントホテル
御泊
- 七月二十日 前 八、〇〇
- 御泊所御發

札幌神社、工業、農事各試験
場、植物園、興農公社、製麻
會社、帝國大學、豊平館御見
學

- 後 一〇、五七 札幌驛御發車
- 同 二十一日 前 九、〇〇
- 釧路驛御著
- 御展望臺御成、舊土人茂尻矢
岩址御見學
- 前 一〇、〇六 釧路驛御發車
- 後 一、〇三 川湯驛御著
- 硫黃山、砂湯、美幌峠御見學
- 弟子屈グラントホテル御泊
- 同 二十二日 前 八、三〇
- 御泊所御發
- 摩周湖、双湖臺、阿寒湖御見
學、雄阿寒ホテル御泊
- 同 二十三日 後 二、三〇
- 御泊所御發
- 富士屋旅館御休憩
- 後 八、〇五 釧路驛御發車
- 同 二十四日 前 七、三五
- 札幌驛御著 札幌グラントホ
テル御泊
- 同 二十五日 前 八、〇〇

御泊所御發
眞駒内種畜場、月寒種羊場、
林業試験場御見學

- 後 〇、三〇 野幌驛御發車
- 著 二、五六 鹿ノ谷驛御發車
- 夕張炭礦御見學、鹿ノ谷クラ
ブ御泊
- 同 二十六日 前 一、二〇〇
- 鹿ノ谷驛御發車
- 後 三、〇四 苫小牧驛御發車
- 著 王子製紙工場御見學、王子ク
ラブ御泊
- 七月二十七日 支笏湖御見學、
王子クラブ御泊
- 同 二十八日 前 八、〇五
- 苫小牧驛御發車
- 前 九、三五 東室蘭驛御發車
- 著 製鐵會社、製鋼所御見學
- 後 一、一一 東室蘭驛御發車
- 後 二、一三 虻田驛御著
- 觀光ホテル御泊
- 同 二十九日 前 九、五四
- 虻田驛御發車

後 二、三〇 函館棧橋御
御退道

- 同 三十日 前、八五五 上
野驛御著
- 宮城御歸還
- 梨本元帥宮殿下御視察
- 軍事參議官元帥陸軍大將梨本
宮守正殿下には、北海道御視
察のため、昭和十六年六月二十
二日午後零時五十分着連絡船に
て函館へ御上陸、同一時二十五
分發車札幌に向はせられ、札幌
旭川、層雲峽、登別温泉、室蘭
洞爺湖等御視察後、同二十九日
午後四時四十五分の列車にて再
び函館へ御着、同夜は湯の川に
御一泊の上、翌三十日午後二時
三十分發連絡船にて御退道遊ば
さる。
- 東久通宮盛厚王殿下
- 東久通宮盛厚王殿下には、北
海道御視察のため、昭和十六年
七月六日午後零時五十分函館棧
橋御着、同夜湯の川に御一泊、
翌七日午前七時函館驛より御乗
車、八雲町へ御立寄の上、午後
三時十八分同驛御發、札幌、室

蘭、登別温泉、苫小牧、支笏湖
等御視察の後、同十一日午後十
時五十八分函館棧橋驛御着、十
二日午前零時三十分發の連絡船
で御退道遊ばされた。

- 地方振興更生資金
- 有栖川宮家の祭祀を繼がせ給
ふ高松宮殿下には、農山漁村振
興御獎勵の思召を以て、有栖川
宮厚生事業選奨として、昭和十
六年六月十四日、地方振興功勞
者十九名に對し視箱一個宛下賜
農器具農事改良功勞者五名及び
十團體に對し金一封下賜の御沙
汰あり、直に地方長官を経て傳
達せしめられた、關係の分左の
如し。
- 團體金一封下賜
- △瀬棚郡東瀬棚村豊岡農事實
行組合△札幌郡廣島村社團法
人マリヤ奉仕會廣島支部天使
之園
- 林野局支局出張所
- 帝室林野局支局出張所の名稱
位置及管轄區域中左の通改正し
昭和十六年一月一日より之を施
行した。
- 旭川支局の部深川出張所の項

を左の如く改む
 △深川(石狩國雨龍郡深川町)
 (雨龍郡)深川町、北龍村、
 雨龍村、沼田村の内幌新太刀
 別川及ポン川流域(上川郡)
 神居村の内伊納川左岸分水嶺
 以西(空知郡)音江村
 △朱鞠内(石狩國雨龍郡幌加内
 村)
 (雨龍郡)幌加内村、多度志
 村、沼田村但し幌新太刀別川
 及ポン川流域を除く
 同支局の部留萌出張所の項を
 左の如く改む。
 △留萌(天鹽國留萌郡留萌町)
 (留萌郡)留萌町(増毛郡)
 △小平薬(天鹽國留萌郡小平薬
 村)
 (留萌郡)小平薬村
 昭利十六年度に於ける御料地
 所在市町村に對する賜金、特賜
 金左の通りである。

茂別村	三三三	一五〇
木古内村	五二六	三三〇
知内村	四九七	一八〇
福島村	五九六	二七五
函館市	一〇	一
上ノ國村	一、六四八	五七五
泊村	六	一
厚澤部村	一、四二二	五五〇
江差町	五	一
千歳村	二、五四〇	四四五
惠庭村	一、〇七	五三〇
苫小牧町	八九二	三〇〇
白老村	五五五	二五〇
門別村	一三九	一五〇
新冠村	三、七〇八	一、五五
静内町	一、二二三	五五
豊平町	二、二五二	九三
廣島村	五	一
札幌市	五五	一
厚田村	四三七	二〇五
濱益村	六九一	一七五
夕張町	三、三六	一、四〇五
角田村	二七六	八五
由仁村	五	一
三笠山村	一、二二	三五〇
岩見澤町	五	一
赤平村	一六	一
上磯町	二、五九	一、四〇
砂川町	五	一
富良野町	一、九四	九五
山部村	三、四六	一三〇
東山村	五	一
南富良野村	七、四	三〇
音江村	一三	一
神居村	五、五六	二五〇
神樂村	三、四三	一四
美瑛村	一、四五六	五九〇
東川村	一、六三	五五
雨龍村	三、九五	一三〇
北龍村	四〇一	一五
深川町	五	一
沼田村	一、二八	一六〇
幌加内村	一、三六	六九〇
多度志村	五	一
増毛町	四、八〇	二六五
留萌町	八、四	四二五
小平薬村	一、六六	八二五
苫前村	一、六五	五七〇
羽幌町	一、九四	五五
初山別村	六、四	三五
士別町	六、五	一
上士別村	二、五二	一、三五
風連村	二、七四	一三〇
名寄町	二、七二	一三〇
下川村	二、七六	一、九〇
弟子屈村	一、九三	九八〇

計 五〇、四〇 一九、八三五
 勅語詔書寫本奉衛
 北海道廳では、昭和十六年四
 月一日 御影並 勅語謄本奉
 衛等に關する規程中左の通改
 正した。
 「御影並 勅語謄本奉衛等に關
 する規程」を「御影並に 勅語
 謄本及詔書に關する規程」に改
 む
 第一條中「御影並教育に關する
 勅語の謄本」を「御影並に
 勅語謄本及詔書寫本」に改む
 第二條中「奉置」を「奉安」に
 「教員」を「職員」に改む
 第三條中「奉置所」を「奉安殿
 又は奉安所」に改む
 第四條 奉安殿又は奉安所火災
 其他災變に遭際したるとき
 は速に御影並に 勅語謄本及
 詔書寫本を奉還し不敬並に
 御異狀の畏なき様嚴に注意す
 べし營繕其他の都合に依り
 奉還したる場合亦同じ
 第五條 前條の場合に於ては學
 校長又は學校管理者若は設立
 者に於て其の狀況を具し監督
 官廳に届出づべし

北海道

北海道は、面積五千七百五十方里餘であつて、臺灣、樺太及び四國を併せたものに伯仲し、千島列島を除くも尙東北六縣に新潟縣を加へたるものに匹敵する。到る處に魚介海藻が豊富であり、世界有数の漁場を控へて、その名は夙に高く、地勢は概して平潤、地味は豊沃であり約二百五十萬町歩の農牧適地を有し、加ふるに千古斧鉞の入らざる森林と各種礦物の富を藏してゐる。世人或は本道の氣候寒冷なるを恐れるが、これを歐洲各國の緯度と比較すれば優位にあるのみならず、農産物の豊穰と、住民の健康とは、氣候風土の好適なる事實を證明してゐる。

開發は遠く七百年前にその曙光を見たが、その功程は特に見るべきものなく、無盡の寶庫は堅く鎖されて、荆棘徒に蔓る様な状態であつた。然るに王政維新の宏謨によつて、明治二年開拓使の設置を見るに至り、開拓の基礎に創めて樹立され、爾來七十餘年、その進歩は寔に顯著なるものがあり、殊に歐洲戰亂の影響は絶大の好況を齎して各種産業界に記録を遺し、新企業の興隆その他諸般の事

象に一大變革を來し、更に我が國における人口食糧問題の提唱と共に、朝野齊しく本道の拓地殖民の有望なるを注視するに至つた。然るに昭和に入ると、全世界に互る經濟界の行詰りは拓殖途上に在る本道に對しても一大衝擊を與ふるところとなり、加ふるに昭和六、七、九、十年においては稀有なる凶作並に水害の創痍を蒙つたもの、この時艱と災厄の渦中に在つて、對外爲替關係は頗る有利に展開し、これに乗じて本道特産品の海外進出狀況は頗る顯著なるものがあり、又、國內市場においても昭和九年以來金、石炭、木材乳製品、雜穀、及び水産物等が盛に躍進し殊に同十一年は一般産業の振興擴充に一段の迫力を加へ、拓殖の前途に大なる光明を放つた。

人口は昭和十五年において、三百二十七萬二千人に達するに至つたが、その密度は今尙、府縣中最も疎なる岩手縣の約半數に過ぎない状態であるから、海陸共に各種資源の豊富にして大なるものと相俟つて、北海道の前途、益多望なりと言はなければならぬ。

福社保 利益配當 附

福社保 命生川前

保険金の倍額支拂

普通の掛金だけで
「被保険者が災害が原因で死亡した場合は」に倍額の保険金を支拂ひます

きつと皆様の御満足な御加入が出来る事と信じます

各支社 業務擴張ニ付外務社員招聘

保険案内呈上



本社

東札幌市十條一丁目

支社 札幌市南一条一丁目

支社 旭川市

開道

本道は、往時蝦夷地と稱せられ、其の開發は遠く七百年前に黎明を見たが、開拓の功程は特に見るべきものなく、豊富なる資源は堅く鎖されて荆棘徒に蔓る様な状態であつた。然るに王政維新の宏謀に依つて、明治二年七月開拓使の設立を見るに至り、茲に肇めて蝦夷地は北海道と改稱せられ、北門經營の緒を開き、開拓の礎石は措かれたのである。而して明治十五年開拓使を廢し、函館、札幌及根室の三縣を置き一般行政を司らしめ翌十六年に農商務省に北海道事業局を置き之を統一管理することとなつたのであるが、明治十九年三縣一局を廢して北海道廳を設置し、本道の拓殖及行政全般の事務を綜合統一して、専ら拓地、植民、興産に竭すの方針を採つた。爾來七十有年を開し

開拓の進捗は寔に顯著なるものがある。即ち人口は三百二十萬を超え、耕地は九十八萬町歩に達し、總生産額は十億圓を突破する隆盛を觀るに至つた。殊に昭和十二年以降、支那事變を契機として、軍需並に國際收支の調整上必要な輸出振興と生産力擴充施設に主力が注がれ、重要物資の供出地として、貴重な役割を努めてゐる。

- #### 歴代長官
- 開拓使以來の歴代長官を列舉すれば左の通りである。
- △蝦夷開拓督務
 - 鍋島 直正 (明治二年六月—同年七月)
 - △開拓使長官
 - 鍋島 直正 (明治二年七月—同年八月)
 - 東久世通禧 (明治二年八月—同七年八月)
 - 黒田 清隆 (明治七年八月—同十五年一月)
 - 西郷 從道 (明治十五年一月—同年二月)

- △函館縣令 時任 爲基
- △札幌縣令 調所 廣文
- △根室縣令 湯地 定基 (以上明治十五年二月—同十九年一月)
- △北海道廳長官
 - 1 岩村通俊 (明治十九年一月—同二十一年六月)
 - 2 永山武四郎 (明治二十一年六月—同二十四年六月)
 - 3 渡邊 千秋 (明治二十四年六月—同二十五年七月)
 - 4 北垣 國道 (明治二十五年七月—同二十九年四月)
 - 5 原 保太郎 (明治二十九年四月—同三十年九月)
 - 6 安場 保和 (明治三十年九月—同三十一年七月)
 - 7 杉田 定一 (明治三十一年七月—同十一年十一月)
 - 8 園田 安賢 (明治三十一年十一月—同三十九年三月)
 - 9 河島 醇 (明治三十九年三月—同四十四年四月)
 - 10 石原 健三 (明治四十四年四月—同大正元年十二月)
 - 11 山之内 次 (大正元年十二月—同二年二月)
 - 12 中村純九郎 (大正二年二月—同三年四月)
 - 13 西久保弘道 (大正三年四月—同四年八月)
 - 14 俵 孫一 (大正四年八月—同八年六月)
 - 15 笠井 信一 (大正八年六月—同十年五月)
 - 16 宮尾 舜治 (大正十年五月—同十二年九月)
 - 17 土岐 嘉平 (大正十二年九月—同十四年九月)
 - 18 中川 健藏 (大正十四年九月—昭和二年五月)
 - 19 澤田 牛麿 (昭和二年五月—同四年七月)
 - 20 池田 秀雄 (昭和四年七月—同六年十月)
 - 21 佐上 信一 (昭和六年十月—同十一年四月)
 - 22 池田 清 (昭和十一年四月—同十二年六月)
 - 23 石黒 英彦 (昭和十二年六月—同十三年十二月)
 - 24 半井 清 (昭和十三年十二月—同十四年九月)
 - 25 戸塚九一郎 (昭和十四年九月—)

福山城國寶となる
文部省告示第六百三十六號
國寶保存法第一條に依り左記物
件を國寶に指定す
昭和十六年五月八日
文部大臣 橋田邦彦

(名稱)福山城(松前城)△天守△
本丸御門△本丸御門東塀
(構造形式)△天守 三層天守、
屋根銅板葺△本丸御門 櫓門
屋根銅板葺△本丸御門東塀
延長五十九尺、狹間五ヶ所、
屋根銅板葺(現在執も屋根亞
鉛引鐵板假葺)
(所有者)北海道松前郡松前町
(所在地)北海道松前郡松前町字
松城

芽室村開拓記念碑
明治四十四年前から芽室へ移
住し現在五十歳以上の者を以て
組織せる芽室村老仕會では紀元
二千六百年記念事業として開拓
記念碑を建設、昭和十六年四月
二十日除幕式を舉行したが、同
記念碑は戸塚北海道廳長官の揮
毫にかゝるものである。
開村六十年の大津
十勝郡大津村開村六十年記念

式典は、昭和十六年四月三十日、
大津國民學校で擧げられ、武村
村長の式辭あつて功勞者、模範
者に表彰狀と記念品を贈り、松
川十勝支廳長其他の祝辭があつ
た。
神樂開村五十周年
上川郡神樂村では開村五十周
年記念式典を昭和十六年六月一
日舉行、草分功勞者、開拓功勞
者、自治關係、多年公職勤續者、
産業功勞者、教化功勞者、警防
關係勤續者三百五十餘名に感謝
狀を贈呈、自治功勞、節婦、孝子、
義僕等に表彰狀を贈呈した。
上川郡永山屯田會
郷土開拓の屯田勇士を一丸と
する永山屯田會では、昭和十六
年五月二十七日大道寺に於て昭
和十六年度總會を開催、會員五
十餘名出席、一同永山神社に參
拜、それより大道寺に於て物故
せる屯田勇士の追悼會を嚴修、
引續き年度事業計畫その他につ
いて協議を行ひ、屯田時代の回
顧談に花を咲かせ、互に、健康
を祝福し合つた。



位置・面積

北海道の形狀はトランプのダ
イヤに近い程角張り、近海に産
するカスベに似てゐるのも不思
議である。
極東は千島占守島の東端で東
經百五十六度三十五分、我が國
の最東端であり、極北は千島阿
頼度島の北端で、北緯五十五度五
十七分、同じく帝國の最北端で
ある。西は渡島國松前郡の海上
にある大島の西端で、東經百三
十九度二十分、其の南に浮んで
ゐる小島の南端が、北緯四十一
度二十一分で本道の最南端とな
る。
斯様に北海道は本州の北端に
位してゐる爲に、極地の様に考
へる向が少くないが、之を緯度
から見ると、北海道本島の最北
端である宗谷岬はバリーよりも
遙かに南で、首都札幌は南歐の

地形

港マルセイユと殆ど同位置であ
る。
北に偏してゐる關係で、從來
小さく考へられては居るが五千
七百五十五方里餘で、四國、九
州、臺灣を合したよりも大きく
、東北六縣に新潟を加へたもの
に匹敵する。日本の大河石狩川
は本道の中央高地を源を發し、
石狩平野を構成して日本海に注
ぐを見ても其の廣大さが察せら
れる。

山岳

山名	高さ
旭岳	二、二九〇・〇
トムラウシ山	二、一四一・〇
十勝岳	二、〇七二・〇
ニペソツ山	二、〇一七・〇
石狩岳	一、九八〇・〇
羊蹄山	一、八九三・〇
芦別山	一、七二六・九
利尻山	一、七一八・七
夕張岳	一、六六七・八
斜里岳	一、五四四・八
雌阿寒岳	一、五〇三・〇
暑別岳	一、四九一・四
阿寒岳	一、四七六・〇
無意山	一、四六〇・五

河川	流域	流路延長
雄阿寒岳	一、三七一・二	一三・三
惠庭岳	一、三一九・〇	一七・〇
ニセコアンヌプリ	一、三〇八・五	三三・四
空沼岳	一、二五一・〇	二五・〇
劍山	一、二〇四・〇	二二・八
目國內岳	一、二〇二・六	二一・二
イワオヌプリ	一、一五四・〇	一七・四
横津岳	一、一五二・〇	一四・〇
駒ヶ岳	一、一四〇・〇	一三・四
チセヌプリ	一、一三四・五	一〇・三
樽前山	一、〇二三・八	七・二
手稲山	一、〇二三・〇	七・二
有珠山	七二五・〇	七・二

湖沼	面積
名寄川	四六・〇
留萌川	一九・〇
釧路川	一六・二
阿寒川	一五・五
後志川	一〇・七
利別川	四・六
十勝川	六・一
利別川(十勝)	一七・四
札内川	四・二
利別川	四・二
常呂川	一三・〇
網走川	九・八
渚滑川	六・三
湧別川	九・三

河川	流域	流路延長
石狩川	九三・八〇	九三・六
江別川	七・七〇	四・八
夕張川	八・八〇	四・二
千歳川	五・三〇	一五・六
豊平川	五・八〇	三〇・三
空知川	一七・九〇	三〇・三
雨龍川	一九・三〇	四・三
忠別川	二〇・一〇	一七・三
美瑛川	二〇・一〇	三三・〇
鷲尾川	二六・六〇	三〇・四
沙流川	八九・九〇	三六・〇
天鹽川	三六・八〇	七・三

湖沼と其成因
本道本島の湖沼を地勢に依
て分類すれば、山岳湖沼及び平地
湖沼の二大別となり、前者は淡
水を湛へ(稀には温泉沼の如き
高鹹のものあり)後者は淡水、
鹹水或は兩者の中間に存在する
所謂瀟水を湛ふ。
之を成生の上より見れば、山
岳湖沼の多くは火山湖(陥没湖
もあり)或は火山堰止湖にして
、溪谷堰止等に依る人造池又は
溜池あり。平地湖沼には沼澤湖

四七

北日本漁業株式會社
函館市

沼、河跡湖及び砂丘湖(瀛水湖鹹湖)等あり。此處に火山湖は深度大なるを以て特徴とし、其の他は概して深度小である。北海道の湖沼總數は五百九を算し總平積七百七十三平方料餘となる。

イ 國別湖沼數調	日 高 一
渡 島 二	十 勝 六
後 志 三	釧 路 四
膽 振 八	根 室 三
石 狩 一	北 見 五
天 鹽 七	計 五〇九
口 成因別湖沼數	人造池 六
火山湖 二六	河跡湖 二五
平地湖 二七	瀛水湖 二
瀛水湖 二六	鹽 湖 二
計 五〇九	
堰止湖 兜	
阿寒湖 堰止	火山作用に依る沈降と
屈斜路湖 陥没	
オコタンペ湖 堰止	爆發火口
然別湖 堰止	
摩周湖 陥没	
洞爺湖 陥没	

大 沼 陥没ト堰止 支笏湖 陥没 等の調査概要下の如し。 △阿寒湖 本湖は釧路國阿寒郡に在り。面積十一・七七平方料、最大深度三十六・五米を有する淡水湖にして、海拔五百五十八米。主要涵養河川は湖の北端に流入するイベンベツ川の〇・九五秒立方米を最大とし、シリコマベツ川の〇・一九秒立方米、オタウナイ川の〇・一四秒立方米を次位とし、他に四川を有す。湖の東方より阿寒川となりて排出せらる。

△屈斜路湖 本湖は釧路國川上郡に在り。其の面積八十八・四五平方料、最大深度百二十米を有し、中央には中島を有す。東岸各所より温泉湧出し、就中セセクベツ川の上流に噴湯の川湯温泉ありて、強き硫酸泉を以て名がある。涵養河川は前記セセクベツ川の〇・八二一秒立方米を最大とし大小合せて約九川を有す。又排水口は釧路川となりて、湖の南

端より流下し、水量十一・七五〇秒立方米である。 △オコタンペ湖 本湖は膽振國千歳郡に在り。支笏湖の西端、オコタンペ川の水源に在り、同川を遡ること凡そ五料の地點で、面積〇・四六平方料、最大深度二十一米を有し、海拔五百七十二米。涵養河川は水量〇・一秒立方米のものを始めとし、他に三川あり。排水は湖の東南方に位せる銚子口にして、所謂オコタンペ川となり、支笏湖に達する間に數個所の瀑布がある。 △然別湖 本湖は十勝國河東郡に在り。面積三・四四五平方料、最大深度九十九米を有し、海拔七百九十七米。湖岸數個所に温泉湧出す。涵養河川の最大はヤンベツ川の一・一四六秒立方米にして他に〇・一秒立方米前後のもの二川、其の他十餘箇の小川を有し。排水川は湖の西端より出づるトイマベツ川にして水量一・四六三秒立方米を有す。 △摩周湖

本湖は釧路國川上郡に在り。面積二十平方料、最大深度二百一十一米を有す。海拔三百五十五米にして湖岸急峻、涵養地域又尠く、殆んど河川の形態をなすものなし。水量僅かに毎秒一立餘を流下する溪流一、二あるのみ。排水河川も亦全然なく、其の透明度の大なることは湖沼學誌上並ぶものなしと云ふ。 △洞爺湖 本湖は有珠郡及び膽振國虻田郡に跨り、海拔八十三米面積六十五・三平方料、最大深度百八十三米を有す。湖の中央には中島及び二つの小島を有し、其の地積約五平方料あり。又湖の南岸有珠山麓よりは温泉を湧出す。涵養河川は湖岸周圍に無數に入り、北方より注ぐホロベツ川の水〇・六五秒立方米を最大とし、東方より注入する〇・二一秒立方米のクチャンベツ川に亞ぎ、他は是等より遙に少量にして十川を越ゆ。排水は湖の南岸より壯瞥川となりて流下し、水量毎秒四・七立方米である。 △大沼

物堰止作用に伴ひて、大沼と共に成生したるもの。従つて三湖を分離して論ずるの要無けれど、兩湖沼共に直接火山の影響を受くる事なき深度小なる沼澤湖なるを以つて、火山堰止湖の代表となして論ずる事とす。 △小沼 本湖は大沼湖群中の一にして大沼と同じく渡島國龜田郡に屬し、面積三・八平方料、最大深度五・五米を有し、海拔も同様に約三十米。南北に約四料を有し、北端に於て大沼に連り、これに注入す。涵養河川は古小沼川の〇・〇二二秒立方米を最大とし、他に五川あり。又小沼山麓より湧泉二箇を出す。 △樽沼 本沼は大沼湖群中の一にして大沼と同じく渡島國龜田郡に屬し、面積〇・七五平方料、最大深度五米を有し、海拔百五十六米。北端突出部に於て宿野邊川に接す。即ち一部より宿野邊川流入し、僅かに百米を距りたる西方より水湖と共に排出。北岸に沼澤地を有する以外は特記す

本沼は渡島國龜田郡及び茅部郡の一部に跨り、面積五・一二平方料、最大深度百三十六米を有す。海拔百三十米にして、東西約四料南北約一・五料を有し涵養河川は西方岸より流入の宿野邊川(水量毎秒二・三一立方米)を最大とし、軍川苜油川其他二乃至三川を有し、更に湖の北岸駒ヶ嶽山麓より二乃至三の湧水の注入し、西端は小沼に連りて其の排水を集合す、大沼の排水は湖の東端折戸川に注ぐ。 △支笏湖 本湖は膽振國千歳郡に在りて面積七十七・二平方料最大深度三百六十五米を有す。海拔二百四十八米にして東西十三、南北七餘。涵養河川は〇・九二秒立方米のオコタンペ川及び〇・八八秒立方米の美笛川を最大とし、他十川に及ぶ。排出口は湖の東端に在り、千歳川となりて流下す。 △火山堰止湖 小沼及び尊菜沼の調査概況を掲ぐ。是等は何れも大沼に注入さるる湖沼にして、火山の噴出

べき涵養河川なく、南岸に一湧泉を噴出す。 △網走湖(河川) 塘路湖、ウナイ沼(河川) 兜沼(泥炭地) 濕原湖、ペンケ沼(泥炭濕原湖)等の調査概況を掲ぐ。 △網走湖 本湖は北見國網走郡に在り、面積三十六・一四平方料、最大深度十六・五米を有する淡水湖なれども、海拔小にして(約二尺)海水逆流入し、湖底の鹹度大即ち湖口より網走川を経て、海に達するまで、凡そ五料なり。涵養河川は湖の南岸於て注入する網走川を最大とし、トマツア川、女満別川等を主とす。 △塘路湖 本湖は釧路國川上郡に在りて面積五・八九平方料、最大深度七米を有し、東西五料餘、南北一料前後。涵養河川はアレキナイ川の一・四六秒立方米を最大とし、オムシルンペ川の〇・三八秒立方米、ヘネコロベツ川の〇・一〇秒立方米、外七川あり。排水川は約一料を流下して

銅路川に注ぐ。 △ウトナイ沼 本沼は膽振國勇拂郡に在りて面積三・七五平方料、最大深度一・五米。沼邊は所謂沼澤地を形成し、北方より流入する水量二・一六秒立方米の美々川を主要涵養河川とし他に小流四川を集め勇拂川は沼の南端より排水川となりて出で、延々約九料を曲折して太平洋に注ぐ。 △兜沼 本沼は天鹽國天鹽郡に在り。面積一・五〇平方料、最大深度三米、沼底は比較的平坦にして典型的泥炭地水を湛ゆ。涵養河川は山崎川の約〇・三秒立方米平水時の推測を最大として他に五川あり。又排水川は沼尻川の一・六九六秒立方米にして、サロベツ川に合流し、約二十三料を南下し、ペンケ沼及びパンケ沼の排水を集め天鹽川に注ぐ。 △ペンケ沼 本沼は天鹽國天鹽郡に在り。面積二・七三平方料、最大深度一・五米を有し、湖底比較的平坦なり。パンケ沼同様高位泥炭

地域中に在りて、水蘚草原地より集滴する泥炭水を主とす。又沼の北端よりはエペコロベツ川の排水溝を通じて濁水を注ぎ沼の南端よりは排水川を出してサロベツ川に注ぐ。ペンケ沼より排水川を通じて下流のペンケ沼に至る距離は約四軒、従つて天鹽川口に至る間は約二十七軒となる。

瀧 水 湖

小向沼、パンケ沼、頓別沼、湧洞沼の調査概況を掲ぐ。

△小向沼

本沼は北見國紋別郡にあり。面積七・七六平方軒、最大深度七米を有す。

融雪期に於ける増水時には砂丘の一部破壊して外海と連絡し晩秋まで鹹水化するを常とせり即ち幅員五百米乃至二百米の砂丘を以て、海岸を閉じ込めたる形状をなし、大沼及び三箇の小沼を長さ一軒前後の水路を以て連ぬ。涌養河川はオンネコムケナイ川を第一とし、他に小川五箇を有し、流速何れも緩慢である。

△パンケ沼

本沼は天鹽國天鹽郡にあり。面積四・六平方軒、最大深度一・六五米を有し、湖底平坦なり、沼邊を約一米の高さに取り巻きたる平坦なる水蘚草原地が所謂涌養水源地なり。沼の東方に流るるオンネベツ川より其の河水の一部を本沼の東邊に溝を穿ちて排水しつあり。本沼は其の西邊に排水口を有し、約四百米を下り、サロベツ川に入り、更に本川は十五軒を下りて、天鹽川に注ぐ。又これより十軒にして天鹽町に達し日本海に入る。

△頓別沼

本沼は北見國枝幸郡にありて面積一五・〇七平方軒を有し、大沼、小沼の二箇に分たる。小沼、大沼は幅約百米のセバツトを以て連り、又排水口は大沼の西端に位し、約四軒を屈曲して流下し、オホーツク海に入る。落差極めて少なき爲め満干による潮の出入激しく大沼は殆んど海水に近し。小沼の最深部は二・五米、セバツトは最も大にして三・二米を有し、大沼は

浅く、湖底平坦にして全體的に一・五米前後を示した。涌養河川としては仁達内川の水量一・一八二六秒立方米を最大とし他に大小五川を有す。

△湧洞沼

十勝國十勝郡にありて面積四・四平方軒、最大深度僅かに四・三米を有し、褐色を呈す。湖の南端に於て春秋二回開口排水し、春季は一週間前後、秋季は三乃至四週間外海と交流す。涌養河川は湧洞川を最大として他に六箇の小川を有す。

△瀧沸沼

瀧沸沼、さるま湖、能取湖、温根沼の調査概況と水質を掲ぐ。是等は何れも外海と直結し海水と殆んど同様に於て、生産量は甚大なり。

△瀧沸沼

本沼は北見國斜里郡及び網走郡に跨り、面積九・七四平方軒、最大深度三・〇米を有す、大部分は海水、一部分は汽水と稱し得る湖で、只湖の西端小部分は淡水を充す。東西凡そ八軒、南北約〇・五軒を有し、東西に長

き砂丘を以て、オホーツク海に對す。排水口は西北端の瀧沸部落に在り、約二百米にして外海に出づ。主要なる涌養河川はウラシベツ川の一・四〇秒立方米を最大とし、丸萬川の〇・五五秒立方米、オンネナイ川の〇・五三秒立方米等、合計五川である。

△能取湖 本湖は北見國網走郡に在りて面積五十九・三四平方軒、最大深度二十一・二米を有す。北邊にオホーツク海に排水口を有する階内形状を有し。涌養河川としては卯原内川を初め他に十一

川ある。

△温根沼

本沼は根室國和川村に位し。面積四・九平方軒、最大深度六・七米を有し、オホーツク海に湖口を有す。涌養河川としては南方より注入のオンネベツ川〇・七三七秒立方米を最大とし、外に〇・一八乃至〇・〇六秒立方米のもの五川を有す。

大雪山

秀麗な姿、蒼天に輝き群る連山を壓して聳ゆる崇高、偉大のあの山容、其の中にも萬岳怒濤の如く重疊して日本のパミルと言ひつべき山又山の眺と、白龍躍る北海の眺望を山頂の一望の中に収むる北海アルプスの明主旭岳、海拔二、二九〇米、其れに次ぐもの、北嶺、凌雲、白雲、小泉比布、永山、黒岳其他十數座山頂の大きに於て日本一と稱せらる大雪山即ちヌタク、カムシユベ山は高臺原、神、集會所を意味すると言ふ、此の山容秀麗な大雪山には長徑二軒に亘る大噴火口を持ち海拔一、九〇〇米の地には雲溪雪田多く、其の附近

には高山植物の大花園が北國の夏を謳歌してゐる、大雪山の高山植物は其の種類豊富なこと又植物地理學上よりも甚だ興味多き幾多の資料を蔵してゐる。

洞爺湖

蝦夷富士の噴出によつて陥没成生したものと云はれる淡水湖で、有珠岳の北麓に横はつてゐる。湖は東西約十一軒、南北約九軒、略正圓形をしてゐて、その周圍は三十三軒に垂んとし、湖周は悉く山岳を繞らし、畑地もよく拓けてゐる。湖の中央には島があつて最も大なるものを中島と云ひ、觀音島、饅頭島がこれに次ぎ、湖畔近くには珍古島があつて、この湖の風光を引き立ててゐる。この島々はいづれも原生林が繁茂してゐる。觀音島には寛文年間、濃州竹ヶ鼻の僧圓空が此の島に渡り、鉦を以て彫んだと傳へられる觀音像が祀つてある。藍碧清らかな水を湛へた湖は、汀を距ること十數米の所から急に深まり、その最深部は約一八三米で、遙かに海面に達してゐるといふ。この湖は

嚴寒の候にも凍ることなく、舊土人間には此の湖の水が凍れば「人も凍死し魚鳥も死滅する」と云はれてゐる程である。

有珠岳

洞爺湖と噴火灣との間に蟠居してゐる活火山で、其山容は突兀として奇態を呈し、古往成生した大口徑は、今は外輪山(南屏風、北屏風と稱す)となり、其火山口の中に大小二岳が對立してゐて西に在るものを小有珠岳、東に大有珠岳と呼んでゐる、爆發の記録によると寛文三年の噴火地震を初めとし、嘉永六年三月十五日から三日間に亘る大噴火の際に大有珠が出来たものである。明治四十三年に再び大爆發をしたが、爾來靜穩に歸してゐる。この山は嶺に河礫層があつて、火山成生の際に河床を押し上げたものとして、世界的の珍現象を呈してゐる。又、北面の山腹には、明治四十三年の爆發の際に成生した大小幾多の噴火口があり、その時隆起し大斷層を生じて出来た、高さ二十餘米に達する新山もあり、火山學上絶好

の活資料を提供してゐる。この外、二十年程前の活動の時盛り上つたオガリ山といふ奇なるものもある。

阿寒湖

釧路國境に近く阿寒湖地方の核心をなす火山湖で略々菱形で直徑四軒、周圍二六軒、湖岸線は出入極めて多く、變化に富み、東岸雄阿寒岳麓は急傾斜の原始林がせまり、西南方には活火山雌阿寒岳とフツプシ岳とが千古の碧綠に麗姿を寫してゐる。又北方には木禽岳とサマツケヌブリがそばだち、湖上にはオンネモシリ、ヤイタイモシリの四島が浮んで美觀を添へ、湖尻は阿寒川瀧口をなし、十九の小列島の浮ぶ様は名苑の池泉の如き趣がある

屈斜路湖

釧路國の北隅に位す一大陥没湖で、釧網線川湯驛の西方四軒、川湯温泉はその東隅に當る。最大徑一三軒、周圍四九軒、海拔一三〇米、最深一二〇米、廣大平明にして、舟遊釣魚によく、湖心に唯一の島嶼中島を浮べ、和

琴半島突出せる状は藻琴山、美幌峠よりの大観に一層の興味を覚えしめる。

雌阿寒岳

阿寒湖の西南隅に聳ゆる典型的な複式活火山、標高一、三〇三米、雌山を主峰とし、中雌山、小雌山(剣ヶ峰)阿寒富士(一、四七六米)の四峰に分れて居る。山麓近く、青沼、赤沼がある。主峰の東北方大噴火口は口徑三百米、常に硫氣を噴出し、其の上昇五十米に及ぶ。山麓一帯は針葉樹の原始林、六合目以上は灌木帯より優松帯に推移し、珍奇なる高山植物に富んで居て山頂附近は岩骨突兀たる熔岩の露出を見るなど著しい火山現象を呈して居る。山頂の眺望は頗る雄大で東北方阿寒湖を俯瞰し、雄阿寒、摩周、藻琴の諸岳に對し西方遙かに四時白雪を戴ける大雪山國立公園を望見する事が出来る。

摩周湖

弟子屈驛の東方一〇軒、外輪山展望臺まで自動車を通ずる。顯著なる陥没火口原湖で湖水面の標高三三一米、長徑七、五軒、周圍二

四軒水深二一、一五。透明度は實に四一米、紺碧の水色にカムイヌプリの魁偉なる山容を寫し千古の神祕を湛へたる湖心に小島カムイツシユを浮べて居る。

雄阿寒岳

陥没地形の中央火口丘として純粹に近き圓錐形をなし阿寒湖東岸に聳立する。標高一、三七一米、湖面を抜く九五二米。全山殆ど原生の針葉樹に覆はれ、八合目附近にエゾダケカンバの純林があり、山頂近くには高山植物が見られる。

大沼

大沼及小沼蘗菜沼の三湖と、その附近の地を合せたものの總稱で、小沼は渡島山脈の北麓にあつて南北に長く、その北端は狭戸(セバット)と呼ばれる狭隘部によつて大沼に連り、大沼は南西から北東に延びた沼で、この二沼は連続して略瓢形をしてゐる。大沼の水は東に流れて折戸川となり、途中に函館水電會社の發電所があり、内浦灣(噴火灣)に注いでゐる。蘗菜沼は小沼から西の小山を隔てて國道に沿ふて

みる沼で、その水は宿野邊川になつて大沼に注いでゐる。之等の沼は、往古駒ヶ嶽がその破壊時代に入り、頂上に馬蹄形の大火口を生ずるに當つて、流出した灰色輝石安山岩層が河水を堰止めた結果成生したもので、湖岸には三十二灣、沼中には百二十餘の島嶼があり、架するに二十一橋がある。周圍は熔岩層で出来てゐて、南岸は出入最も多く、就中大沼附近は流山から成る數多の低い丘陵と、半島、島嶼とが自然の布置宜るしきを得てゐて、公園中勝景をなしてゐる。湖岸と島嶼には樹木が繁茂してゐて、春の櫻、夏の綠、燃ゆるが如き秋の眺めは、いづれも捨て難いものである。

昔は本道と本土が陸續き

日高國様似郡、幌泉郡一帯は北海道における最古の植物帯をなしてゐるが、この一帯の土地に自生する植物は、其他の地方と全然趣きを異にし、本州の東

北地方と類似してゐるので、左記を理由に、日高の南部地方は、本州北部と陸續きであつたらしいと云はれてゐる。
一 陸續きでなければ分布し難い植物群が自生してゐる此等の植物群は北海道の他の地方には見當らないから日高南部は本州と陸續きであつた。
二 北海道中この地方にのみ見受けられる特産植物の數は極めて豊富である。
三 大陸植物が北日本中この地方にのみ限られてゐることである地方が古い時代のものであることを立證する。
四 様似郡アポイ山の標高三百米のところから多數の高山植物が繁茂してゐる。
五 海岸に寒地植物があるのは寒流の影響であるが十餘種の温地植物があるのは一帯に森林繁茂してこれらを保護すると共に暖流が寒流と衝突して生ずる濃霧が冬季氣温をあまり低下させないためであつて本州における温地植物の限界を示す。



外國との緯度比較

北海道と謂へば、今でも尙單に、非常に寒い、文化に恵れない植民地の如き考を多分に持つてゐる者もあるが、併し本道は、緯度に於て千島の最北端占守島が、英國の首都ロンドン市と同じ位置に在つて、首都札幌市は北米のニューヨーク市と殆ど同じ緯度に在り、又南端の商港函館が伊國のローマ市よりも僅に南に當つてゐる。而して海陸資源の豊富なこと、住民の健康なこと、氣候風土が好適であること等は、事實が證明してゐる。

四季折々の景觀

地方に依つて多少異なるが、四月ともなれば春風駘蕩として、冬眠から覺めた草木が一齊に新芽を競ひ、小鳥は遽かに集り來つて囀ふ。五月に入れば櫻、梅、杏等一時に開花の奇現象を呈する。そして、草木は急速に綠を

最高最低記錄氣温

測候所開設以來今までの最高氣温(大正十三年七月十二日)と

最低氣温(明治三十五年一月二十五日)は左の通り記録(攝氏)されてゐる。	最高 帶廣 三七・八	最低 旭川 (一) 四一・〇
初霜(昭和十五年) 平年比較	紗那 八月八日早	帯廣 四月四日早
札幌 八月二日早	函館 七月七日早	網走 七月七日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早
室蘭 八月八日早	苫小牧 七月七日早	根室 八月八日早

浦河 四月早	室蘭 三月晚	帯廣 五月晚
北見雄武に測候所 文部省告示第五百一號	左記測候所は昭和十六年三月三十一日より、其の事務を開始せり	昭和三十六年四月十一日
雄武測候所 紋別郡雄武村 幾實觀測所を開設	文部省告示第四百八十三號	左記測候所は昭和十六年三月三十一日より其の事務を開始せり
昭和三十六年四月九日	文部大臣 橋川 邦彦	中央氣象臺幾實觀測所(空知郡南富良野村)
沿岸十二月の水溫	十五年(表面) 累年平均	高島 七・三
高島 七・三	六・三	香形 七・六
香形 七・六	六・八	紋別 二・四
紋別 二・四	一・七	室蘭 七・一
室蘭 七・一	六・四	江差 八・九
江差 八・九	八・二	

最高及最低氣溫月別累年平均

札	旭	壽	函	室	浦	帶	釧	根	網	羽	紗
札幌	川崎	都立	館林	蘭	河	廣	路	室	走	幌	那
最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫	最高氣溫
最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫	最低氣溫
一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月
二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月	二月
三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月
五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月
八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月
九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月
十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月	十月
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均	年平均

ネオスエー

治療と強壯と栄養

健康破壊のもとは、一、結核菌及それから發生する毒素
 中毒、二、早老、三、潜伏微毒の三つに發する。わけな
 く體がだるい、疲れ易い、瘦せる、寝苦しい、寝汗をか
 くといふのは全て上記潜伏病毒が原因である。
 ヨードは、強力なる殺菌、解毒、及び淨血作用を有し、
 新陳代謝を活潑にするので、全身の細胞は賦活され體質
 は改善される。活性ヨードを主劑とするネオス・エーが
 治療、強壯、栄養に推奨される所以である。

粒強壯劑

肺結核・結核性肋膜炎・腺
 病質・貧血症・神經衰弱・
 栄養不良・動脈硬化症・血
 壓亢進・潜伏及遺傳微毒・

ヨード含有昆布五千五百倍

ネオスエー

ネオスエー一粒のめば巾五寸、長さ五尺の昆布に含
 れたと同量のヨード分が取れる。その上肝油の成分
 であるビタミンAとDを澤山結合させたもので、治
 療と預防と栄養強壯の効果を具備してゐる。而も胃
 腸を害せず副作用を起さず、吸収頗る良好であるか
 ら、微量にて著大な効果が求められるのである。

薬價

小瓶 一円八十五錢
 一〇〇粒 四円三十錢
 二〇〇粒 八円

體質が弱く、育ちの悪いお子様のためにはネオスエ
 ーを主劑とした飲み易いおいしいコドモネオスあり
 コドモネオス(薬價低廉)三〇〇粒一円
 六五〇粒 一円八十錢、一〇〇〇粒 四円八十錢

全薬店及
 百貨店に
 あり
 東京・神田・神保町
 アスル薬品部
 振替東京一七三一九
 電話九二一七・二一七六

標商録登



薬價一日分
金貳拾錢

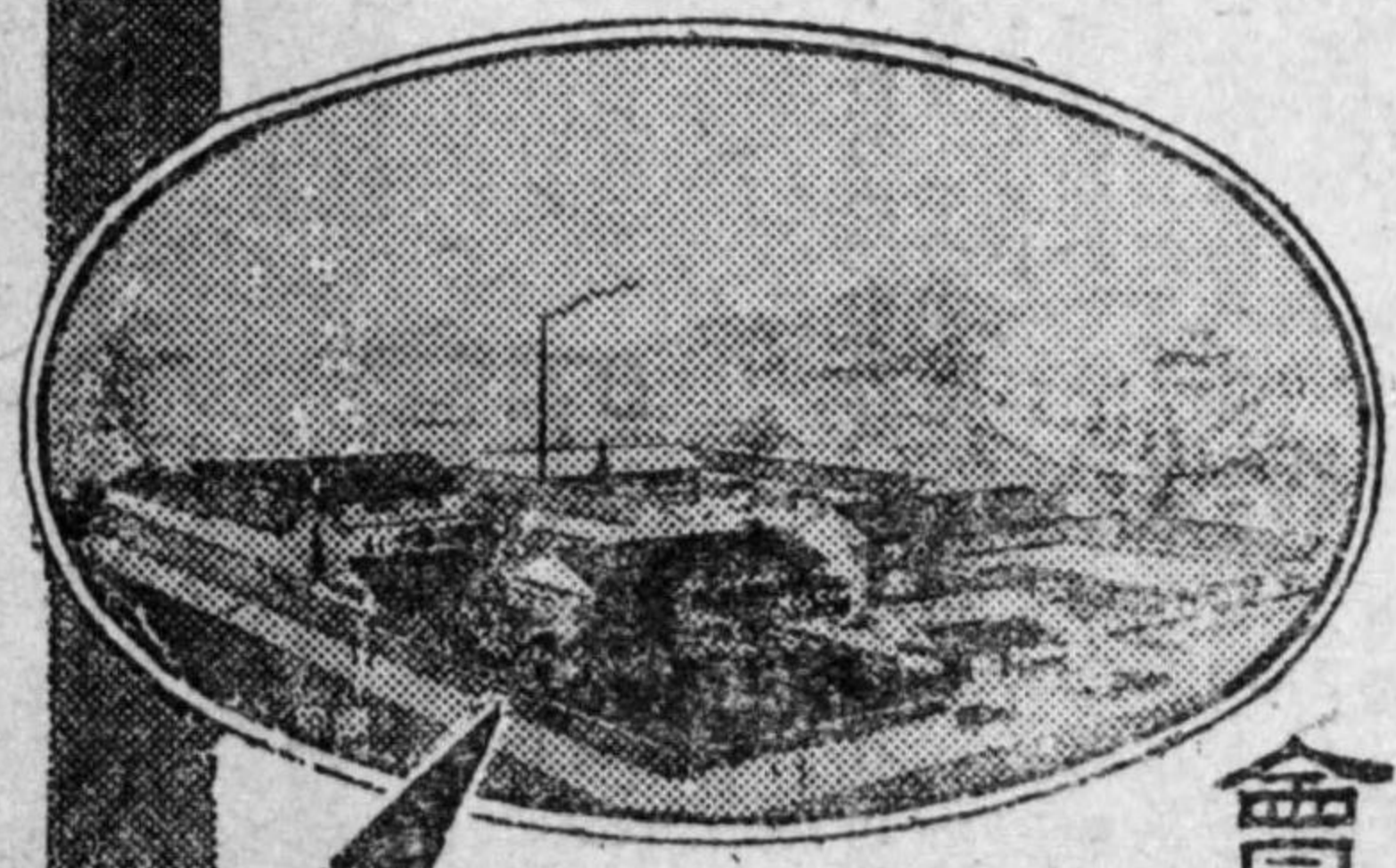
胃腸を
かぜし
消化を
よくし
大くさ
無害な
和服の
服用に
適し
家庭に
常備
日本製

本 誦
澤新縣良奈
會商弟兄田増

番六五二一阪大替振番三番二話電

増田胃腸丸

醫學博士互繁 研究完成藥(復方)



景全會商弟兄田増

土地

改良事業概況

三種類の改良施設
本道に於ける土地改良事業は
大要之を三大別することを得べ
し。即ち排水事業、灌漑事業及
特殊土壤の改良事業之なり。排
水事業は本道農耕適地百五十八
萬町歩中各所に散在する泥炭地
及濕地約三十五萬町歩に排水施
設を爲して之を農耕地として利
用せしめんとするものにして、
灌漑事業は水田適地三十三萬町
歩造成の爲、之に必要な獎勵
施設を爲して以て造田事業の促
進を期せんとするものなり。又
特殊土壤の改良とは泥炭地、砂
礫地及重粘土地等にして排水工
事の施設のみにては改良不十分
の土地に對し、適應土壤を客入
混和する客土事業により農耕地
としての利用價値を昂上せしめ
んとする施設なり。以下項を分

ちて各事業に就き之が概説を爲
さんとす。

排水事業

水道には泥炭地と稱する特殊
の土壤あり。主として河川の附
近に存在し、全道各所に分布し
其の總面積は濕地と併せて約三
十五萬町歩あり。是等泥炭地濕
地は自然の状態にては農耕地と
して不適當なるも、之に排水溝
を掘鑿し乾燥を圖るときは、漸
次改良せられ充分に耕地として
利用し得べく殊に根室、釧路、
宗谷等氣候寒冷なる地方を除き
ては水田と爲し得べきもの多し
而して昭和十四年度末迄に排水
工事を行ひたる面積は十六萬一
千餘町歩に達し、是等は大部分
水田其他耕地として現に利用
せられ、客土による改良と相俟
て其收穫年次増大し、今日に於
ては普通土となる軒輕なきに至

れり。

泥炭地解説

△意義
泥炭地とは氣候寒冷なる濕潤地
帯に在りて河川氾濫水の停滯せ
る所及沼澤地等の如く空氣の流
通せざる所に於て、其の土地に
繁茂せる植物の枯死せるものが
泥炭化成作用により、腐植質に
變じ漸次堆積して排水後に於て
も尙六寸六分以上の厚層を有す
るものを謂ふ。

△分類
泥炭地は普通三種に分類せら
れ、低位泥炭、中間泥炭、高位
泥炭即ち之なり。

イ 低位泥炭とは泥炭地生成
の初期に屬し、「ヨシ」普通の
「スゲ」「ハンノキ」等の如き
植物の變質により比較的植物
養分に富み農耕價値最も大な
るものを謂ひ、河川の沿岸に
近く又泥炭構成地の周邊に多
く發達す。
ロ 中間泥炭は低位泥炭地よ
り高位泥炭地に移らんとする
過渡期に屬するものにして、
低位、高位泥炭地の植物混成

△特性
泥炭地の化學的成分及理學的
性質は泥炭の種類、分解の程
度に依り著しく異なる。即ち
イ 化學的成分は北海道農事
試験場に於て調査せる新鮮泥
炭百分中の含有量を示せば
所在地 泥炭類 水分
美 似 高位泥炭 九三・五
琴 似 中間泥炭 六六・三
ロ 保水力は概して高位泥炭
最も強大にして中間泥炭之に
亞ぎ低位泥炭最も弱し。泥炭
地は一旦吸收せる水分を容易
に排除せざる性質あると共に
又乾燥過度に失せば急速に水

し又「ヌマガヤ」「ワタスゲ」
「ツルスゲ」を主要構成植物
とす。
ハ 高位泥炭は普通泥炭生成
の後期に屬し「ミヅゴケ」を
主體とし「ミカヅキサウ」「ホ
ロムイヌゲ」「ツルコケモ」
等を構成植物とし最も植物養
分に乏しく農耕價値低きもの
にして泥炭地の中央部に多く
發達す。

分を吸収せざる性質のものなり。ハ、滲透は比較的高位泥炭地大にして分解度の進める低位泥炭地小なり。ニ、容積の變化は排水溝の深さ距離等に依り同様ならざるも概して低位泥炭は變化少なく高位泥炭は大なり。

△改良方法 泥炭地は常に卑濕にして土中空氣に乏しく地温低く爲に植物養分の分解を妨げ酸化作用行はれず却て還元作用行はれ有用微生物に乏しきを以て、作物生育に適せざる状態に在り。又組織粗膨なるを以て熱の幅射極て大にして往々甚しき凍害にかゝることあり。或は強き膠質性及酸性を呈し植物養分の不可給態なるもの多し。之を以て農耕地として利用せんとする改良法には先づ排水施設を爲し次に焼土、客土、施肥等に依るときは其の改良の効果著大なるものあり。

Table with 2 columns: 市町村 (Municipalities) and 面積 (Area). Lists municipalities like 石狩, 空知, 上川, etc., with their respective areas and future improvement needs.

北海道拓殖費を以て施行しつゝある泥炭地濕地の改良事業とは、大小の排水溝を掘鑿して地中の溜溜水を排除し、以て土地を乾燥せしめんとするに在り。而して改良工事を施すときは地温高まり分解腐蝕作用行はれ、兩三年にして普通土壤と殆ど異ならざるに至り、畑水田等の耕地として利用し得べく、道廳に於ては夙に全道泥炭地濕地の利用並に之が改良に關する調査を進め、土地所有關係の状況を考慮し、集水面積五百町歩以上の土地にして改良面積三百町歩以上の圃地に在りては幹支線排水溝を設け、更に特殊原野に付ては支派線をも國費を以て掘鑿し又民間の改良施設としては、改良面積一圃地三十町歩以上のものに對し其の幹線又は支派線工事費の十分の五の補助金を與へ獎勵をなすの外、更に暗渠排水事業に對しても十分の四の補助金を交付し勸奨しつゝあり。

町歩以上の原野にして、改良後の利益が其の工事費に比し最も著大なるものより順次之を施行するものなるが、既に施行済に係るものは其の効果何れも顯著にして、現に其の大部分は農耕地として利用せられつゝあり。而して昭和十四年三月迄に拓殖費を以て排水溝を掘鑿したる面積は十一萬三千餘町歩に達したるが、水利の便ある地方は排水事業の完成と共に漸次水田として利用せらるゝもの多し。斯くの如く本道泥炭地濕地の多くは改良後の利益寔に大なるものあるを以て、本事業の前途は極めて多望と謂ふべく、其の計畫の如きも將來益々擴張獎勵を要するものあり。

とに改めたり。

排水事業の獎勵

本道泥炭地濕地の改良後に於ける利用の有望なるは前述の如くなるを以て、道廳に於て國費を以て直接工事を施行するもの外は、別に獎勵の方法を設け之が改良を促進しつゝあり。即ち設計及工事費補助之なり。

△排水溝設計 本設計は民間の出願に依り施行するものにして、其の測量人夫賃、測量杭其の他の諸雜費(一段歩約十錢)を負擔せしめ、道廳に於て實地に就き各方面より之を調査研究し最も適切なりと認むるものに付、設計を爲し、其の設計圖書を交付し、以て起業の助成を爲すものである。

十町歩以上なるときは、其の幹線及支線工事費に對し五割以内の補助金を交付することに規定せらる。 △暗渠排水工事費補助 泥炭地濕地の改良は前記諸施設に依り著しく其の成果を收めつゝあるも、本道の農業は漸次集約的經營に轉換しつゝある現況に鑑み、明渠排水のみにては十全を期し難きを以て暗渠排水事業を獎勵せんが爲、昭和十一年度より新に拓殖費豫算に之が所要經費を計上し改良面積三町歩以上のものに對し工事費の五割以内を補助し以て本事業の促進を圖らんとす。尚暗渠排水工事の設計は其の適否は直に土地改良上の效果に多大の影響を及ぼすべきを以て、改良面積十町歩以上のものに限り、申請に依り道廳に於て實地を調査し、之に要する人夫賃、杭木其の他諸雜費は願人に負擔せしめ、設計圖書を交付し獎勵の一助とした

本道に於ける水稻の栽培は其の起源極めて古きも、世に認めらるゝに至りたるは明治二十七年以後にして、爾來一般農家の注意を喚起し、明治二十九年頃より二三百町歩規模の灌溉計畫を爲す者あるに至れり。更に明治三十五年北海道土功組合法公布せらるゝに當り、一千數百町歩の灌溉段別を有する角田村、岩見澤町川向土功組合等相次で起り、今や一組合の區域四五千町歩を算するもの多數あるのみならず、北海道土功組合の如き實に一萬二千四百町歩の大區域を有するものを見るに至れり。而して組合法公布當時に於ける全道の灌溉段別は一萬六千五百町歩に過ぎざりしが、十年後の大正元年には四萬五千七百二町歩に増加し、超えて昭和十年末灌溉反別は實に二十四萬餘町歩を算する域に達し、全く隔世の感あらしむるに至れり。

Table with 2 columns: 市町村 (Municipalities) and 灌溉基本調査 (Irrigation Basic Survey). Lists municipalities like 石狩, 空知, 上川, etc., with their irrigation survey data.

本道水田適地は前表の如くにして今後の開發に俟つべきもの頗る多きを以て、灌漑溝基本調査は是等未開の水田適地に對し灌漑反別、土性、引用水量、引水河川の湧水量、水路の位置、貯水池又は揚水機の設置、工事費等灌漑計畫に必要な各般の事項を調査し、水田計畫上の便に資せんとするものにして、曩に大正二年より同四年に亘り道内七十箇川に對し北海道地方費を以て之が調査を施行し適地百箇所を選定したるも、經費の都合上繼續施行するに至らざりしが、爾來五箇年開田の機運大に熟し、曩日の調査は到底此の異常の趨勢に満足を與ふる能はず更に其の範圍を擴大するの必要に迫れるを以て、大正九年以來拓殖費を以て再度調査を計畫し大正十年度以降之を繼續調査しつゝあり。

計畫なく、又源流涸渴に依り水利窮乏せる河川に在りては水利紛争の原因となり、畢竟事業の成績舉らざる憾あるを以て、今後は更に一段の調査を進め、即ち既成水田に對する水利の統制、經營の合理化、灌漑動力の整理統一、其の他農業水利の改善に關する水利調査を行ひ、以て今後に於ける水田の開發並に經營をして支障なからしめんとす。

灌漑事業の獎勵

水田經營上灌漑溝工事の設計は最も要量なるものにして、其の調査設計に當りては地形、土性、源流量及所要水量等各般の事項を參酌調査し、其の灌漑面積、工法等を決定し、精密なる技術を以て之を作製せざるべからず。殊に本道の如き氣温低き地方に在りて、播種期に於て河水の温度低きは謂ふまでもなく六月に入りても猶温暖ならざることもあり。然れば灌漑溝施設の如きも先づ是等の缺陷を補はざるべからず。然るに民間に於て

は之が適當なる技術者を得難く當業者の受くる不利不便不尠に鑑み、適當なる施設を講ずるの緊要なるを認め、明治三十七年四月、灌漑工事設計調査規程を公布し、北海道地方費を以て普及起業者の爲に其の設計の申請に應ずることとし、其の助長獎勵を促進すること大なりしも、造田事業の勃興と共に從來の地方費のみを以てしては到底全部の要求に應ずること能はざるに至りたるを以て、大正八年三月前掲規程を改正して土地改良工事設計調査規程を公布し、大正九年度より更に國費に於ても之が設計を施行することとしたり。本規程に依るときは設計に要する測量人夫賃、杭木代、器具運搬費及雜費等は申請者の負擔としたり。而して道廳が設計を施行するに當りては豫め其の地形土性、源流流量、所要水量並に設計後の經濟狀況等を考察し事業成功の見込あるものは之を調査設計して其の圖書を無償交付し、之に依り直ちに起工申請を爲し得る様起業者に對し便宜を

與へつゝあり。
 △灌漑溝工事費補助
 本道水用の好望にして畑作に比し遙に有利なるを一般に認識せられたる以來、土地所有者が水利の便を得て開田せんと焦慮するに至りしもの固より當然なる上關係上、急速の發達を見るを得ざりしが、大正九年十二月補助規程を公布し、茲に灌漑溝及排水溝の幹線工事費に對し補助金交付の途開かれしより其の氣勢頓に昂り、翕然として之に嚮ふに至れり。而して灌漑溝の補助は、其の幹線工事費に對してのみ四割内外を交付せられたるも、其の補助は府縣に於ける助成に比し著しく菲薄の憾あり。隨て事業經營者の困窮に陥るもの尠からざるの狀態に鑑み昭和元年度より幹線及支線の工費に對し各五割以内の補助を爲すことに計畫を改めたるの外、昭和二年度より市町村及土功組合の施設に係る灌漑溝の改良工費に對しても三割以内の補助を爲すこととし、以て該事業

の助成を圖りつゝあり。

△造田費補助

造田事業は開畑と異り水路掘鑿、區劃整理等に多額の工費を要すると共に、土地の自然的條件に支配せらるゝこと至大なるものあり。從來道廳は之が補助獎勵施設として灌漑溝工事の設計を施行する外、灌漑溝幹線の掘鑿工費に對し補助金を交付し來りたるも移住後日尙淺くして薄資なる農業者の克く多額の資金を投じて灌漑溝事業を企圖し得る所に非ず。殊に從來は比較的容易の箇所に於て急激なる發達を遂げたるも今後に於ける水田開發地は既往に於ける夫れと異り地形平坦ならず、従つて工費も亦多額を要し、剩へ資金融通の困難、利子の高率なる等、從來の獎勵施設を以てしては經營極めて困難にして、起業者の一大痛苦を感ずる所なるを以て昭和元年度より灌漑溝工事費補助の増加及擴張を爲すと共に、新に三反歩以上の造田を爲す者に對し、工費の四割以内を補助することとした。

△水田床締結費補助

本道土功組合地區内には一萬二千六百三十六町歩の火山灰地及之に準ずる土地あり。此の種地帯は灌漑水の滲透甚しく、之が爲水温度低下し、水稻の生育を阻害し、著しく收穫を減じ、土功組合の經營上の障礙となり居るを以て、之を改良し、生産増加を圖ることは土功組合更生上急務なるに鑑み、昭和十一年度より滲透防止の爲、一町歩以上の水田床締結を行ひたる者に對し事業費の十分の五以内を補助し床締事業を促進せしめ、以て困窮土功組合の更生を圖らんとするものなり。

特殊土壤の改良

泥炭地は熱の輻射極めて大なるを以て往々甚しき凍害を惹起することあり。然るに之に適宜鐵質土壤を混和する時は能く冷熱の差を緩和し、其の害を減少するのみならず、土壤面の蒸發を減じ、保水力を増し、泥炭中に不足せる鐵質物を増加し、作物の生育に適するに至らしむ。

特に泥炭地水田に對しては其の膨軟なる田面を緊密にして、以て馬耕に便ならしむるの外、稻熱病の防除に資する等效果極めて大なり。

砂礫地の水田は浸透量大なる爲め、多量の灌漑水を要するのみならず、水温の上昇を妨げ、水稻生育上異常の障害を來たす又重粘土の水田は保水力過大にして、作物根部の發育を阻害すること極めて大にして、此の兩地質の水田は低温の際、冷害を受くること甚しく、特に最近打續きたる凶作に鑑み、之れが改良は最も緊要のものと思む。然るに之等土地の水田に粘質土又は砂質土を客入するときは各土質を改良し、水稻生育に顯著なる效果あり。

△客土方法

一 時期 冬季農閑期を利
 用し學家本事業に當る者多し
 二 客入土壤 泥炭地に對しては有害物質を含有せざる限り砂土、壤土、埴土等何れにても可なるも其の間多少の優劣なきに非ず、又河川、湖沼等

の泥土の如き植物養分に富むものを得れば努めて其の利用を圖るを可とす。又砂礫地には粘質土を重粘土地には砂質土を客入するものなり。

三 土壤運搬 普通雪上に於て馬轆に依ると雖も往々馬車又は軌道に依るものあり。其の運搬距離の遠きは一里以上に及ぶものあり。
 四 堆積 運搬せられたる土壤は圃上に等量、等間隔に整然と堆積し置き混土作業及検査に便ならしむ。
 五 混土 検査終了の上堆積土を圃上全面に均等に撒布し、土塊を充分に破碎したる後耕土と客入土壤とを混濁せしむ。

地方實績を綜合するに、泥炭の種類排水の良否及客入土の種類等に依りて多少の差異ありと雖も、水田及畑作を通じて改良前に比し普通四割内外の増收を示しつゝあり。

客土補助事業

本道に於て客土を要する泥炭地、砂礫地、重粘土地は約二十

二萬町歩にして、是等の土地に客土を行ひ農耕地として利用するは極めて緊要のことなりと雖も、改訂拓殖計畫に於ては既往の實績に鑑み、期間中の施行面積を約六萬町歩とし、反當三立坪乃至十立坪を客入するものとす、其の事業費の五割以内を補助することゝ爲した。

耕地整理

本道に於ける耕地整理は何れも組合組織に依り、十勝岳及駒ヶ岳爆發に因る災害復舊を目的とし設立したるものなるが、白尻、尾札部、鹿部の三組合は事業完成し解散したるを以て、現存するは上富良野一組合とす。

土功組合

土功組合は明治三十五年法律第十二號を以て公布せられたる北海道土功組合法に基き、市町村又は市町村組合の事業と爲すことを得ざる特別の事情ある場合に於て、農村建設の根幹たる農業上必要なる道路橋梁用排水又は堤塘等を施設維持する目的

土地區分と面積

北海道の面積は、現行日本地圖のスケール百八十分の一に對し、本道のみは三百萬分の一であるため、或は世の關心を引くこと薄い感がある。本島及大小三十有餘の島嶼より成り、其の面積は、五千七百五十五方里八四〇(八八、七七五・〇四方里)即ち、八百九十五萬一千五百町步(八、八七七、五四三・一二三)で、丁度臺灣・樺太及四國を併せたものに近似し、千島(面積六百六十二方里)を除いても尙東北六縣に新潟縣を加へたものに匹敵し、其の廣大きは、世人を驚嘆せしむるに足るものがある。

國別の面積

參謀本部陸地測量部の實測に依る面積は、五千七百五十五方里餘になつてゐるが、國別に面積を示せば左の通りである。

Table with 2 columns: 國別 (Country) and 面積 (Area). Rows include 貸付地 (Leased land), 起業中の土地 (Land under development), 未處分未開地 (Undistributed/uncultivated land), 道路河川湖沼其他 (Roads, rivers, lakes, etc.), 公有地 (Public land), 私有地 (Private land), 内賣拂地 (Land for sale), 依る起業中の土地 (Land under development based on...).

天 五八・三四三
千 六三・三三三
島 鹽

行政區劃面積

Table with 2 columns: 支廳 (Subprefecture) and 面積 (Area). Rows include 石狩支廳, 空知支廳, 後志支廳, 檜山支廳, 渡島支廳, 膽振支廳, 日高支廳, 十勝支廳, 釧路國支廳, 根室支廳, 網走支廳, 宗谷支廳, 留萌支廳, 上川支廳, 札幌支廳, 旭川市, 小樽市, 函館市, 室蘭市, 釧路市, 帯廣市.

土功組合整理

北海道廳では土功組合の根本的更生を急ぐこととなつた、短期起債の容認、救済資金三十六萬圓の支出等その一端を示すものもあるが、今後は土功組合法の廢置分合規程を適用して、組合の整理統合を大規模に強行することに決定した、大體

Table with 3 columns: 支廳 (Subprefecture), 目的 (Purpose), 別 (Type). Rows include 石狩, 空知, 後志, 檜山, 渡島, 膽振, 日高, 十勝, 釧路, 根室, 網走, 留萌, 帯廣, 計 (Total).

民有未墾地開放

昭和二年初めて本道拓殖計畫に編込まれた民有未墾地開發事業は、同十五年までに十八萬町歩の未墾地を開放し、自作農家

土地改良協會設立

道廳では土功組合及び土地改良事業を行ふ團體を一九として北海道土地改良協會を創立することになり、昭和十六年六月六日第一回代議員會を札幌市に開き、規約その他活動方針を協議

したが、協規約案は次の如くである。

第一條 本會は土地改良事業の普及發達を圖るを以て目的とす

第二條 本會は北海道土地改良協會と稱す

第三條 本會の事務所は北海道廳土地改良課内に置く

第四條 本會は土功組合及土地改良事業を行ふ團體その他本會の事業に賛同する者を以て會員とす

第八條 本會に代議員會を設け總會に代ふることを得、代議員は各支廳管内一名とし支廳長の推薦に依る、代議員は名譽職としその任期は二ヶ年とす

拓殖費土地開發費

昭和二年	一、九五七、七四五
同三年	二、三〇一、四三九
同四年	二、六九二、七六九
同五年	二、六三七、三三三
同六年	二、五五六、八一〇
同七年	二、四八八、九五六
同八年	二、五〇〇、五二四
同九年	二、四三五、八三四

拓殖費土地改良費

同一年	二、三六七、二七六
同二年	二、一五九、三二〇
同三年	二、〇〇九、八四七
同四年	一、六一八、八三三
同五年	一、五三六、九九三
同六年	一、四七三、四二二
同七年	一、三〇〇、四五八
同八年	三、六一三、〇四八
同九年	三、六三三、〇四八
同十年	三、八〇三、五一
同十一年	三、五〇五、三二
同十二年	三、八七七、六六八
同十三年	三、二〇七、八五六
同十四年	二、八〇四、九三三
同十五年	二、七〇四、九三三
同十六年	二、五五四、九三三
同十七年	二、五九六、七九九
同十八年	二、三三九、六八三
同十九年	一、六三三、二八二
同二十年	一、八四三、六二六
同二十一年	二、九一六、七三六



明治維新前

北海道に於ける陸上交通の起源は先住土人アイヌの交通に初まる、彼等の交通路は唯足跡によつて自然に生じた徑路によつたものであつて、特に修築したものではなく、所謂道路の概念に入るべき程度のものではない。彼等が山嶺を越ゆる時は大抵豁谷を傳つて登り豁谷に沿ふて下り又時としては熊徑鹿路を歩行した。現在北海道の地名に彼等の交通路を表はしたアイヌ語を地名としたものが少なくない。アイヌ語にて路をルーと言ひ越路をルベシユベと言ひ夏越路をサクルベシユベと言ひサクル、冬越路をマタルベシユベ又はマタルーと言ひ、又上下を分ち上の路をペンケルベシユベ又はベナケルベシユベ、下の路をパシケルベシユベ又はパナルベシ

道路

ユベと云ふ、ルーチンとは峠、クンルーは危路を云ふ。又アイヌは山嶺懸崖等を神の神靈の地とし柳の木を削つてイナホ即ち木幣を造り之を建てて神を祭り往來の安全を祝るを例とした、稻穂時、稻穂崎等の地名は皆これに起因せるものである。文治五年和入地し以來漸く福山江差其の他に小部落を成し、漁業に従ひ生計を營み相互に交通してゐたが、之等の通路は自然の經路を辿り何等修築したものではなかつた、又後に至り松前氏が蝦夷地を領有するに至つても糧米を島外に仰いだ關係上來住者の多きを好まず藩の方針として蝦夷地に對し鎖國主義をとリ、寛保元年には箱館に番所を設け和人の蝦夷地に來住する者を檢して濫りに出入することを許さなかつた。又蝦夷地を數十の番所に分けて藩士に給與し各場所支配人及通辭を置き交通を嚴にし且和人の土着を許さなかつた。隨つて此の時代には交通する者も稀で道路は經路の状態を一步も出なかつた。

徳川幕府は其の末葉に及び漸此くの地に留意するに至り天明五、六年の交には幕吏を派して蝦夷地を檢討せしめた。爾來蝦夷地救済交易等の爲來住する者も漸く多くなり、松前氏も交通の制限を緩和し馬をも通行せしめて運搬の便を圖るに至つた。而し時勢は既に松前氏の鎖國的消極政策を許さなかつた。即ち蝦夷地は世界探検家の注目するところとなり、又露國の東方侵略の目標となつて露人は千島を蠶食し得撫に至り寛政の頃には頗る警戒を要する状態となつた。依つて幕府は寛政九年渡邊胤、近藤重藏、最上徳内等をして東蝦夷地を巡檢せしめた。翌寛政十一年幕府は蝦夷地を直轄とし北邊防備の強化を圖り、次で西蝦夷も幕領とし松前藩は奥州梁川に移領された、以後所謂幕村直轄時代である。

寛政十年近藤重藏等擇捉探檢の歸途十勝の廣尾に至つたが、風雨の爲十勝、日高の國境ピタタマシケルベシユベツ間を通過することが出来ず、空しく數日を過した。重藏慨然として道を開かんとし十勝場所の通辭及アイヌと商議し險峻なる海岸を避け、山後に二里餘の道路を開鑿した。是れ實に蝦夷地道路開鑿の嚆矢であり、本道道路開鑿史の第一頁を飾るものである。幕府直轄時代は本道道路史上松前藩の退嬰策を一擲し躍進を遂げた時代である。即ち寛政十一年には様似山道、猿留山道の新道を開鑿し、享和元年には箱館に榮國橋を架設し、同三年迄には箱館より長萬部、室蘭、猿留、廣尾、大津、釧路、厚岸を経て根室に至る百八十三里間に於ける險難箇所三十二箇所餘を又文化年間には木古内山道、千歳越、雨龍越、網走越、斜里越等延長百二十里餘を開鑿又は修築した而し當時の開鑿道の程度及方針は寛政十一年様似山道開鑿の普請役最上徳内の役罷免の事情によつても推測し得らるるものである。即ち普請役を命ぜられた道路は蝦夷地開拓の礎石であるとの信念から叮嚀に注意し開鑿したのであるが、この完成



株式會社

北海道銀行

南道唯一の普通銀行

創立 明治二十七年

頭取 中山 豊

本店 小樽 市

支店 東京外、北海道五十五ヶ店

出張所 道内十四ヶ店

主義が批難を受け遂にその擔任を免ぜられた。吾々は本道道路開鑿史の第一頁に於て本道道路政策上に於ける簡易主義と完成主義との相剋を見るのである。開鑿新道は急造にして粗悪なものではあつたが、此の時代に於て本道道路網は一應系統づけられたのである。而し幕府直轄時代も二十三年にして文政四年蝦夷地の全土は又松前氏の復領となつた。

文政四年から安政元年に至る三十四年間の松前家復領時代は松前藩の因循姑息な消極政策の復活と幕史其他の來往の減少に加へ藩史の中には故意に道路を廢滅せしめんとする者すらあつて、本道道路史上の暗黒時代を現出し、此の時代には遺憾ながら觀るべき何物もない。安政元年幕府は箱館に奉行を置き、翌二年僅かに福山附近を松前藩に残して再び蝦夷地の殆ど全地域を幕府の直轄とし箱館奉行の管轄に移した。これより明治維新に至る迄は所謂安政以降幕府直轄時代である。曩に寛

維新後の道路

明治維新の萬機革新の匆忙裡に在つて蝦夷地經綸の問題は逸早く廟堂の議に上程され、明治二年には開拓使が設置された。鍋島直正、開拓督務(後開拓使長官)に任ぜらるるに當つて、「蝦夷開拓ハ 皇威隆替ノ關スル所一日モ忽ニス可ラス」(他日皇威ヲ北疆ニ宣ル汝方寸ノ間ニアルノミ)と激勵の詔書を下し給はれた。本道の開拓は實に明治天皇の聖慮によつてその宏謀が豁然として指示せられたのである。本道の雄大な殖拓の理想はここに發足する。

明治十五年には開拓使廢止せられ、函館、札幌、根室三縣の置廳を見るに至つたが明治十九年には之を廢し、北海道廳が設置せられた。本道の殖拓も道廳初期時代を経て漸く草創時代を脱し計畫遂行時代となり明治三十四年よりの十年計畫、明治四十四年よりの二十年計畫、昭和二年よりの二十年計畫時代となり之が成果は産業に文化に今日

開拓使時代(明治二年)

明治二年七月開拓使設置せられ、九月には長官東久世通禧函館に、十月には判官島義勇札幌に來り本府の建設に着手したが職工の蒐集、工事の施行に極めて困難を來した。而して之が原因は交通運輸の不便に在ることを知り、本道の開發は交通の利便を圖るを以て先務なりとして、全道各所に大規模の道路工事を起すに至つた。ここに本道道路史は舊幕時代の退嬰の殼を破つて、豪放雄大な開拓使時代を現出するのである。

札幌本府建設の地と、函館との連絡は最も緊急を要するものとし、明治四年九月雇米人アン

於ても亦燦として輝く大事蹟である。

札幌本道開鑿の外開拓使時代に道路橋梁の新設、修理に投じた費額は極めて多い。即ち道路開鑿費二三四、六八七圓六五五延長一三五里餘、道路修理費一五一、六七六圓三九四、橋梁新設三七三橋一、二〇、四八八圓四八七、同修理費四三、二六五圓八六四、合計五五〇、一一一圓四〇〇を算する。右の内主なる工事は、明治九年九月米人機關師エムダブリウホルト豊平橋を工費二五、五九六圓三七五を以て架設し、十二年三月に錢函、小樽間馬車道を土木顧問米人ジョセフ、ユ、クロイフアルドに計畫せしめ四月起工、十一月五〇〇〇圓を以て開鑿した。又十四年五月小樽市街の出火による燒失區域の道路を二九、七〇一圓〇七錢を以て十五年一月完成せしめたる等はその重なるものである。札幌本府の建設に伴ふ道路費函館市街道路の改良費は前記經費には包含してゐない。函館市

チセル及アルヒールトをして此の間の地形、港灣等を踏檢せしめた。翌五年一月權判官榎本道章上京して之が工事の着手順序及經費豫算を稟議し、茲に政府は兌換券二百五十一萬圓を發行して之が費用に充つることとした。同年二月アルヒールトを陸地測量兼道路築造長として工事に着手せしめた。七月には既に函館、森間十里二十九丁餘の開鑿を了し、次で九月には室蘭を起點として工事を進め、翌六年七月には室蘭、札幌間三十四里四丁餘の開鑿を完了、茲に函館、札幌間の新道所謂札幌本道の完成を見たのである。この總延長四十四里三十三丁餘(森室蘭間海路二十五里を除く)工費八十四萬三千餘圓(同時に着手した錢函新道の工費を含み)である。この札幌本道の開通は交通運輸上偉大なる効果を齎せるのみならず、僅々一箇年半の短時日を以てかかる長距離に互る大工事を完成せしめたことは、本道道路築造史上に異彩を放つものであり、開拓史上に

街道路は明治十一年の出火後六〇、六九七圓八六九、同十二年の出火後二三三、六七四圓四七八を投じ大改良をした。その工法は路面の泥濘を防ぐ爲割栗石を入れローラを以て輾壓したものであつて、當時としては最も進歩する工法を採用してゐる。後年函館市に於ける道路鋪裝が本道に於ける鋪裝道路の濫觴をなせると對照し興味深きものがある。

開拓使時代に於ける道路施設の概要は以上の如くであるが、當時は明治維新忽々の時代であり、且本道は全くの處女地で第一歩より諸種の建設を要した爲政府の見積れる豫算を以ては、新天地開拓の意氣に燃えて渡道した地方民の要望を満し得なかつた。此等開拓の先驅者は自主獨往自己の手によつて道路の開設をなすと共に、官に申出で官民協力、開拓の動脈たるべき道路の開鑿をなした。殊に開拓使の初めに東本願寺はその門徒を動員し道路の開設に協力した。即ち軍川砂原間三里、有珠郡オ

三縣時代(自十五年)

政府は明治十五年二月廢使置廳を實施し、本道は函館、札幌、根室の三縣に分割せられた。從來各省と相並んで統一的な開拓政策を遂行しつゝあつた開拓使の事業は四分五裂し、事務は各省間に配分せられ三縣は單に小規模の一地方行政機關となり、

諸事業の遂行は不活潑となり萎縮した。本道道路事業も亦例外ではなく、開拓使の雄大な積極的經營は一朝にして消極的施設となつて、僅かに開拓使時代築設した道路の小破修繕に止まつた程度である。即ち三縣時代の終期十八年に於ける道路延長三百四里であつて、開拓使廢使の十五年より四十里の増加に過ぎない。此の時代に於ける營繕土木費六〇五、一七〇圓の支出を見てゐるが、此の内道路費の經費幾許を支出したかは記録の明らかなるものがない。只鶴山道行程十六里豫算十萬圓を以て十八年起工し廢縣置廳後の十九年一月開通、黒松内山道の改鑿を同十八年起工、十九年六月竣工せしめ、長萬部より壽都地方へ馬車を通ずる迄に至つた等が記録される程度であつて、この時代は本道道路史上に於ける萎微不振の時代である。

道廳時代(明治十九年)

政府は縣治を檢討した結果、明治十九年一月御裁可を仰いで

急轉直下三縣制を廢し、北海道廳を設置した。初代長官は開拓使の判官として舊功のあつた岩村通俊である。長官の權限は開拓使に比すべくもないが、内閣總理大臣に直屬して拓地殖民に關する一切の事務を統理する點等府縣の長官よりもその權限は著しく廣大だつた。その後二十三年に至り内務大臣に直屬することとなり、翌二十四年官制に於ても府縣と同列となつたのであるが拓地殖民事務を擔當することにして一般府縣とはその體を異にしてゐる。

初期時代(自十九年)

明治十九年置廳以來本道の拓殖事業は再び活潑となり道路事業も亦活力を得た。以後十年計畫開始に至る明治三十三年迄の十五箇年が道廳初期時代である。この時代に於ける道路施設の特色は開拓使時代の海岸連絡道の形態から本道中央部の貫通

道路並に之が支線として原野道路施設の形態に變化したことである。このことは本道に於ける拓殖の進展を示すものであつて單なる要地間の連絡道路時代かつた證左である。尙この時代の道路築造史に記録されるべきことは囚人を多數使役しその結果比較的良好であつたことである。同時代に於て開鑿した本道中央幹線道路としては、札幌上川間、上川網走間、網走釧路間、札幌より月形、信砂を経て増毛に至る間、札幌より定山溪を経て虻田に至る間等であり。これ等幹線道路を中心として原野道路及地方連絡道路が拓殖の進展と共に全道に延びて行つたのである。斯くて明治三十三年の同時代の末期には國、縣、里道の總延長千三百九十里に達した。内國費を以て開鑿せる延長開拓時代より累計し千九十里である。又この時代の明治三十年には、北海道廳技師岡崎文吉の設計により、札幌豊平川に全長間百十尺の豐平橋を其の七分の四を鐵

十年計畫時代

(自明治三十四年)

維新以來本道の開拓は銳意企劃せられ、これが經營に要する諸經費は擧げて國費を以て支辨し來つたのであるが、廣漠たる本道の開拓は難事であつて、豫定の半にも達せざる状態であつた。依つて園田長官は北海道十箇年計畫を立案、從來の制度を改め、經費を行政費、拓殖費、地方費の三に區分し一定方針を以て十箇年の經營を爲さんとしたのである。ここに本道經營は計畫的遂行時代となり、道路橋梁事業も一定計畫のもとに遂行

せらるることとなつた。

計畫概要

計畫樹立に際し當時に於ける本道の状態より之が開發計畫には道路網の整備が急務であることが痛感され計畫總豫算二千六百一十一萬一千四百十二圓の實に四割九分六厘に及ぶ一千七十三萬五千四百七十七圓を之が經費に充當し内道路橋梁排水費は特別に繼續費として計上、計畫實施の確實性を附與した。尙右の外本費の補助的經費とも見るべき渡船及驛遞費として三十六萬四千八百十三圓の計上を見てゐる。

△道路橋梁排水費 本費は繼續費とし三十四年度以降十箇年間に九百九十四萬六千九百九十八圓を以て、國道三十五里、縣道八十九里、里道五百七十三里、市街道路六十四里、排水道路千五百里、合計二千二百六十一里を開鑿、橋梁四十八箇所を架設し此等の道路及橋梁は竣功の翌年度より五箇年間は國費を以て維持し、五箇年經過後は、國道、縣道及び之に對する橋梁は地方

費に、其の他は區町村費に移して維持修理をなさしむることとした。

△道路橋梁修繕費 從來地方費の設定がなかつた際には、道路の修繕費は國庫支辨より他なかつたが、實際上國庫修繕は殆んど行はれなかつた。本計畫に於ては前項の計畫によつて、開鑿又は架設した道路、橋梁を五箇年間國費を以て修繕し、該期間經過後之を地方費支辨に移さんとするのであつて、之が經費として七十八萬九千二百七十九圓を計上した。

實施經過並実績

△道路橋梁排水費成績 計畫は豫定の如く、留萌北龍間、濱益新十津川間、名寄興部間、浦河三石間、其の他諸々に着々實現せられ之が成功を思はしむるものがあつたが、明治三十七年日露戰爭勃發の爲同年度の既定豫算額中八十三萬八千圓は后年に繰延べられ、翌三十八年には更に既定年度割を變更し同年度の豫算は僅かに一萬八千圓の小額となり、前年度の繰越工事を除

くの外は一時殆んど事業廢止の状態となつた。翌三十九年には事業の復活を見たが再び年割額變更の結果、同年度豫算額は五十八萬圓の計上に止つた。四十年には一躍百四十八萬圓餘となり、爾後年々同一額を支出することとなつたが、翌四十一年三年度年割額を變更し、年限を三箇年延長の上その終期を四十六年度とし年割額を約八十萬圓に減じた。更に年度開始後間もなく既定豫算中より五十萬圓を後年度に繰延のことにたり、爲に測量及び工事の大部分を中止するの止むなきに至つた。四十二年には四年度年度割を變更して終期を五十二年に繰下げ年割額を三十萬圓に減じた。斯くて當初の十年計畫は延長を重ねて十九箇年となり、事業も頓挫を來した。戦後經濟界の發展は計畫の更新を感じしむるに至り、四十二年度を以て本計畫を打切つたのである。この三十四年より四十二年に亘る九箇年間の成績は開鑿延長縣道九十六里、里道三百九十九里、市街道路十六里、原

野道路六百六十八里、排水道路八十四里、合計一千八百八十三里新設橋梁十四箇所、支出額五百四十二萬一千二百九十九圓で當初の計畫に對し年數に於て十分の九を經過したるに不拘事業に於ては道路は五二%、橋梁は二九%を行つたに過ぎない。

△道路橋梁修繕費成績 道路橋梁修繕費の九箇年間に於ける支出額は五十七萬四千九百四十五圓であつて年割僅少なる爲辛じて破損部分に對し應急施設を爲し得たに止まり、修繕延長里數四十二年迄に九百八十七里、豫定の一二%に過ぎない。橋梁の修繕に付ては、架設後數年間は耐久力尙充分であり、稍修繕を必要とするに至つた時は既に五箇年を経過してゐる状態であつて、新設道路橋梁に於ては殆んど何等本費の恩恵に浴する能はざる状態であつた。

十年計畫に於ける三十四年度より四十二年に至る總支出額一千一百七十九萬八千四百四十四圓に對し道路橋梁排水費並修繕費支出額五百九十九萬六千一

百六十四圓であつて此の割合五割零八厘である。尙本計畫の明治四十二年末期の本道々路總延長は漸く三千二百二十里に達した。

十年計畫時代の
地方費支辨事業

明治三十四年より四十二年に至る間の十年計畫時代に於ける九箇年間の地方費豫算支出總額千六百二十四萬四千七百二十二圓餘であつて、内道路橋梁に關する支出額は約一割四分五厘に當る二百三十六萬五千二百二十五圓餘である。内譯は經常部土木費支出額百九十九萬五千六百三十一圓餘の内道路橋梁費は百三十九萬五千三百五十九圓餘であつて同費は道路修繕費、橋梁修繕費、標柱費、雜費、渡船費に區分せられてゐる。臨時部土木費支出額百二十萬七千六百三十二圓餘の内道路橋梁費は九十六萬九千七百六十六圓餘であつて同費は道路架換費、標柱費、渡船費、道路改修費、橋梁新設費、道路復舊費、橋梁復舊費、橋梁修繕費の各項目に區分夫々支出せら

十五年計畫時代

(自明治四十三年
至昭和元年)

十年計畫によつて、本道の拓殖事業は、一定の計畫を以て進捗したが、計畫實施の結果は豫定の半に過ぎず概して不首尾に終つた。斯くて明治四十三年よりは所謂第一期拓殖計畫の實施を見、四十三年以降十五箇年間に總經費七千萬圓を以て本道資源の開發を圖らんとしたのである。

計畫概要

十五年計畫に於ては十年計畫の實績に鑑み、道路橋梁工事は其の選定方針を確立すると共に築造方法を改め既設道路中樞要區間の不良道路を改良し且修繕の普及を圖り本道道路の面目を一新せんとの大抱負のもとに拓殖費總額七千萬圓の内道路橋梁費豫算はその三六%、二千五百四十五萬五千九百三圓を計上した尙本費の内には驛遞費及渡船費をも包含せしめた。今費目別に計畫内容を示せば左の如くである。

ある。

△道路橋梁新設費 本費總經費千四百二十七萬五千三百十六圓内事業費として新設測量延長千七百四十里、經費三十一萬一千七百四十圓、新設工事延長千七百四十里、經費一千五百五萬五千三百三十三圓橋梁新設三十五ヶ所、七十一萬九千三百三十七圓合計千二百八十八萬六千七百七圓を豫定した。

△道路橋梁改良修繕費 本費總經費一千五百四十四萬七百三十二圓内事業費として改良測量延長千八百九十九里、經費四萬九千五百八十四圓、改良工事延長四百五十五里、經費二百萬四千八百四十四圓、修繕延長累計二萬八千五百八十八里、經費六百五十五萬九千八百八十八圓、合計八百二十一萬四千二百八十八圓を豫定した。

尙所の渡船設備を豫定した。

實施經過實績

此の計畫も財源を自然増收に求めた關係上、年度割豫定は不確定であつて、實施の翌年度には早くも財源に缺陷を生じ道路事業に於ても事業計畫に變更を加へざるを得なかつた。即ち一期工事を一期、二期の二回に區分し一期工事は粗造とし、二期工事の施行を待つて豫期の築造工事に完成せしむることとし、延長里數の増加を圖つたが大正五年に至るもその支出額は僅かに六百十萬九千三百四十五圓に過ぎざる状態であつた。大正六年には全面的に計畫は改訂せられ施行年限は二箇年延長せられた。而して道路新設事業に於ては既定計畫の殘程千二百四十四里に對し二百五十八里を増加し其の工法を簡易とした。橋梁に於ては既定計畫の殘程十二に對し新に四十二を増加した。計畫外事業であつた道路敷地調査及び整理事業も同六年の改訂に際して、七年度より四箇年に面積二千五百七十九町歩の調査を豫

定した。又三千餘町歩の不用敷地を整理し拓殖費の財源に充用することとした。改良事業に於てはその殘程三百七十里の内より百五十六里を選定し他は打切り、修繕事業に於ては國費支辨年限を五箇年延長し國費開鑿の翌年より十箇年と改めた。又大正十年の計畫擴張の際市町村道の改良事業の助成の爲補助費を豫定し大正十三年度より實施した。以上の外第一次世界大戰による物價騰貴により數回に互り改訂が行はれたが豫算の増加を計つたのみで事業計畫そのものの根本的改訂はなかつた。かくて本計畫終了の昭和元年に至る十七箇年間に要した道路橋梁費支出決算額は三千八百八十萬六千六圓十七錢四厘である。尙此の間に於ける總支出額一億五千八百七十一萬一千六百九十七圓二錢二厘に對し二割四分四厘に當る。

十五萬五千四百三十七圓三十二錢、新設工事縣道八里七丁三間九、地方費道一六丁三十七間四準地方費道四里三十一丁六間八町村道七百九十九里十八丁二十間四二、里道七百三十七里二十九丁二十三間、合計一千四百七十里三十三丁三十一間五二、支出決算額一千六十二萬一千四百二十二圓二十一錢二厘、橋梁新設縣道九、地方費道八、準地方費道一七、町村道九、里道二十三、合計六十六箇所、支出決算額七十一萬四千三百三十四圓三十二錢事業費支出合計一千一百七十九萬九千九百九十二圓八十五錢二厘である。

△道路橋梁改良修繕費成績 本費に屬する事業實績は改良測量各種道路を通じ三百七十二里十三丁四十二間九、支出決算額六萬九千二百三十二圓八十一錢三厘。改良工事國道六里二十九間八五、縣道六十里六丁二十八間六、地方費道四十五里四丁四間五五、準地方費道百八里十四丁五間九九、町村道十九里三十三丁零間三、里道四十四里三十

里二十六丁六間六八、合計千五百七十九里二十丁二十九間五八支出決算十一萬八千二百四十一圓五十四錢である。

道路改良補助費を以て補助せるもの道路八箇所、橋梁二箇所改良延長二里二十六丁四十五間補助決算額十五萬七千九百九十三圓四十七錢にして補助率三割四分厘三に當る。

以上各事業費合計三千四百四十二萬三千五百六十六錢であつて事業費の外俸給支出決算四百五十七萬七千七百七十四圓。事務費支出決算三百三十三萬五千九百三十三圓四十一錢、道路橋梁費支出決算額は三千八百八十萬六千六圓十七錢四厘である。

十五年計畫時代の
地方費支辨事業

明治四十三年より昭和元年度に至る十五年計畫時代に於ける十七箇年間の地方費豫算支出總額は一億九百九十八萬八千六百二十二圓餘であつて内道路橋梁に關する支出額は約零割六分三厘に當る六百八十四萬三千四百七十

一圓餘である。内譯は經常部土木費支出額八百二十七萬六千四百十圓餘の内道路橋梁費は五百一萬九千三百四十四圓餘であつて同費は道路費、道路修繕費、橋梁費、橋梁修繕費、渡船費、標柱費等に區分せらる。臨時部土木費支出額三百七十九萬九千九百七十四圓餘の内道路橋梁費は百八十三萬二千五百三十七圓餘であつて同費は道路改修費、橋梁架換費、渡船費、標柱費、道路復舊費、橋梁復舊費等に區分夫々支出せられてゐる。

尙大正八年道路法發布同九年四月より同法施行せられ本道も亦之が適用を受けるに至つたが本道の特殊事情に鑑み北海道々路令の發布を見、道路種別も國道、地方費道、準地方費道、市道、町村道に區分せられ、その費用負擔に就ても一部拓殖費を以て支辨し得るの特別の定をなした。

第一期拓殖計畫の最終年度たる昭和元年度末に於ける北海道道路延長は國道百五十一里、地方費道六百三十三里、準地方費

道八百六十八里、市道百六十四里、町村道八千二百四里合計一萬二千三百一十二里である。而も猶一方里當僅かに一里二十六町餘に過ぎず、道路の状態も尙幾多改善を要するものあり道路政策は最も緊要な問題として殘されたのである。

二十年計畫(昭和二年)

計畫概要

十五年計畫終了と共に第二次拓殖計畫の樹立を見たのであるが、本計畫の要旨は昭和二年より二十箇年間に涉り毎年度本道に於ける政府の歳入歳出の剩餘金を以て之が財源に充當し、總經費九億六千三百三十七萬八千八百二十八圓を以て拓殖事業の完成を期せんとしたのである。本計畫に於て道路橋梁費は其の二三%二億二千七百七十九萬七千七百七十九圓を支出することとなつた。而して本計畫に於ては移民招徠の施設に伴つて殖民原野と重要地區を連絡せしむべき拓殖道路の新設、既設道路の改良及市町村費負擔の市町村道改

良に對する補助金の計上等施設の擴充を要するもの不尠此等の施設の爲右總經費の内道路新設費九千四百四十六萬九千九百六圓、道路改良費七千二百九十九萬七千二百六十九圓、道路修繕費五千四百七十八萬九千五百九圓、道路調査費十九萬四千六百五十七圓、道路改良補助費三百四十九萬八千九百三十八圓、驛運費百三十八萬四千三百九十圓、渡船費四十八萬百圓を計上した。今各事業別に之が計畫の概要を述べれば左の如くである。

△道路新設費 本費は殖民區劃地若は區劃外原野の幹線たるべき道路及鐵道港灣其の他樞要なる地區を連絡する町村道三千五百里を新設するに要する經費であつて、工法は有效巾員一間半乃至二間、最急勾配十五分の一、最小半徑十間、路面砂利敷三寸、切取法一割、盛土法一割五分。測量費は一里當四百五十圓、工事費一里當二萬三千圓である。而して右三千五百里に對する測量費及工事費は八千二百八萬

二千五百三十八圓、俸給及事務費は九百六萬四千三百七十八圓合計九千四百四十六萬九千九百六圓である。

△道路改良費 本費は拓殖上重要なる既成道路中、泥炭濕地若し路面狹隘等の爲車馬の通行に不便な道路七百二十七里餘、橋梁一萬八千七百六十三間を改良するに要する經費であつて、工法は國道、地方費道、準地方費道、町村道の種別により差異あるも有效幅員二間乃至三間半、最急勾配十五分の一乃至三十分の一、最小半徑十間乃至三十間路面は砂利敷をなし、切取法一割、盛土法一割乃至一割五分、測量費は一里當三百五十圓、工事費は道路種別により異なるも一里當二萬圓乃至十萬八千三百零八圓である。橋梁の工法は道路の種別によつて異なるも間口當六百十圓乃至千五百五十八圓である。

而し前記計畫延長に對する道路測量費及道路橋梁工事費は六千七百七十二萬九千六百八十二圓、俸給及事務費は二百五十六

萬七千五百八十七圓、合計七千二十九萬七千二百六十九圓である。

△道路修繕費 本費は國道、地方費道及新設改良後十箇年を経過せざる町村道並に其の橋梁の維持修繕を行ふに要する經費であつて修繕延長累計四萬三千七百五十一里である。尙計畫内容を詳記すれば國道、地方費道は二十箇年間、拓殖費を以て新設したる町村道は新設の翌年度より十箇年間、拓殖費を以て改良したる町村道であつて特に必要あるものは改良の翌年度より十箇年間維持修繕をする計畫である。

而して修繕工法は路面の砂利敷を主としたるものであつて工事費は四千五百三十三萬二千三百五圓、俸給及事務費は九百四十五萬七千二百四圓、合計五千四百七十八萬九千五百九圓である。

△道路調査費 本費は國道、地方費道の敷地調査を行ふと共に道路境界標を建設するに要する經費であつて、境界標建設の方

針は市街地は道路の兩側に約一町毎及屈曲點に、市外地は山間又は海濱地等であつて道路隣接地の利用少き箇所は省略し、其の他は道路屈曲點及道路直線箇所は二百間毎に道路の兩側に標柱(石又はコンクリート)を建設するのであつて、右計畫延長に對する調査及境界標建設費は十一萬一千八百七十八圓、俸給及事務費は八萬二千七百七十九圓、合計十九萬四千六百五十七圓である。

△道路改良補助費 本費は市町村費支辨に屬する市町村道の改良工事累計延長四百二十里に對し補助をなすに要する經費であつて、その内容は市道二十里、町村道四百里、市道は標準工費一里當十五萬三千三百六十圓に對し其の三割四萬六千八百圓、町村道は標準工費一里當二萬圓に對し其の三割六千圓を補助のものとせるものであつて、其の工法は路面の改造路面の擴充勾配の緩和である。

而して右計畫に對する補助費は三百三十二萬百二圓、俸給及

事務費は十七萬八千八百三十六圓、合計三百四十九萬八千九百三十八圓である。

△驛運費 本費は未開僻障の地方に對する交通の利便を圖らんが爲、旅行者の宿泊及人馬の繼立を營む官設驛運所の設置に要する經費であつて、昭和二年以降同十一年度に至る十箇年間に毎年年度驛運所十箇所を新設し、既設驛運所十五箇所を廢止する昭和十二年以降同二十一年度に至る十箇年間に毎年年度五箇所を新設、十箇所を廢止する計畫であつて、新設に伴ふ諸設備及既設の分に對する改修をなすのである。右計畫に對する設備費は百二十三萬七千八百五十圓、俸給及事務費は十四萬六千五百四十圓、合計百三十八萬四千三百九十圓である。

△渡船費 本費は拓殖費支辨道路に於ける渡船場の新設並に既設渡船場の維持修繕を行ふと共に町村費支辨町村道渡船場に對する補助に要する經費であつて昭和二年現在に於ける拓殖費支辨渡船場二十四箇所に對し毎

年度五箇所を新設、五箇所を廢止する。又町村費支辨渡船場の維持困難なるものに對し昭和二年以降五箇年間毎年度九十箇所、一箇所の標準設備費五百九十三圓の半額二百九十六圓を補助する計畫であつて、右計畫の渡船場新設維持修繕費及補助費は四十一萬八千三百圓、俸給及事務費六萬壹千八百圓、合計四十八萬百圓である。

事業實施經過概要

第二次計畫第一年度たる昭和二年度は計畫豫算額の計上を見ながら、第二年度たる昭和三年度は豫算は議會解散となり、前年度豫算を施行のこととなつて計畫遂行の前途に不安を思はしむるものがあつた。次で昭和四年度には政府の財政緊縮の方針より年度半に於て實行豫算を編成せられ、道路橋梁費豫算に於ては三萬八千二百二十四圓の減額を見るに至つた。一般財界の不況は歳入減となり、第二次拓殖計畫の財源にも缺陷を生じ來り、他面政府の財政緊縮方針は強化せられて到底當初の計畫豫算を

實現せしむることは困難の状態となつた。昭和五年度道路橋梁費は計畫豫算に比し七十五萬一千餘圓を減じ、次で實行豫算に於て三十四萬三千餘圓の減額を見るに至つた。財界の不況は一層深刻となり、政府は歳出の減少を計る爲昭和六年度豫算は一層縮減せられ、年度半には實行豫算の編成を見る等、計畫豫算に比し實に百六十二萬九千九百圓に上る減額を見るに至つたのである。

他方失業問題が全国的に重要な社會問題となりつつあり、政府は昭和六年度豫算に失業救済土木費を計上し、北海道に對しても拓殖費の外に約百萬圓を國道改良費として支出のこととなつた。偶々昭和六年度は初春以來低温打撃米作は收穫總量平年の三分七厘九毛、畑作平年の六分に達せざる大凶作となり、凶作罹災民の救済が焦眉の急を要する状態となつた爲、十月に至り地方費に於て二百二十萬圓餘に上る救済土木事業を計畫、三分の二の國庫補助を受け直に

救済事業を實施した。内道路橋梁事業は町村補助を除き地方費支辨事業百二十五萬餘圓である。

當時は全国的に失業問題と共に農村救済問題が緊迫せる問題であり、政府は之が對策として昭和七年度以降三箇年に亘り農漁山村の救済振興費を計上した。本道に於ては昭和七年度分は拓殖費追加豫算として之が經費の計上を見た。

救済事業は土木事業を主とし地理的に普遍性を帯びた道路橋梁事業は之が主體を成すに至つた。即ち三箇年間に於ける振興費總豫算額は千六百二十八萬五百八十四圓の五割一分三厘に當る八百三十六萬二千七百四十四圓が道路費である。昭和六年の凶作に加へ昭和七年には更に一層甚しき凶作と、本道未曾有の大水害に農家は全く疲弊困憊の極に達した。従つて之が救済の主體となつた道路橋梁事業の施行は農漁山村の更正に重要な役割を持つに至り、事業の配分、實施に困難を極めた。事業は起興

の趣旨より直營によつたのであるが、工事の内容は一般農漁村民を就働せしむる關係上、高度の技術を要するものを避け、主として砂利敷及簡易なる土工工事を中心としたのであつて、施行の結果より見るに、小額の工事が普遍的に分布し全道的に路面の改善とはなつたが、根本的な道路改良の効果を擧ぐるに至らなかつた。

第六十議會解散の結果昭和七年度一般豫算は前年度豫算施行のこととなり、拓殖費外の失業救済費も實行豫算として十六萬六千六百六十七圓配付となつたが、殘餘は失業救済の名目を廢し産業振興の名目を以て北海道國道改良費として八十三萬三千三百三十三圓、合計百萬圓の配付があつた。かくして昭和六年に引續き拓殖費の外國費約二百萬圓を國道の改良費として支出し、多年の懸案であつた國道四號線中小樽、錢函間をも改良し札幌、小樽間は初めて自動車による連絡可能となつたのである昭和九年も亦本道は氣候不順の

爲農村救済の要起り、拓殖費の外に農村其の他應急土木事業費として追加豫算百萬圓を配付せられた、内道路橋梁に關する事業費は豫算七十三萬圓である。昭和十年度道路橋梁事業は昭和六年以來の救済事業は打切りとなり、拓殖費豫算も財源等の關係により計畫年度割豫算の計上を見るに至らざる爲極度に縮小せらるることとなつた。

第二期拓殖計畫實施以來我國一般經濟界の事情並に本道の拓殖情勢に著しき變化があり、計畫は全面的改訂の要があつた爲に、第六十七議會の協賛を経て北海道拓殖計畫調査會を設置し之が改訂に關し調査研究を終へ各省間に審議を重ねたが、其の間種々の事情によつて解決を見るに至らない。而し既定計畫は既に時代の要求に適せざるものがあり、道路橋梁の計畫に於ても、道路の新設を主とし改良事業を従とせる既定計畫は其の後交通情勢の變遷、特に自動車の普及等に鑑み、時代の情勢に適應せざる爲改訂計畫に於ては

改良事業に重點を置くこととし又巨費を要し一箇年を以て完成困難の橋梁は特殊橋梁費として繼續費とする等實情に即した改訂案を製作したのである。

昭和十一年度よりは改訂案の趣旨によつて豫算を編成し來つたが、昭和十二年日支事變勃發し、同年度豫算は節減を見、次で事變の擴大に伴ひ、道路橋梁事業は縮減を餘儀なくせられた然し本事業の遂行は建設を併行せる特殊性によつて、日露戰爭時に於ける本道土木事業の停止状態とその相貌を異にする。事變は新東亞建設の段階に進み、國內に於て諸生産の擴充を要するの秋、資源豊富にして未だ開發の餘地多き本道は重要な使命を持つに至つた。而して本道の開發計畫は、その廣大なる地域を連絡すべき道路施設の整備を以てその根幹とすべきである。

尙ここに特筆すべきは第二期計畫遂行の十年目に當る昭和十一年秋、本道に於て舉行された陸軍特別大演習に 聖駕を迎へ

謹んで道路橋梁の整備に奉仕し得た感激である。

この感激を全道民と共に永く記念する爲に、道路並木植栽と道路愛護共勵會事業を興し記念事業として施行中である。

以上昭和二十年度以降道路橋梁事業實施經過の概要を略述したのであるが、昭和二十年度より昭和十三年度に至る道路橋梁に關する經費の支出状況は拓殖費五千八百八十一萬六千六百九十九圓、拓殖費以外の國費(災害費を除く)二百八十六萬八千九百九十四圓地方費一千二十七萬六千八百六十七圓七十七錢である。

二十年計畫時代
拓殖費事業成績

昭和二十年度以降昭和十三年度に至る十二年間に於ける拓殖計畫總豫算に對する支出總額の割合は六割九分八厘であるが、道路橋梁費に於ては支出總額五千八百八十一萬六千六百九十九圓(特殊橋梁費を含む)であつて道路橋梁費計畫豫算總額八千六百一十七萬五千七百七十二圓に對し、その六割八分一厘に當る。而して

之が實施の内容より見るときは八百四十三萬餘圓を救済費として支出し居り、既定計畫は豫算通りの遂行に至らない。

道路の現況

本道に於ける道路史は自然の儘なる徑路の時代は暫く措き、之が開鑿史は寛政十年近藤重藏の開いた日高、十勝國境間道路の開鑿を以て初まる。爾來百四十餘年舊幕時代の放任的、開拓使時代の創業的經營を経て道廳時代の計劃的遂行に移り今日に至つたのであつて本道道路史は開拓史の盛衰とその消長を共にしてゐるのを知る。斯して其の昔殆んど見ることの出来なかつた道路が兎も角四萬二千餘料を算する現狀まで發展し來つたが當初の開鑿道は人及馬を通ずる程度であり次で馬車道を標準としたものであつて近時急速に普及した自動車交通には適せず本道の發展を阻害すること甚だし、此等道路の改良、又都市を中心とした道路鋪裝等本道道路

の現狀は緊急解決を要する問題が多い。今本道道路の現況を示せば左の如く他府縣に比し諸種の條件に於て極めて低位に在り尙開發途上に坂るを如實に示してゐる。

一、道路延長	四、九八七〇四米
内譯	
國道	五九七五四米〇七
地方費道	三、八九〇、七九四、〇〇
準地方費道	三、一八〇、四九八、九八
市道	一、〇三五、三〇八、八九
町道	三、〇六、三三三、二四
二、一平方料當道路延長	四八四米
イ、北海道	平均 二、三六八米
ロ、他府縣	平均 二、三六八米
例	
香川縣	最高 二、三五六米
埼玉縣	九、二九三米
茨城縣	七、五三四米
福岡縣	五、七〇〇米
山形縣	最低 一、〇〇九米
東北六縣平均	一、六二九米
三、人口一人當道路延長	
イ、北海道	平均 一三米七三
ロ、他府縣	平均 一三米〇八
例	
島根縣	最高 四三米五

茨城縣 二九米六三
 長野縣 二八米六四
 香川縣 二六米二〇
 東京府 最低 三米二
 東北六縣平均 一五米三三

四、行政區域別道路延長
 (十四年四月三十一日現在)
 混凝土橋架換計畫

本計畫は地方費負擔に屬する橋梁を計畫的に混凝土橋に架換せんとするものであつて、地方費支辨事業に於ける計畫的事業の遂行は本計畫を以て嚆矢とする。

計畫の概要は準地方費道橋梁の内拓殖費を以て架換すべき二十九米以上の橋梁は除外し、二十九米未満の橋梁千八百八十二橋一萬三千三百八十九米を昭和十年度より同二十年度に至る十三箇年間に毎年度割三十六萬六千七百七十七圓(但し最終年度のみ三十六萬八千四百三圓)合計四百七十六萬二千五百二十七圓を以て架換の計畫せるものであつて、財源は起債と寄附に求め寄附は工事費の二割を地元町村負擔とした。昭和十二年度に

至り計畫の一部を改訂し、延長四米未満のもの、山間僻地の地又は離島等に介在するもの、橋梁を土管に變更するもの等を經常部支辨とした。以上により改訂の結果昭和十二年度より同二十年度に至る十一箇年間に七百三十五橋六千九百九十二米を毎年度二十五萬六千六百四十六圓の年度割を以て總經費二百八十二萬三千二百二十五圓支出のこととした。日支事變勃發に伴ひ鐵材の節約を要することとなり昭和十三年度豫算計畫に際し、橋體を木造とし橋臺、橋脚のみを混凝土にて架換することに變更地元町村の負擔金は徴收せざることに實施した。

一、道路費支辨事業
 △新設測量四箇所、新設工事六箇所(以上十三萬八千圓)
 △改良測量九箇所、改良工事十九箇所、橋梁工事二十六箇所(以上百二十八萬八千圓)
 △修繕事業として一般修繕費の外石狩大橋外六橋塗裝(百十六萬六千圓)
 △災害防除工事として宗谷村時前道路、幌泉村黄金道路、音別村地内道路(以上十萬四千圓)
 二、幹線道路改良費支辨事業
 △国道改良として札幌、錢函間の一部鋪裝及び改良並に江別橋架換工事
 △小樽市内龍德寺前、小樽築港驛前間
 △特殊橋梁として赤平橋延長百四十米(以上四十三萬五千圓)
 (地方費事業)
 △道路指定修繕九箇所、橋梁指定修繕八箇所、橋梁架換百二十六箇所、道路調査五箇所(以上百七萬六千圓)

道路施設の改善は、其の八割を占むる市町村道の改良に俟つ

處大なるものもあるも、從來都市計畫施行の市を除くの外、之が改善を計畫せるもの少く、地方産業の開發を阻害すること尠からざるに鑑み、北海道廳では昭和十六年度より市町村道の改良計畫に對し積極的に拓殖費より補助助成の上、時局下生産擴充に資すると共に、地方幹線市町村道の整備を圖るの方針である。

一 事業計畫に際しては、時局下生産擴充に資すべき地方幹線道路に重點を置き、局部的便益に資すべきものは除外すること

二 事業計畫に際しては、各其の區域内に於ける市町村道を計畫的に改良するの根本方針を定め、緩急順位を決定し、之が順位に従ひ施行すること

三 市町村道の公共性が郷土的なるに鑑み、之が改良には關係住民の積極的協力を求むること、之が協力の方法は勞力奉仕、寄附金、受益者負擔金等地方的事情に應じ適宜計畫すること

四 補助金は市道にありては工事費の三割程度、町村道にあつては五割程度

各市町村から申請の市町村道改良工事補助路線について道廳では

一 直接生産力擴充に必要なこと

二 一定の改良計畫によるものなること

三 町村側に自發的協力の熱意あること

の三標準により査定中のところ昭和十六年左記路線に對し市道三割、町村道五割の補助をすることに決定した、設計總工費額五十九萬四千七十圓、内譯基本額四十八萬八百圓、勤勞奉仕金額十一萬三千三百七十圓である

△市部 札幌市南二、三條伸通線西四、六丁目間コンクリート側溝、函館市若松町地内鋪裝、小樽市新通線同、釧路市西ノ口道路改良、計四市四箇所

△石狩 手稲村拓殖道路改良、琴似村新琴似南四番通同橋梁を含む、江別町美原三一線三五線

間道路改良、計三ヶ町村三箇所

△渡島 尻岸内村古武井磯谷線改良、上磯町館谷好間道路同、計二ヶ町村二箇所

△檜山 江差町笹山通改良、泊村小黒部杉澤間道路橋梁新設、厚澤部村館谷好線上呂川橋及下ヶ澤橋橋梁、利別村種川道路改良、奥尻村千疊藻内線同、計五ヶ町村六箇所

△後志 留壽都村留壽都黒田道路改良、喜茂別村尾路園線榮橋橋梁、美國町茶津隧道道捲立計三ヶ町村三箇所

△空知 岩見澤町西四丁目道路コンクリート側溝、新十津川村深瀬ノ澤道路改良、幌向南十三線外二線同、若別村若別頼越線改良、栗澤村六號線七線橋及九號線新川橋橋梁、由仁村ホロカ線改良、三笠山村砂利山奔幌内道路幌内太橋橋梁、砂川町一號線改良、計八ヶ町村九箇所

△上川 東旭川村福島橋橋梁、東鷹栖村十六號道路界橋同、美瑛村一番橋同、上士別村滑滑街道改良、劍淵村七號道路同、計五ヶ町村五箇所

△留萌 幌延村有井橋橋梁、羽幌町築別幹線道路上築別橋同、計二ヶ町村二箇所

△宗谷 香深村ワウシ道路改良仙法志村元村御崎間道路同、計二ヶ町村二箇所

△網走 斜里三號道路(朱内橋)改良(橋梁を含む)置戸村置戸仁居常呂間道路改良、網走町網走藻琴間道路同、野付牛町昭和高等毛當別長道路同、瀧上村瀧上原野道路瀧ノ上橋橋梁、計五ヶ町村五箇所

△膽振 豊浦村豊浦下山梨道路岩見橋橋梁、苦小牧町日高街道改良、虻田郡虻田花和間道路同、德舜警村本郷線改良、洞爺村洞爺香川線及香川大原線同、計五ヶ町村六箇所

△日高 平取村貫氣別上貫氣別間道路改良、萩伏村第一號線同、門別村第七號橋橋梁、計三ヶ町村三箇所

△十勝 新得町屈足ウリマク間道路改良、士幌町上士幌西二線及三十三號乙路線同、上士幌村上音更四十五號道路同、西足寄斗満川沿道路同、豊頃村ノヤウ

シ原野道路同、大津村長節旅來間道路同、廣尾村上野塚人線道路同、計七ヶ町村七箇所

△釧路 鶴居村茂雪裡原野道路改良、足寄村上足寄原野道路同、計二ヶ町村二箇所

十三ヶ支廳五十二ヶ町村五十五箇所

道路占用事務取扱

北海道廳では、道路占用事務取扱手續左の通改正し、昭和十六年四月一日訓令を出した。

第一條 國道、地方費道及準地方費道の占用に關する事務は他の法令に別段の規定あるものの本本令に依るべし

第二條 道路占用の許可又は承認を爲すは大正九年内務省訓令第十一號に準據すべし

第三條 土木現業所長道路占用規程(以下單に規程と稱す)に依る願届書を受理したるときは速に以下各條の定むる處に依り之を處理すべし

第四條 規程第二條及第四條に依る願書にして左に掲ぐるものに在りては代決に依り之を處分すべし

- 一 街燈建設の爲の占用
- 二 道路に出入すべき通路を設くる爲の占用
- 三 標燈又は看板の類を設くる爲の占用
- 四 家屋橋壁等の工事に必要とする板圍の爲の占用
- 五 露店又は祭典、縁日、歳ノ市、草市、市日、賣出等の爲の臨時占用
- 六 海産物干場又は魚網干燥場に充つる爲の季節一年以内の占用
- 七 雪圍の爲一年以内の占用
- 八 諸材料の置場に充つる爲一年以内の占用

第十三條 占用の地積は左記各號に依り之を算定し單位未滿切捨つべし但し一廉の地積其の單位に滿たざるものは之を單位迄切上ぐべし

- 一 宅地 坪
- 二 田畑 坪
- 三 電柱 平方米とし左記に依る
 - イ 本柱、支柱及支線各一本一平方米とす
 - ロ 二本を以て一基となすものと雖も亦同じ
- 四 鐵塔は基礎工作物の實面積とす但し一基一平方米に滿たざるものは之を一平方米とす
- 五 地下埋設物 埋設物の實面積とし坪又は平方米但し質面積は最大の長及幅員を以て算定す
- 六 空間工作物 投影面積とし坪又は平方米但し架空線に在りては線兩端間距離を以て其の幅員とし最少五十種を以て算定す
- 七 其他 地上、地下共坪又は平方坪

第十四條 占用料は占用の目的四圍の狀況及附近地の賃貸料等を斟酌し左記に依り之を算定すべし

- 一 地上占用に在りては
 - 宅地目的 一坪に付 年六錢以上
 - 田 目的 一坪に付 年三錢以上
 - 電 柱 一本に付 年十錢以上
 - 其他 一坪に付 年一錢以上
- 二 地下空間の占用に在りては地上占用料の七割

第十五條 土木現業所長は其の收入の歸屬に従ひ占用料を徴收すべし

堤防敷地管理規則
北海道廳では、堤防敷地管理規則左の通改正し、昭和十六年四月十日施行した。

第一條 本令に於て堤防敷地と稱するは河川の兩岸に於て各河幅に準じ除地し又は除地せらるべき國有地を謂ふ

第二條 本令の規定は湖、沼、池等に沿ひたる國有除地並に

河川堤防となるべき國有地に之を準用す

第三條 堤防敷地を使用せんとする者は左の區分に依り出願すべし

- 一 國費及地方費支辨河川に屬するものは市の區域に在りては長官但し第九條二號に該當するものは當該市長にして支應の管轄區域に在りては所轄支廳長
- 二 前號河川に屬するものにして支應の管轄區域に在りては所轄支廳長
- 三 市町村費支辨河川に屬するものは當該市町村長

第四條 堤防敷地に於て工事を施行せんとする者は長官に出願すべし

第五條 堤防敷地に於て雜草、粗朶、其他雜產物を採取せんとする者又は植樹して之を寄附せんとする者は所轄支廳長若しくは市長に出願すべし

第八條 堤防敷地に於て左に掲ぐる行爲は之を爲すことを得ず但し第四號の場合にして當該行政廳に於て必要と認めたるときは此の限に在らず

- 一 土石、草木、塵芥其他

- 汚物の投棄又は堆積
- 畜類の放飼
- 一尺以上鋤起し、一尺以上の高さに畦畔を築き若しくは水田其他常時土地を濕潤すべき方法を以て耕作し又は地下を穿掘するに非ざれば栽培若しくは採取することを得ざる牛蒡、長芋等長根作物の耕作
- 立木並に土砂、石礫の採取
- 前各號の外河川並に堤防敷地維持上有害なる行爲

第九條 堤防敷地に於て左に掲ぐる行爲を爲さんとする者は第三條乃至第五條の規定の區分に依り當該行政廳の許可を受くべし

- 一 開墾及除草を爲さざる草木栽培の敷地に供せんとするとき
- 二 耕作に依り農作物、牧草等の栽培の敷地に供せんとするとき
- 三 物揚場、物置場、物乾場假設建造物敷地及工所用敷地に供せんとするとき

第十條 堤防敷地使用する期間及工作物存置期間は五年以内とす但し期間滿了後尙引續き使用又は工作物を存置せんとする者は期間滿了前に當該行政廳に出願し其の許可を受くべし

○道路新設費の成績 第二次計畫に於ける道路橋梁事業は拓殖道路の新設がその中心となつて計畫せられてゐるのであるが、實施後に於ける本道の道路交通は自動車の急速なる普及に伴つて、その情勢に急激なる變化を齎らした。即ち長距離に亘る定期バス營業が簇出したことと、貨物自動車による輸送が激増したことである。本道に於ける既成道路の大半は踏分道路のまま自然に發達したもので、又は築造したものであつても、馬車道を標準としたものが大半であつて、到底自動車の如き高速度交通機關に適する構造を備へてゐない。第二次計畫に於ては後年度に大規模に之等既成道路の改良を計畫してゐるのであるが、交通情勢の變化は計畫の前半より之が改良を要求するに至つた。然し乍ら拓殖費豫算は計畫豫算の實現を許さず、道路橋梁費も亦増大を許されざる結果、勢ひ右の如き事情變化に伴ふ對策として新設費は消極的方針をとリ、之が剩餘は改良費に振向けざるを得ない結果となつたのである。即ち昭和二年度より同十三年度に至る間の新設費支出額は毎年度の實施豫算計畫に比し僅かに四割九分に過ぎないのである。昭和二年度より同十

三年度に至る十二年間に於ける實施の結果は、新設測量延長三、九〇五軒二〇四米七一、支出額二七、二七七圓〇〇五錢、新設工事延長三、〇六七軒九四一、六一四、豐平町月寒停車場道路九八八、前田村新見温泉東、老古美間第一工區ノ乙三、五三、二、森町森町市街五八〇、瀨棚町美谷須築間ノ内、福島村福島岩部間道路、幌別村幌別トシケシ間一、九〇〇、白老村白老村市街九〇〇、室蘭市高平町中島町間一、七四〇、平取村△右左府村佐留太右左府間内△様似村様似村市街地内二九〇、宗谷村時前泊内間第三二區二三一、六、小平藥村大根子眞砂隧道八〇、北龍村信砂惠別間道路△津別村津別村二股地内一、七一〇、△留邊藥町武華原野道路△豐頃村豐頃下頃邊間道路四、八三七、△厚岸町尾幌内靜間の内

蘭は石炭、鋼路は木材・石炭及
雜穀、根室は海産物(昆布)留
萌は石炭の夫々移輸出港として
又稚内は樺太との連絡港、網走
は北見海岸唯一の商港として各
特有の經濟的活躍勢力圏を持つ
てゐる。

港灣工事施行

昭和十六年度における港灣費
工事施行箇所は次の如く決定を
見た、拓計費支辨工事は全部繼
續事業であるが、物資努力の窮
屈、昂騰と緊急事業の擴張によ
つて、總體的に膨脹を示してゐ
る。

- 一 商港及漁港修築費(豫算
二百七十萬餘圓)
- △函館築港費△小樽築港費△
室蘭築港費△釧路築港費△釧
路内港費△根室築港費△留萌
築港費△廣尾漁港修築費△岩
内漁港修築費△北千島漁港試
験工事
- 一 船入潤築設費(豫算百三
萬七千二百圓)
- △森港△瀬棚港△濱益村茂生

港△幌泉港△浦河港△三石港
△根室町花咲港△鬼鹿港△増
毛港△羽幌港△猿拂村濱鬼土
別港△稚内港

◇地方費關係

- 一 船入潤築設工事(豫算二
十四萬圓)
- △壽都港△荻伏港
- 一 簡易工事(豫算九萬七千
三百三十三圓)
- △鶴泊△根部田△政治△本泊
△淵別△常呂河口
- △川法準用の河川
本道における河川法適用河川
十六、同法準用河川八十三を數
へてゐるが、河川改良事業の緊
要なるに鑑み、道廳では昭和十
六年五月十六日、次の諸河川に
河川法第十一條二項及び第三十
二條二項の規定を準用すること
になつた、この規定は河川工事
を施行するに當つて灌漑用水、

電柱移轉等他の権利者殊に民有
地に對する工事をも行政廳が必
要と認めたる場合は、これ等權
利者の負擔において行はしめる
ことを得るといふ強權であり、
河川改良の上から大いに期待さ
れる。

△羽幌川△浦河川△知内川△
猿別川

(河川法第十一條二項)河川
に關する工事に因り必要を生
じたる他の工事又は河川に關
する工事を施行するために必
要なる他の工事は地方行政廳
において併せてこれを施行す
ることを得

尚ほ三十二條二項は、他の權利
者の負擔費用の全額乃至一部補
助を規程してゐる。

豐平川新水路通水

豐平川の下流札幌村雁來から
篠路村福移附近石狩川につなぐ
豐平川新水路は、昭和七年工事
に着手、引續き水路の掘鑿、浚
渫と、兩岸の堤防を築いて來た
が、昭和十六年春、九箇年の星
霜と多大の勞力を費してやうや
く完成、護岸工事のみを残す)

を見たので、六月を期し通水式
を行つた。

治水及び護岸

昭和十六年度における拓計費中
治水費及び河川費の配當並に
事業施行箇所は次の如く決定し
た。

治水費工事

- △石狩川治水工事費一、七〇三、三三
本流第一期 一九七、七三六
- 本流第二期 九〇七、三五三
- 本流第三期 三三三、六九四
- 江別夕張千歳川 二〇一、三五二
- 豐平川 一七三、二九八
- △十勝川治水 四三三、七三三
- △天鹽川治水 一八二、二七七
- △天鹽川應急災害治水工事 八九、七七八
- △網走川治水 八九、九八八
- △湧別川治水 一三四、四〇〇
- △渚滑川治水 一六、六六三
- △後志利別川治水 一七、六六三
- 河川護岸指定箇所
(豫算十萬圓)
- △雨龍川 北龍村字美葉牛地
先一號(鐵線蛇籠法覆土一四

- 一米)
- △石狩川 音江村沖里川河原
渡上流(前同二七〇米)
- △雨龍川 秩父別村三條八丁
目下流地先(前同六十米)
- △鷓川 鷓川村大字萌別畑二
十四番地先(連築柵工、沈床
工、石張法覆工一〇〇米)
- △沙流川 平取村畑五二〇番
地先(詰杭工、沈床工、法覆
工一〇〇米)
- △天鹽川 上士別十七線地先
(法覆工、一六五米)
- △留萌川 留萌原野十五線右
岸(成木柵工一二〇米)
- △常呂川 常呂村太茶内二十
七號地先(成木柵工、沈床工
二〇〇米)及び訓子府村西二
十號(鐵線蛇籠、法覆工一八
〇米)
- △十勝川 御影村御影六號芽
室村毛根中島三十二號間一、
三四〇米、同二十號地先六四
五米
- △釧路川 標茶村北三十五線
地先、川切替三基棒三七米
- 一 河川改修工事施行箇所
(豫算十二萬圓)

△ポンクトサン川 俱知安地
内
△タヨロマ川 風連村地内
△藻琴川 網走地内
▽庶路川 白糠村地内
河川監理更に強化
河川の監理は、河川法の準用
を俟つまでもなく地方行政廳に
て實行し得ることとなつてゐる
が、道廳では昭和十六年五月十
六日左の河川に河川法第六條一
項及び第七條の規定を準用し、
監理の所在と工業施行の主體を
法文化した。

- △石狩川
△石狩川支流、當別川、豐平
川、白井川、夕張川、千歳川
漁川、幌向川、徳富川、空知
川、富良野川、雨瀧川、ウツ
ナイ川、忠別川、美瑛川、牛
朱別川、美瑛川、
△十勝川支流 浦幌川、足寄
川、猿別川、然別川、佐幌川
歴舟川、樂古川、音別川、茶
路川、阿寒川
△釧路川支流、雪裡川、西別
川、標津川、斜里川
△斜里川支流 猿間川

- △網走川支流 津別川
△常呂川支流 無加川、佐呂
間別川、湧別川、渚滑川、興
部川、雄武川、幌内川(北見)
幌別川、頓別川
△頓別川支流 ウツタンナイ
川
△天鹽川支流 ペンケニツプ
川、劍淵川、遠別川、羽幌川
古丹別川、余市川
△余市川支流 白井川、堀株
川、尻別川
△尻別川支流 ベーペナイ川
朱太川、見市川、相沼内川、
厚澤部川、天野川、知内川、
大野川、大舟川、磯谷川、折
戸川、遊樂部川
△遊樂部川支流 砂蘭部川、
長流川
△長流川支流 壯瞥川(膽振)
幌別川、厚真川、厚別川、新
冠川、染退川、元浦川(日高)
幌別川、オサラツペ川、幌滿
川

も、空知支廳管内各町村を流れ
る各河川から産業關係の基礎工
事に使用され或は土木事業に費
された雜産物の採取料金即ち收
入は、採取の出願情況千五十三
件、認可九百三十三件、不許可
七十八件、却下八件、取下三十
四件、収入の合計は三萬千四十
五圓三十八錢に達し、前年度に
比べると七千七百七十圓の増
收となつた。

北海道拓殖治水費

昭和二	二、五五〇、〇〇〇
三	三、一三九、七二〇
四	二、七五二、五七一
五	二、四七七、三三四
六	一、八七八、四〇三
七	二、一〇九、〇三〇
八	二、六五九、〇三〇
九	三、六四九、〇三〇
一〇	三、二五九、〇三〇
一一	三、五七〇、〇〇〇
一二	三、六一二、三七六
一三	二、五〇〇、三三八
一四	二、八四八、六一四
一五	二、八六五、六〇七

日本機械工作標準

機械工作便覽 編纂委員會 編 便覽

本書は我國一流の機械工業會社の第一線にある新進俊鋭の技術者五十餘氏を動員して執筆を囑し、鏤骨四年の研究を経て稿を纏めたもので、即ち廣汎な機械工作の全分野に互り工作に缺く可からざる重要な法則、資料、公式、數表規格其他を剩す所なく收めた文獻。規格B6判二千餘頁 價一三・五〇 送料二二錢。

高速度鋼

エルテル及著 高見澤榮壽譯

本書はエルテル及グリニツナ共著の全譯であつて高性能の鋼を以て作業する各人に對しこの領域上の認識の現狀を速かに教示する機會を與へ且つ需要者に對する高速度鋼の取扱上の適切な助言者たらんとしたもので、即ち速度鋼の歴史、組織、製法、熱處理法、物理的性質、性能、鑄造其他を詳述した。規格A5判三四五頁 定價五圓 送料二二錢。

新體制下工場管理に於ける

川崎重工業監査一部長 神馬新七郎著

新體制下に於ける工場管理とは果して如何なるものか。本書は著者が拾數年に互る生産管理に携りつゝあつた経験と独自の創見を以て、從來の如き單なる自由主義的管理の方法を排し全體主義經濟よりの工場管理の方法を詳述。規格A5四二五頁 定價五圓五〇錢 送料二二錢。

硬質合金工具	高見澤榮壽譯	¥ 3.80	14
ディーゼル燃料	石橋弘毅著	¥ 4.00	14
選鑛工學	高桑健著	¥ 6.50	22
平衡狀態圖の原理	山口達嶺譯	¥ 3.30	14
マグネシウム	今富・中富著	¥ 2.20	14
金屬及合金の構造	山口達嶺譯	¥ 2.50	14
ノモグラム用機械設計	鈴木盆著	¥ 4.50	14
原色鑛石圖譜	栗津秀幸著	¥ 6.00	14
冶金學通論	長谷川熊彦著	¥ 5.00	14

發兌 東京市神田區 合資共立社 振替口座東京 46074番
駿河臺三丁目 電話 神田 1518・2624番



國勢調査結果

昭和十五年十月一日を以て施行された第五回國勢調査結果に依る本道總人口は三百二十七萬二千七百十八人であり、一平方糎密度三六・九分に當る。之が性別は、男百六十九萬五千六百八人、總數の五割一分八厘、女百五十七萬七千八百十八人、總數の四割八分二厘であるから、女百に付男の割合は一〇・七人五分に當つて居る。又之を市部、郡部に區別すれば市部人口は八十六萬九千二百十四人、總數の二割六分六厘、郡部人口は二百四十萬三千五百九十四人、總數の七割三分四厘である。之を前回調査たる昭和十年十月一日現在人口に比すれば、總數に在つて二十萬四千四百三十

戸 口

六人、即ち六分七厘の増加を示し、之に依り單純に一ヶ年平均増加數を算出すれば四萬八千八百八十七人で、昭和五年乃至十年の一ヶ年平均増加數に比し一萬三百二人、即ち實に二割の減少である。性別で比較しては、男に在つて十萬一千七百五十五人、即ち六分四厘の増加であり、女に在つては十萬二千六百八十一人、即ち七分の増加であるから男に於てよりは女に於ける増加が實數でも亦率でも共に高い。尙一平方糎當人口に在つては約二人の増加であり、女百に對する男の割合に在つては〇・六人の減少に當る。又市郡別で比較するときは、市部人口に在つて六萬三千五百三十五人、即ち七分九厘、郡部人口に在つて十四萬九千九百一十一人、即ち六分二厘と共に増加であり

總數に對する割合に在つては市部が三厘を増加し、從て郡部が同率を減じて居る。次に之を内閣統計局推計に依る前年即ち昭和十四年十月一日現在人口に比すれば、總數に在つて一萬一千五百十八人、即ち四厘の増加であり、又道廳調査に係る夫に比しては總數に在つて十三萬二千四百三十八人、即ち四分二厘の増加である。因に、昭和十五年國勢調査に於ては世帯現在者外、現役軍人、應召軍人等世帯關係者を其の緣故世帯より申告せしむるの方法を採り本人口は此の兩者を包含するものであるから、調査時期に當該地域に現在したる者の數とは同じでないことに注意しなければならぬ。

三十四人即ち二厘を減じ、戸數に在つて三戸、即ち一厘の増加である。舊土人が最近漸減の傾向を示しつつあるは次表の如くであるが、右は本調査が年と共に調査至難になりつつあるを反映するものであつて、此の資料を其の儘直ちに受入れることは危険である。寧ろ舊土人は明治初年以來、年に依り多少の増減はあるが大體一萬六千人前後を維持して今日に及んで居ると見るべきである。最近五ヶ年の趨勢を掲げる。

八五

舊土人 (十四年末)

戸數	人口	昭和一〇	昭和一一	昭和一二	昭和一三	昭和一四	昭和一五
三、五五七	一五、八三三	三、六七六	三、六五三	三、五七一	三、五五〇	三、五五七	三、五五七

次に昭和十四年末の舊土人を、舊土人の家に在るものと舊土人以外の家に在るものとに區別すれば、前者は一萬五千三百八十人、總數の九割四分八厘、後者は八百廿二人、總數の五分二厘である。此の區別に依り前年末と比較し

八四

では、舊土人の家に在るものは五十六人、即ち四厘を増加し、舊土人以外の家に在るものにして九十九人即ち九分八厘の減少である。

次に舊土人を性別にみれば、男は七千七百九十人で總數の四割九分二厘に當り、女は八千四百十三人で五割八厘である。

性別に前年末と比較しては男性に在つて二十三人、即ち三厘を増加し、女性に在つて五十七人、即ち七厘の減少である。

尙舊土人の家に在る舊土人以外の者、即ち舊土人と共に舊土人の構成する和人其の他は、總數一千二百二十三人であり、右に依り舊土人と和人との接觸度合の一斑を知ることが出来る。

中では日高管内平取村の一千七百五十七人が最も多く、之に強いで静内町の一千四百六十四人、膽振管内白老村の一千六十六人である。

來往住戸口

昭和十四年四月以降一ヶ年間即ち昭和十四年度に於ける來往住戸口を戸籍簿等所謂公簿上から見れば、來往は戸數一萬一千九百九十八戸、人口五萬四千三百二十九人、往住は戸數七千五百七十七戸、人口三萬二千三百八十七人、差引、戸數では四千八百四十一戸、人口では二萬二千三百二十六人の來往超過である。

最近五ヶ年度來往住

Table showing migration statistics for the last five years (昭和十一年 to 昭和十四年) with columns for year, household count, and population for both incoming and outgoing.

地方別來往住 (十四年度)

Table showing migration statistics by region for the 14th year (昭和十四年度), listing regions like 石狩, 空知, 上川, etc., and their respective household and population figures.

鑛工業移民を招致 本道鑛工業界に於ける勞務需給の逼迫化に鑑み從來の農業一本槍の移民誘致政策に現狀即應の修正を加決定した。

Table titled '全國都市との對照' (Comparison with National Cities) listing major cities like 東京, 大阪, 京都, etc., and their population figures.

市町村別人口 (昭和十五年十月一日)

Table showing population by city and town for October 1st, 1940 (昭和十五年十月一日), listing various municipalities and their total population.

來往では空知を首位とし、札幌、函館、室蘭市等之に次ぎ、往住では札幌、函館市を首位とし、空知、小樽市等が之に次いで居る。

道外の何れの方面へ轉住して行つたかを見れば、來住では青森縣を筆頭に秋田、宮城、岩手、山形等地理的關係から東北諸縣が多く、往住では東京府が圧倒的に多く、之に次ぐは樺太で以下青森、神奈川、秋田、大阪等の府縣であつて、地理的關係の外に人口の集中が都市に顯著であることを明かに示して居る。

次に觀點を逆にして、來住者が道外のどの方面から轉住して來たものであるか、往住者が

合	朝	臺	樺	沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三
計	鮮	灣	太	繩	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重
四、三九三	二七〇	八七二	一〇一	一八	一七	一三	一四	六八	四六	八六	一三	三九	四九	八二	四二	二九	一七	二七	四七	二七	四六	一三	五〇	三〇	七〇	五七	
一、四七四	七二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三、三六八	八二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一、七三八	三〇六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
九、二八九	一、九九三	二五九	三三三	二六二	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	
一、一七四	一、四四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三、三〇〇	一、八五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
七、一五七	一、四四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

戸口

九六

行政

道治の變遷

本道開拓が現在の状態に至る迄には、道治の様式も種々變遷を経て来た。即ち、明治二年七月蝦夷を改めて北海道と稱し、茲に開拓使を置き専ら拓殖の基礎を定めることになつた。明治十五年一月開拓使は廢止せられ新たに函館、札幌、根室の三縣が設置され、一般行政は縣廳に於て管理せらるることとなつた。然し此の三縣制度は僅々四箇年で廢止され、明治十九年一月には全道を統一する北海道廳が置かれた。明治三十年には郡役所に代つて、支廳が設けられ現在に至つて居る。

官治

道廳 現行北海道廳官制に依れば北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及權限は殆ど府縣知

行政

事と同じである。即ち、長官は内務大臣の指揮監督を受け、且道内に於ける各省の主務に付ては各省大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、北海道の拓殖の事務及部内の行政事務を總理するもので、道内事務に就ては其の職權又は特別の委任に依り管内一般及其の一部に廳令を發し得るものである。道廳には長官官房の外總務・學務・經濟・土木・警察の五部を置くこと亦他府縣と同様であるが、更に拓殖部を置き、各部長が長官の命を受けて其の所管事務を分掌してゐる。

學務部 學務課・社會教育課・職業課・大沼學院・軍事授護中央相談所・行啓記念北海道廳立圖書館・國民職業指導所(十四箇所)・國民勞働指導所(三箇所)
 經濟部 調整課・食糧課・農政課・馬政課・水産課・商工課・産業組合講習所・農産物検査所及同支所(十一箇所)・農事試験場及同支所(五箇所)・農事試験場(九箇所)・工業試験場・水産試験場及同支所(三箇所)・鮭鱒孵化場及同支所(五箇所)・度量衡器檢定所及同支所(一箇所)・種畜場及同分場(一箇所)・種羊場・蠶業取締所及同出張所(三箇所)・水産物検査所及同支所(十五箇所)・バター検査所・北海道廳商工事務所(三箇所)・貿易調査所(七箇所)・中央商工相談所
 土木部 監理課・道路課・河川課・港灣課・土地改良課・土木現業所(九箇所)・治水事務所・都市計畫地方委員會
 拓殖部 殖民課・拓地課・林政

警察部 警務課・警防課・警務指導員室・情報課・特別高等課・外事課・保安課・經濟保安課・刑事課・勞政課・衛生課・健康保險課・警察署(六十箇所)・水上警察署(三箇所)・警察練習所・健康保險出張所(三箇所)・保健所(四箇所)・健康相談所(五箇所)・健康保險相談所(四箇所)・治療院(八箇所)・函館臨時海港檢疫所
 支廳 本道を十四の地域に區分し、夫々北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官吏であり、長官の指揮監督を受けて法律命令を執行し、委任の範圍に於ては自ら支廳令を發し得るもので、各部門の行政事務を掌理すると共に、町村長を指揮監督するものである。

九七

特設機關 開拓使設置當初本道

の政務は悉く開拓使の管轄する所であつたが、其の後三縣一局時代、道廳時代となるに従つて特殊の政務は漸次分離して中央官廳の直轄に歸した。例へば宮内省關係に在りては新冠御料牧場は明治二十一年主馬寮に、裁判及刑務に關するものは同三十六年司法部に、札幌農學校は同二十七年文部省に、鐵道は開拓使廢止の際工部省に、遞信事務は同十六年農商務省に移管し、爾來年と共に組織は複雑化し新設又は擴張されたるもの多く、現在に於ける新設機關は次の通である。

所・札幌保護觀察所・其他刑務所) 文部省所屬(北海道帝國大學・小樽高等商業學校・函館高等水産學校・室蘭高等工業學校・中央氣象臺札幌支臺) 農林省所屬(月寒種羊場・日高種馬牧場・十勝・釧路・根室・北見及膽振種馬所) 遞信省所屬(札幌遞信局・小樽貯金支局・函館地方海員審判所) 商工省所屬(札幌鑛山監督局) 厚生省所屬(保險院札幌簡易保險支局・軍事保護院傷痍軍人北海道療養所・同傷痍軍人登別溫泉療養所・國民職業指導所(札幌・旭川・小樽・函館・室蘭・岩見澤・帶廣・江差・浦河・根室・野付牛・稚内・留萌)・國民勞働指導所(札幌・小樽・函館)) 自治 道會 拓殖の進展は、漸次地方費經濟の獨立を要求するに至り、明治三十四年三月初めて北海道會法に依る道會が創設され

た。現在(昭和十六年)議員定數六十五人で、昭和十五年末現在選舉有權者數は、五十四萬八千八百三十一人である。 市町村 本道地方自治體は、市・二級町村・三級町村の三に分れて居る。本道自治の始めは、明治三十年の北海道區制及一級町村制が公布され、其の後三十五年四月に二級町村制が施行され、次いで大正十二年には區制が廢止されて市制が施された。昭和十六年六月末の市制施行地は七市・一級町村施行地は百三十五・二級町村施行地は百三十五である。一市町村面積は、平均約三百二十方呎に及び、府縣の一郡より大きいものが多い。

十一國八十五郡 北海道は十一ヶ國、八十五郡よりなつてゐるが、それを國別にすれば左の如くである。 渡島國 松前郡 爾志郡 茅部郡 龜田郡 上磯郡 檜山郡 後志國 磯谷郡 余市郡 岩内郡 釧路國 高國 幌別郡 千歳郡 有珠郡 山越郡 虻田郡 勇拂郡 白老郡 日高國 新冠郡 幌泉郡 浦河郡 新冠郡 幌泉郡 靜内郡 沙流郡 三石郡 十勝國 十勝郡 河西郡 廣尾郡 釧路國 上川郡 中川郡 廣尾郡

川上郡 釧路郡 阿寒郡 厚岸郡 足寄郡 白糠郡 根室郡 花咲郡 野付郡 目梨郡 標津郡 千島國 國後郡 擇捉郡 藥取郡 紗那郡 色丹郡 得撫郡 新知郡 占守郡

支廳管轄區域

石狩支廳 札幌郡・千歳郡・石狩郡・厚田郡・濱益郡・渡島支廳 龜田郡・上磯郡・松前郡・茅部郡・山越郡・檜山支廳 檜山郡・爾志郡・久遠郡・太櫓郡・瀬棚郡・奥尻郡 後志支廳 虻田郡の一部・余市郡・小樽郡・高島郡・忍路郡・古宇郡・美國郡・積丹郡・古平郡・岩内郡・磯谷郡・歌棄郡・壽都郡・島牧郡 空知支廳 空知郡の一部・夕張郡・樺戸郡・雨龍郡 上川支廳 石狩國上川郡・空

行制區劃

知郡の一部・勇拂郡の一部 天鹽國上川郡・天鹽國中川郡 留萌支廳 留萌郡・増毛郡・苫前郡・天鹽郡 宗谷支廳 宗谷郡・枝幸郡・利尻郡・禮文郡 網走支廳 網走郡・斜里郡・常呂郡・紋別郡 膽振支廳 幌別郡・有珠郡・虻田郡の一部・白老郡・勇拂郡(一村を除く) 日高支廳 浦河郡・様似郡・幌泉郡・三石郡・靜内郡・新冠郡・沙流郡 十勝支廳 河西郡・十勝國中川郡・河東郡・十勝國中川郡・十勝郡・廣尾郡 釧路國支廳 釧路郡・厚岸郡・川上郡・阿寒郡・白糠郡・足寄郡 根室支廳 根室郡・花咲郡・野付郡・標津郡・日梨郡・國後郡・色丹郡・擇捉郡・紗那郡・藥取郡・得撫郡・新知郡・占守郡

石狩支廳(札幌市) △一級 札幌村、琴似村、豊平町、江別町、石狩町、惠庭村、當別村、廣島村、白石村、濱益村、厚田村、千歳村 △二級 篠路村、新篠津村、手稻村 渡島支廳(函館市) △一級 上磯町、戸井村、八雲町、森町、木古内村、大野村、福島村、龜田村、錢龜澤村、長萬部村、七飯村、松前町 △二級 白尻村、小島村、尻岸内村、砂原村、根法華村、鹿部村、尾札部村、落部村、知内村、大島村、茂別村、吉岡村、大澤村 檜山支廳(江差町) △一級 江差町、瀬棚町、利別村 △二級 熊石村、乙部村、奥尻村、太櫓村、上ノ國村、泊村、東瀬棚村、久遠村、厚澤部村、貝取潤村 後志支廳(俱知安町) △一級 余市町、泊村、壽都町、

岩内町、俱知安町、古平町、余別村、鹽谷村、大江村、京極村、美國町、前田村、發足村、磯谷村、南尻別村 △二級 入舸村、喜茂別村、歌棄村、神惠内村、狩太村、樽岸村、赤井川村、眞狩別村、島野村、留壽都村、東島牧村、西島牧村、小澤村、熱郛村、黒松内村 空知支廳(岩見澤町) △一級 一巳村、美唄町、深川町、夕張町、岩見澤町、瀧川町、砂川町、角田村、芦別町、栗澤村、三笠山村、長沼村、由仁村、新十津川村、赤平村、歌志内町、妹背牛村、秩父別村、江部乙村、沼田村 △二級 多度志村、浦白村、雨龍村、幌加内村、納内村、音江村、幌向村、北村、北龍村、月形村 上川支廳(旭川市) △一級 神樂村、東旭川村、當麻村、比布村、上富良野村、神居村、士別町、富良野町、名寄町、多寄村、上士別村、美深町、永山村、東鷹栖村、

- の適正にして迅速なる配給方
- 要望の件
 - 一 公有林収入の市町村交付金増額方要望の件
 - 一 防空監視哨費國庫支辨方要望の件
 - 一 木造建物建築統制規則中改正方要望の件
 - 一 小學校々舎新設増築は國費又は地方費支辨と爲すことに要望の件
 - 一 北海道米銘柄改正方要望の件
 - 一 本道所要の化學肥料を道内に於て自給計畫を確立し速に實施方要望の件
 - 一 所得調査委員を増員し町村單位に一人以上選出する様要望の件
 - 一 醫療國營の實現促進に關する件
 - 一 全國自治協會災害共濟事業經營に關する件

行政機構改革陳情

内務省の地方行政機構改革に際し、北海道會議員會では多大の關心を拂つてゐたが、昭和十六年五月、左の陳情をした。

北海道廳官制を改正し長官を親任官に經濟部長を勅任官とするの儀別紙の通り昭和十五年通常道會に建議滿場一致議決仕候に付ては本道の特殊性に明藍を垂れ急速實現相成候様御高配相煩度此段及陳情候也

理由

北海道は長くも明治天皇の優詔によつて開拓せられその長官は重厚にして卓見を有する偉才を親任せられしに自治制施行と共に所謂地方長官を充つるに至り更に近年は道廳長官より府縣知事に轉ぜらるゝもの再三、全く地方長官の最高峰たる位置すら失ふに至れり、北海道は自治制施行せらるゝと雖も、地方費豫算は三千二百萬圓に過ぎずして北海道開拓殖の事業は主として北海道拓殖費に依りて支辨せられ年額四千餘萬圓は北海道會の審議を経ず長官の權限により豫算を編成しこれを實施するものにして殊に長官は帝國議會に政府委員として任命せらるゝ等その職務權限においても所謂地方長官とは全く趣を異にし特

に本道は海陸の資源豊富にして高度國防國家建設における國土計畫並に生産力擴充計畫に關する國策として國家が全力を傾倒しつゝある燃料(石炭、石油、人造石油、無水酒精)金、銀、銅、鐵、クロム、滿庵、水銀、硫黃等の礦物、パルプ、木材、油脂、輸出食糧品、牛、馬、羊、豚等の畜産物の何れも本道に依存せざれば國策の遂行をなし能はざる實情に鑑みるも本道拓殖事業の重要性を認識せらるべき、而してこの重大責務を擔當する長官の詮衡に當つては他地方長官とは自ら選を異にすべきは當然の歸結にして長官を親任官として適良の偉材を以てこれに充てられんことを望む所以なり(中略)前述の如く本道開發が物資動員生産力擴充の國策に重大關係を有する點に鑑み長官を輔け、拓殖殖民の實をあげ産業開發の重任に當るべき經濟部長を勅任官として適良の偉材を配すべき又當然なりと信ず。

町村職員共濟規約

第一條 本組合は北海道町村職

員醫療共濟組合と稱す

第二條 本組合は組合員の疾病負傷に付療養費の給付を爲すを以て目的とす

第三條 本組合の事務所は北海道廳内に之を置く

第七條 組合員疾病又は負傷に關し療養を受けたるときは療養に要したる費用の十分の八に相當する金額を給付す但し左の各號の一に該當するものに對しては療養費を給付せず

- 一 義眼、義手、義足、眼鏡齒科技工其の他之に類するものに要したる費用
- 二 温泉、鑛泉の入浴費、轉地療養費、滋養品費、其の他之に類するものに要したる費用

前項に定むる外療養に要したる費用にして之を減額し又は給付を爲さざることあるべし

第八條 療養費は同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に付其の療養を始めたる月より起算し六月を経過したる後の療養に付ては之を給付せ

第九條

組合員の資格を喪失したる際疾病又は負傷に關し療養費の給付を受ける者其の資格喪失の日前六月引續き組合員たりし場合に於ては組合員として療養費の給付を受けることを得べかりし期間繼續して之を受けることを得

市町村の事務監査

北海道廳では、市町村事務監査規程左の通改正し、昭和十六年五月十日訓令を出した。

第二條 市町村の監査は市町村事務の全部に付行ふ一般監査と其の一部に付行ふ一部監査とに分つものとす

第三條 市の一般監査は總務部長、一部監査は地方課長指揮の下に之を行ふ但し總務部長事故あるときは地方課長之を代行す

前項の一般監査は少くとも二年内に一巡の方法に依り施行するものとす

第四條 町村の監査は支廳長之を行ふべし但し支廳在勤屬をして代行せしむることを得

前項監査の内一般監査は少くとも二年以内の一巡の方法に依り施行すべし

醫療共濟施設調整

市町村職員互助會等に於ける市町村職員醫療共濟施設に關しては昭和十六年度より其の内容を擴充して會員の家族の疾病又は負傷に關する療養に對し療養費を支給し得ることとなり、右施設に對する國庫の助成に關し昭和十六年三月北海道廳から北海道市町村職員醫療共濟組合に對し通牒あつたが、市町村職員互助會等に於ける市町村職員及其の家族に對する醫療施設と國民健康保險組合との關係に付ては之を調整するの要あるを以て、左記に依り措置し、市町村職員醫療共濟組合の運営並に國民健康保險組合の設立及運営に關し特に留意するところがあつた。

一、市町村職員互助會等(以下單に互助會と稱す)に於て行ふ醫療共濟施設の對象となる會員及其の家族は國民健康保險組合(以下單に組合と稱す)

の被保險者となり得ること

二、前項の場合に於ける會員及其の家族(被保險者)の疾病又は負傷に對する療養に付ては左に依り調整すること

- 1 互助會より療養費を支給する場合は原則として組合に於ては療養の給付に代へて療養費を支給すること
- 2 組合に於て支給する右療養費の額は療養に要したる額(互助會に於ける療養費支給の基準査定額)より互助會の支給する療養費の額を控除したる額とすること
- 3 地方の實情に依り組合に於て右療養費の支給を爲すよりも療養の給付を爲すを便宜と認めらるる場合は先づ組合に於て療養の給付を爲し得ること此の場合に於ては互助會より會員に支給する療養費は組合に之を支給し得ること
- 4 互助會員の家族の疾病負傷に關し互助會より療養費を支給せざる療養に付ては組合に於て療養の給付を爲す

すこと

三、前項に依り調整する場合は組合に於て當該組合員の定むる保險料又は一部負擔の額に付ては特別の事情あるものとして適宜減免すること

○ 俱知安開基五十年 式典は昭和十六年八月十四日に舉行されたが、旭ヶ丘公園で開拓記念碑の除幕式があり、俱知安國民學校で記念式典及表彰を行ひ、更に祝賀會を開いた。

○ 長萬部村葬は神式 従來村葬は神佛兩式で執行してゐたが、昭和十六年五月廿八日の村會で今後、靖國神社に合祀さるべき英靈の村葬は、家庭の宗教の如何に拘らず、總て神式に據ること決定した。

○ 市制實施近き野付牛 北見の中央に位し、面積十九方里餘、戸數市街地連擔四千三百十五戸部落散在千四百三十九戸を有し運輸交通の中核、諸物資の集散地で、近時各種工場施設の伴ひ工業の勃興目覺しく、市制實施も近きにあるを豫想される。

第一書房戰時體制版

東京市麹町區三番町
振替東京六四二二三
圖書目錄贈呈

各冊四六判 價七十八錢

杉浦重剛撰 選集 倫理御進講草案 大川周明著 日本二千六百年史 小泉八雲著 神國日本 川田順著 幕末愛國歌 林權助述 わが七十年を語る 高楠順次郎著 佛教の眞髓 高神覺昇著 般若心經講義 山田靈林著 禪學讀本 土田杏村著 人生論・宗教論 土田杏村著 戀愛論・結婚論 室伏高信外 戰後の思想問題 伊藤竹之助外 戰後の政經對策 伊藤三氏著 戰後の政經對策 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 弓館芳夫譯 西遊記 弓館芳夫譯 水滸傳 室伏高信譯 ヒットラー我が國爭	室伏高信外 戰後の思想問題 伊藤竹之助外 戰後の政經對策 伊藤三氏著 戰後の政經對策 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 パール・バツク 大地 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 レイモン・格 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 伊藤モント 農 弓館芳夫譯 西遊記 弓館芳夫譯 水滸傳 室伏高信譯 ヒットラー我が國爭	林房雄著 大陸の花嫁 石川啄木著 支那紀行 木村毅編 支那紀行 國木田獨步 選集 運命論者 テュラント 哲學夜話 陶山務譯 哲學夜話 大田黒元雄著 新洋樂夜話 田部重治著 山と溪谷 新居格編 綴方現地報告 片岡政一著 戰時下の國民の税法 室伏高信譯 ヒットラー我が國爭
---	--	--

財政

國費二十七億

拓殖産業の進展開發と、人口増加とは、財政の膨脹を來した。即ち明治二年開拓使設置以來、政府が本道に支出した國費總額は、昭和十四年度までに二十七億三千萬圓の巨額に達してゐる。

昭和	歳入	歳出
一〇	一、八、九、九五	一、二、一、五、〇五
一一	一、四、〇、八、五〇	一、二、七、八、三三
一二	一、七、三、四、九四	一、四、一、五、七七
一三	二、三、三、九二	一、六、一、六二
一四	三、六、一、〇八	一、九、三、三、三五

租稅收入激增

札幌稅務監督局管下、昭和十五年年度の全道租稅收入額は五千四百六十二萬三千九百九十八圓に達し、前年度に比較すれば實に一千六百三十六萬四千五百圓の増收で、歩合にして四割の激増である、増收を見るに至つた。

財政

主因は、稅制改正に伴ふ稅率の引上げによるもので、一般所得の全面的向上並に財界の好況持続と自然増收の増大したること等がこの良成績を收めたものと解されてゐる、之を主要稅目に大別すれば、所得稅だけで二千八百七十七萬八千九百九十六圓に上り、前年度より一千二百四十萬四千七百四十四圓の増收を示し、次に時局柄注目される鑛業稅では、前年度より九十五萬七千二百五十二圓多い二百六十一萬六千六百一十一圓となり、その他の稅目分として、三千萬圓を突破し、前年度より三百三十萬餘圓の増收となつてゐる。

昭和十六年度 地方費豫算

歳入(經常部)	三、六〇、五四六
國稅附加稅	六二、四九三
地稅附加稅	六二、四九三

營業稅附加稅	二、三九〇、四八四	地方稅收入計	一七、〇一〇、三一一
鐵區稅附加稅	一四八、五七〇	財產收入	一九、一八五
獨立稅	三、三三三、二九四	不動產收入	一八、〇七七
船舶稅	二二五、四七五	動產收入	一、一〇八
自動車稅	一九、三六九	國庫下渡金	五、九六三、五二七
電柱稅	一四、〇四〇	警察費下渡金	一、二六八、二七三
不動產取得稅	二〇〇、三三〇	義務教育費下渡金	四、六九四、三四四
漁業權稅	一一、三、七五四	雜收入	三、四三九、九六四
狩獵者稅	一、三三、二四〇	請願調査費納金	五〇、五四七
藝妓稅	六、〇、〇六	使用料	四四、一、五八
家屋稅	九、二九三、八七	道路占用料	七、七〇〇
目的稅	六〇、六三九	種畜種付料	三、三六八
都市計畫稅	九、五八、七四八	種畜貸付料	一、四、六、七六
地方分與稅	二、四、五、三、八五	授業料	一、六、五、三、五〇
還付稅	七、〇八三、三六三	入學料	二、八、七、六一
配付稅	一、〇、三、六、九八四	手数料	二〇、三、九、四
舊法に依る稅收入	一、二、一〇	延滞金	三、五、〇〇
地稅附加稅	八〇	物品賣拂代	六、九、五、三
特別地稅	三、七、五、四、七三	藥價收入	二、三、七〇
營業收益稅附加稅	六、四、八、三、三	診療所收入	二、一、〇〇〇
所得稅附加稅	四〇〇	賠償及留置諸費	五、五、三
鑛業稅附加稅	二、九、〇	拘禁及留置諸費	二、八、五〇
家屋稅	二、九、〇	國庫償還金	一
營業稅	四、三、〇	兒童監護費徵收金	一〇、七、〇〇
雜稅	一、二、八、〇	災害貸與金返納	一〇、〇〇〇
都市計畫特別稅	一、二、八、〇	過年度收入	一、三、〇〇〇
		警察恩給分擔金	一、六、五、八〇
		警察恩給納金	一、六、五、八〇

金庫運用金利息	六〇,〇〇〇
公報收入	二八,九〇〇
保險料收入	一〇,〇〇〇
模範林費繰入	二五〇,〇〇〇
雑入	一〇,〇〇〇
經常部合計	二六,四二一,八七七
歳入(臨時部)	一
繰越金	一
國庫補助金	三,五六七,〇一八
警察費補助金	三,四五九,六一九
衛生費補助金	七七,〇五五
教育費補助金	三〇一,九一〇
勸業費補助金	一,二八,五五七
社会事業費補助金	四,五三三
土木費補助金	一,五九一,八二二
統計費補助金	三三,九七七
国立公園費補助金	一,三三二
防空緑地事業費補助金	一,〇〇〇
利子補給	一四三,九四五
貸付金収入	三七,三六五
寄附金	八八,一五五
教育費寄附金	六五,一三三
衛生費寄附金	八二,三六三
勸業費寄附金	一四,〇〇〇
財産賣拂代	五,九〇五
地方債	二,一八,〇〇〇
臨時部合計	六,六〇九,八〇四
歳入總計	三三,〇三一,六八一

歳出(經常部)	一五,二五六
神社費	一一〇,四八七
會議費	七九,七九四
道會議費	三,六九三
道參事會費	一〇,三四一
諸達書及揭示諸費	三,四〇,〇三三
地方費吏員費	三,七三三,九二二
警察費	三,一四五,四八八
俸給及諸給	四,九一六,四五五
廳費	五,〇〇〇
機密費	三,四六五
共済組合給與金	二九,四三二
電話保修費	一三,七二二
防空諸費	二〇,三七七
警察廳舎修繕費	一,三三五,七五五
土木費	九,六七六
公園費	七,二八六
大沼公園費	二,三九〇
国立公園費	六,三九五
北海道廳舎修繕費	三,五〇三,一九七
教育費	四,四一,一五三
師範學校費	五,六,三六三
女子師範學校費	九,四,七六一
中學校費	六,八〇,五七三
高等女學校費	一,〇八九,四八七
實業學校費	六,九,七三三
青年學校教員養成所費	六,九,七三三
圖書館費	二四,四七九
學事諸費	八〇,五三三
社會教育費	七三,二一九
市町村立小學校教員費	一〇,五〇〇,〇八一
教員俸給	一〇,三三三,二四二
赴任旅費	一八六,八四〇
衛生及病院費	四一,一六六
衛生諸費	一〇八,三三九
結核豫防費	一五,一七六
結核豫防特別施設費	六六,三三三
保健所費	六五,二〇七
診療所費	五四,二四七
癩患者救護費	六〇,七四四
廳立病院諸費	四三,六六六
教員保養所費	三六,四三六
勸業費	二,二二二,〇一六
農事試作場費	五九,二三三
蠶業取締所費	八,三四四
種畜場費	二六〇,八九三
種羊場費	三四六,〇六八
勸業諸費	一,五八七,四九九
社會事業費	一,九三,九〇〇
俸給及諸給	三,四三,三五八
事務費	四,〇八八
救護施設費	七六,八七三
方面事業費	二〇,二三三
農山漁村醫療救護費	一〇,八〇〇
大沼學院費	二六,三三〇
職業紹介事業費	三,二七九
都市計畫費	六,九九九
史蹟名勝天然紀念物保存調査費	二,四九九
二級町村費	五二,六四〇
地方改良獎勵費	二四,九六五
指導獎勵費	七,七一九
自治講習所費	一七,二四六
選挙費	四〇,九七七
衆議院議員選挙費	三,五九九
道會議員選挙費	三,五〇〇
選舉肅正費	八,九九九
統計費	三,五〇一
統計諸費	三,五四三
統計調査費	九四九
家計調査費	一,三四四
米穀調査費	一,八〇四
貿易業態調査費	一九三
建築統計調査費	一六,四五五
財産費	三六四,〇五七
地方税取扱費	一〇〇
收用審査會費	一,五八三
宗務費	六二〇
兵費	三,四二六
雜備費	六三,九九六
豫備費	三三,六七八
經常部合計	三三,六七八,三七五
歳出(臨時部)	二,三,六四三

防空通信設備費	二二,六四二
土木費	四九八,五一一
橋梁費	四九八,五一一
衛生及病院費	三三,〇〇〇
保健所費	三三,〇〇〇
勸業費	一,二五四,八二六
種畜場費	一三〇,〇九六
種羊場費	九,〇〇〇
農事諸費	三三,一五一
畜産諸費	六三,一四〇
商工諸費	一三,三〇六
經濟調整諸費	四九,〇三三
林業諸費	七,一一〇
拓地諸費	六,〇〇〇
都市計畫費	三三九,〇〇〇
防空緑地事業費	三三九,〇〇〇
統計費	四,四四〇
勞働統計調査費	四,四四〇
補助費	一,九四,六七六
神社協會補助費	二五〇
在郷軍人会補助費	一〇,〇〇〇
傷痍軍人会補助費	一,〇〇〇
警防協會補助費	一,四四〇
火災豫防組合聯合會補助費	一〇〇
土木補助費	六九,三三八
教育補助費	四,四三〇
衛生補助費	六,六九九

勸業補助費	八七,三三〇
社會事業補助費	二八,一五五
二級町村補助費	三,八〇〇
町債整理補助費	一,一五二
町村及土功組合利子補給	一一,四三八
自治協會補助費	六〇〇
統計補助費	三六,九六五
景勝地協會補助費	一,〇〇〇
繼續費本年度支出額	二,二八四,七六一
土木費本年度支出額	八六九,三七〇
町債整理補助費	七,六六一
本年度支出額	一,三三三,七三〇
教育費本年度支出額	一,三三三,七三〇
結核療養所費本年度支出額	一,八四,〇〇〇
特別會計繰入及補充金	一,五三三,九三三
地方債費	九三,五九九
特別會計戻入金	七,二二五
統後後援費	二四一,七六五
綜合計畫調査費	三〇,〇〇〇
臨時部合計	九,三三三,三〇六
歳出總計	三三,〇三一,六八一
十六年度特別會計	八七六
恩賜開拓獎勵資金	三,七五六
恩賜金事業費	三,七五六
罹災救助基金	四七,三〇八

凶作救済資金	八,四六〇
地方費恩給基金	三三,二〇七
小學校教員恩給金	一,三九,〇〇〇
教員加俸資金	二九五,七〇五
公立學校職員年功加俸資金	一九,六〇〇
教育資金	八,〇七〇
奨學資金	一,一八九
勸業資金	四,七〇八
財産收入	一,九四,六四一
農産物検査費	九三,七三六
水産物検査費	四八,九三三
林産物検査費	五三,八九三
酪農検査費	六五,一六六
模範林費	一,二八〇,二三三
公有林費	三,六四一,四〇〇
記念林費	四,八二八
殖産實習場費	二五,九〇七
轉貸資金	五,九二六,四四一
民有未墾地開發	二,三三三,二七六
地方税條例を改正	
北海道の議決を經、北海道地方税條例左の通改正(昭和十五年十月一日)さる。	
第一條 北海道地方税(以下地方税と稱す)及其の賦課徴收に關しては法律命令に定むるもの外本條例の定むる所に	

依る

第二條 地方税は左の税目に依り之を賦課す

一 國稅附加税

地租附加税、家屋稅附加税、營業稅附加税、鐵區稅附加税

二 獨立稅

段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅

三 都市計畫稅

地租割、營業稅割

第三條 藝妓稅は藝妓の外酌婦に對しても之を賦課す

第四條 都市計畫稅は都市計畫區域内に於ける土地に對する地租又は營業に對する營業稅の納稅義務者に之を賦課す

同時に北海道地方税細則左の通改正された。

第一條 北海道地方税(以下地方税と稱す)は別に定むるものを除くの外左に掲ぐる市町村に於て之を賦課徴收す

一 地租附加税、段別稅及地租割

昭和十六年度の各市町村豫算調

合計根釧十日膽網宗留上空後檜渡石計帶釧室旭小函札	昭和十六年度		昭和十五年度		比較増減	
	一般會計	特別會計	一般會計	特別會計	増減額	割合
路	三、二五四、五六五	三、〇八三、三七〇	二、六二九、五三三	二、九六七、四九九	七四〇、九一三	一、三三
廣路蘭川樽館幌	三、二三五、八八八	一、二八三、九八一	二、五五五、一九〇	一、〇〇〇、〇三九	八六四、六五〇	二、三六
計	二、〇六四、二二六	一、七七一、八五七	一、七〇〇、二八六	一、〇八八、三三〇	三、一八七、六〇六	一、九
室國勝高振走谷萌川知志山鳥狩	一、〇九八、八八三	二、六七、三五九	一、三六六、二四一	四、九二、五九九	△ 五二一、一三	△ 二、六六
市市市市市市市	二、四六三、八三九	九、五九、二九五	三、四三三、一三四	四、八七、四九六	一、六四六、七六六	△ 九、二七
市市市市市市市	六、八〇、〇七〇	五、二五、七五	一、二〇五、八五四	七、五五、八二一	△ 二、三、六〇六	△ 一、四
市市市市市市市	一、三三三、〇三六	七、九一五、九〇三	一〇、二六三、三二四	七、五六五、六八	△ 九、二、三三三	△ 一、四六
市市市市市市市	一、四三三、七五八	三、三九、五五〇	一、九四四、四三三	三、二四、八二一	一、五〇九、二三三	二、四〇、〇七五
市市市市市市市	一、六七六、五三三	三、七四、三六	一、五七〇、九六五	二、六五、八九	一、八三六、七八四	二、四、〇五五
市市市市市市市	七、七五、四四七	八、八五、三	六、七九、三三三	一、〇五、三二七	七、八四、五五〇	七、七、七五〇
市市市市市市市	一、五三、五六二	四、三三、三七	四、三三、二四三	四、三三、二四三	一、九二、一九〇	三、四、七〇九
市市市市市市市	四、七六〇、六六六	二、二七、七九二	六、九八、八九九	一、九八、八九三	六、三〇、三七五	六、八、〇八三
市市市市市市市	三、三六、七八五	一、三六、二六	三、九二、七八七	一、三〇、五八	四、二八、六〇五	一、〇
市市市市市市市	一、八〇、〇七〇	四、三三、五三	一、〇一、二九六	三、六、八七七	一、四六、七三六	六、〇、八〇四
市市市市市市市	三、八一四、四五六	五、七、一〇四	三、四三三、二八二	三、九四、二八二	一、三、一六五	五、五、五三三
市市市市市市市	一、九一、三六	二、六、六六	一、〇〇〇、三五四	二、五九、二八二	三、八六、五六四	六、四三、四二
市市市市市市市	一、〇九、九八一	一、三〇、二〇	九、三、七八六	一、〇五、四四六	一、〇九、二二二	一、九、九四
市市市市市市市	二、一五、二二八	五、五、五〇三	一、九五四、九六二	五、二、六〇九	二、四八、四七一	一、八、一五〇
市市市市市市市	一、七三、八八八	一、八、五七六	一、三、五、四六四	一、四八、〇〇〇	一、二、四、四三三	九、一、〇三〇
市市市市市市市	九七〇、三三八	七〇〇、〇二七	八六二、五八七	五、八二、六六六	一、四、五、二五三	〇、七〇
市市市市市市市	三六、六〇八、九一五	八、二七、二六	三、四、八八一、一三一	七、二五、七六三	三、〇、五五三、〇六九	三、五、一〇三
市市市市市市市	三九、九二、九五	一六、八八、一八	五、六、一〇、〇六九	一、四、六八、四六一	四、八、三一、〇八一	七、七、八、九八八

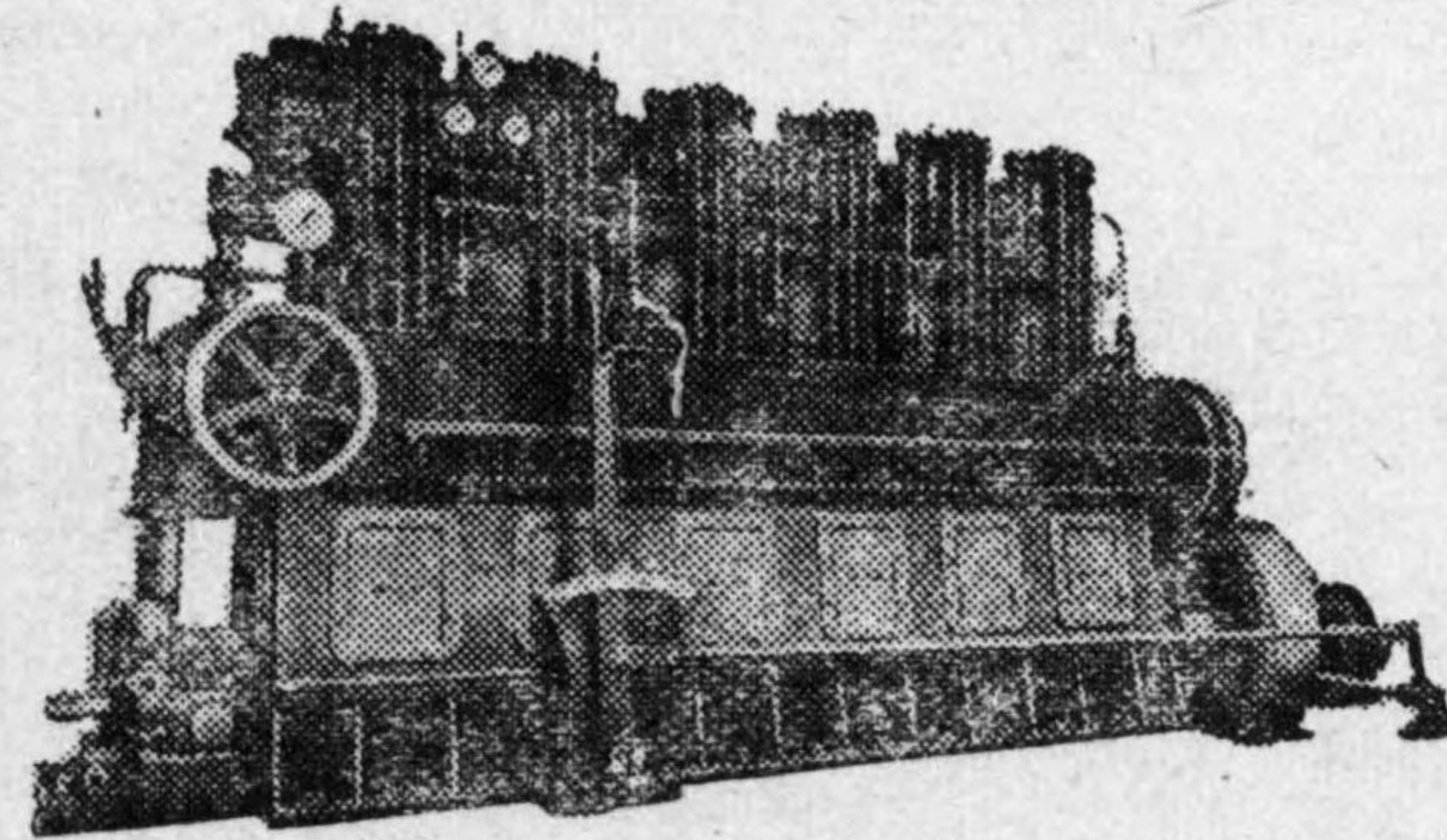
昭和十六年度市町村一般會計豫算

合計根釧十日膽網宗留上空後檜渡石計帶釧室旭小函札	總額	歳入		歳出		
		市町村税	公債	其他	經常部	臨時部
路	三、二五四、五六五	一、六一〇、八七一	五、四、九〇〇	一、六〇〇、一九〇	一、六五四、三七五	一、三九四、五六八
廣路蘭川樽館幌	三、二三五、八八八	一、六八五、二八八	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、六〇〇	一、八四、三三〇	四九〇、六八七
計	二、〇六四、二二六	一、二九〇、四三四	五、四、七〇〇	七、七三、八二二	七三三、二七〇	三七六、六三
室國勝高振走谷萌川知志山鳥狩	一、〇九八、八八三	五、四、七〇〇	八、八二、六〇〇	八、五〇、一〇六	七、四四、七七二	一、六九、〇六八
市市市市市市市	二、四六三、八三九	七、三二、一三三	四、七三、四三三	二、〇六、六二七	四、六、〇三〇	二、九、〇四〇
市市市市市市市	六、八〇、〇七〇	三、六七、三六〇	五、四、五〇〇	四、八、四七、五〇七	七、二、九、七七	六、〇、三三九
市市市市市市市	一、三三三、〇三六	六、七三、三五九	一、七三、〇〇〇	四、八、四七、五〇七	七、二、九、七七	三、六、三三九
市市市市市市市	一、四三三、七五八	一、〇、四五、〇六七	七、〇、〇〇〇	三、八三、六八一	一、〇、九、四四三	四、八、八六〇
市市市市市市市	一、六七六、五三三	一、〇、三三、八八二	七、〇、〇〇〇	五、八〇、六三一	一、二、七、六五三	二、〇、四、一〇一
市市市市市市市	七、七五、四四七	五、六一、七二七	四、〇、〇〇〇	三、七、一、三三〇	一、二、五、四六五	三、〇、〇九七
市市市市市市市	一、五三、五六二	一、二、八、四三三	三、三、〇〇〇	一、七、九、三三〇	一、二、五、四六五	三、〇、〇九七
市市市市市市市	四、七六〇、六六六	三、三、八、四三三	四、〇〇、五〇〇	一、〇、七、九三三	三、三、四、六八八	一、四、三、五、七八
市市市市市市市	三、三六、七八五	二、二、八、七九〇	三、三、五〇〇	一、〇、七、九三三	二、四、四、一五	九、三、六七〇
市市市市市市市	一、八〇、〇七〇	七、七、九七七	三、三、五〇〇	九、九〇、四三八	八、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	三、八一四、四五六	二、二、八、七九〇	四、〇〇、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	一、九一、三六	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	一、〇九、九八一	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	二、一五、二二八	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	一、七三、八八八	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	九七〇、三三八	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	三六、六〇八、九一五	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	三九、九二、九五	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五
市市市市市市市	三九、九二、九五	七、七、九七七	三、三、五〇〇	三、二、八、五九三	二、四、四、一五	八、四、四、一五

關 機 關 機 關 關 機 關 機 關 關 機 關 機 關 關 機 關 機 關

逕信省認定工場 陸海軍省御用工場

(木下ヂーゼル 6G型 385 H.P.)



製作範圍 ヂーゼル機關 100—800 B.H.P.
無水重油機關 20—240 B.H.P.

生産能力 (一ヶ年) 20,000 B.H.P.

創立最古 材料精選
設備完全 工作叮嚀
信用確實 効率優秀

(型錄贈呈)

兵庫縣明石市(明石郵便局私書箱第十一號)
株式會社 木下鐵工所

電話一六五、六七一、壹二壹壹
振替貯金口座神戸五一二七

拓 殖 計 畫

昭和十六年度 拓殖費豫算

北海道拓殖費豫算は、昭和二年度より實施せる北海道拓殖計畫の遂行を目的とするものにして、該計畫の要旨は、北海道の拓殖に必要な所定の事業に對し、政府は昭和二年度以降二十箇年を期し經費九億六千三百三十七萬八千八百二十八圓を支出すべく、其の財源として、政府の一般會計に於て北海道内の拓殖費を除きたる毎年度の歳出に對し超過したる歳入を充當する方針である而して本計畫實施以來十四箇年間の経過を案ずるに、其の間經濟界の不況に加ふるに、道内に於ける連續四回の凶作等の爲、財源に著しき缺陷を生じ豫定經費の支出に多大の困難を伴ひたるも、政府は出來得る限り一般財源の補填等に依

拓殖計畫

り、年次施設の改善補正に力めて時代の要求に即し、拓殖の進捗に資する所あつた、然るに現下に於ける我國各般の施設は専ら支那事變の處理を目的とし其の完遂を期すると共に、國際情勢の推移に對應する爲、財政の強化を圖るの要あるを以て、政府は時局に關係すること比較的薄き經費は極力之を緊縮節約する方針である、隨て昭和十六年度北海道拓殖費豫算の編成は政府の方針を體し、從來の實績及事業の緩急を考慮して、普通費の減額並既定繼續費の繰延を行ひたるも、他面本道の有する豊富なる各種資源を積極的に開發して、將來の發展に資する爲生産力の擴充施設其の時局上緊急と認むる施設を策定し、之が新規事業の追加並既定事業の擴張に要する經費を計上し、豫算總額四千五百三十八萬七千五

百六十三圓とした、之を前年度豫算三千三百三十五萬六千七百九圓に比較すれば、左表の如く一千二百三萬一千四百八十四圓の増加を示すに至つた。

北海道拓殖費 (普通費)	比較増△減
土地開發費	△三、〇三二、四八四
森林業費	△一、〇三〇、七九七
産業路費	△一、四八、九四七
河川費	△八、四九、九二七
殖民軌道費	△八、五、一五五
鐵道及軌道助成費	△一、四、五九一
調查費	△三二、五九一
拓殖鐵道公債利子支出金	△九七、七三七
(繼續費)	△四、三〇一
土地改良費	△四、三〇一
幹線道路改良費	△四、三〇一
治水費	△三、〇〇〇
港灣費	△三、〇〇〇
即ち本年度豫算は前年度豫算に對し、普通費に於て十五萬四千八百六十六圓、繼續費に於て既定年割増三百六十三萬七千九百八十八圓、合計三百七十九萬	

二千八百五十四圓を當然増加すべきも、戰時財政強化の方針に基き、普通費に於て三百三十九萬二千九百九十七圓、繼續費に於て四百六十三萬一千六百八十八圓の節減又は繰延を行ふと共に生産力擴充施設其の時局上緊要と認むる施設等、新規事業の追加並在來事業擴充に要する經費一千六百二十六萬三千二百四十五圓を計上した、今之が新規及擴張事業の大要を説明すれば次の如し

- 一、土地開發に關する經費(土地開發費) 二、二五、二五〇圓
- 1 民有地開發費(擴張) 六、四五七
- 自作農家を扶植する爲昭和十六年度の開發豫定面積一萬四千町步此の土地購入資金百三十六萬三百圓に對する利子補給金(低利資金利率三分二厘の内七厘補給) 其の他所要經費を計上す 一、四四、〇九一
- 2 施設及助成費(擴張)

特定地及民有未墾地に入地せしむべき自作農業者は道外に

一一三

一一二

のみ之を求むること困難なるに鑑み専ら道内より人選するの方針に改め同時に現品給與を廢止すると共に住宅建設費に對する補助二百五十圓を四百圓に引上げ且既入地者の經營を速に確立する爲小土木事業の助成を擴張する等に要する經費を計上す

3 開墾助成費(擴張) 四五、六一五

開墾費昂騰に伴ふ農家負擔を輕減し以て開墾の促進を圖る爲從來の補助率三割を四割に引上ぐるに要する經費を計上す

4 國有地開發費及境界査定費(擴張) 二九、〇八七

俸給及事務費等に要する經費を増額計上す

二 森林施設に關する經費(森林費) 八、六九三、五九九圓

1 管理費(擴張) 三二、三、七九三

國有林の管理經營並保全施設の完壁を期する爲營林區署四箇所の増設及森林主事の増員等に要する經費を計上す

2 林産物處分費(擴張) 一四七、一八九

パルム資材供給計畫及臨時國有林増伐計畫等に依り五百一萬四千四百石の増伐を行ふ爲之が調査に要する經費を計上す

3 林業試験場費(擴張) 二〇、八七五

造林事業の合理化を圖るには育林に基礎を置くの要あるを以て之が試験に要する經費を計上す

4 林業獎勵費(擴張) 四一一、六四〇

民有林資材供出増加の現狀に鑑み未利用林の開發を促進すると共に之が資源の培養を圖るの要あるを以て林道開設並造林を獎勵する爲之が經費を計上す

5 造林費(新規及擴張) 一、五一六、七四四

國有林伐採量の増加に伴ひ之が資源の維持増進を圖るの要あるを以て未立木地、伐採跡地に對する新植、撫育並不良林相改良等の面積を増加する

と共に新に海岸地帯の農牧地保護並魚附の爲海岸林を造成するに要する經費を計上す

6 施業案調査費(擴張) 三八、七〇九

國有林内石狩川上流及新冠川上流の事業區に對し之が利用方針を定め林利増進に資する爲施業案の編成を施行すると共に定期檢訂の増加箇所に對する調査に要する經費を計上す

7 林内歩道費(擴張) 二八、八〇一

國有林に於ける各種事業の圓滑を圖る爲林内歩道を開設するの要あるを以て之が經費を計上す

8 官行斫伐事業費(擴張) 四、〇一一、三四八

國有林増伐計畫に依り斫伐量百十二萬五千八百石を増加すると共に製炭二十五萬俵の増産を行ふ爲之が經費を計上す

9 森林土木事業費(擴張) 二、一〇〇、二一九

官行斫伐事業の擴張に伴ひ増伐材の輸送を圓滑ならしむる

爲之が設備の擴充を圖るの要あるを以て鐵道、トラック道路、トラクター道路、車馬道を建設し且既設備の維持修繕に要する經費を計上す

10 民有林施業計畫化獎勵費(擴張) 五六、二〇二

民有林の資源維持増進並國土保安上急速に施業方針を確立せしむるの要あるを以て之が促進に要する助成費を計上す

11 牧野施業案調査費(新規) 三八、〇七九

内地馬政計畫に基く國有林中馬産供用限定地は一般施業林と區分し牧野の經營を必要とするを以て之が施業に關し調査に要する經費を計上す

三、産業施設に關する經費(産業費) 二、四一一、三二一圓

1 水産試験場費(新規及擴張) 二二六、三二五

イ、水産調査費(擴張) 八七、〇〇〇

新漁場を調査探検し水産資源の開發を圖るは生産力擴充上緊切なるを以て沿海州及北太平洋の未知漁場を探検する爲

二百噸級の調査船を備船するに要する經費を計上す

ロ 水産試験場費(新規及擴張) 三九、三二五

水産に關する各種機械の改良を圖り作業能率を向上せしむるは現下勞力資源の不足に鑑み緊要なるを以て漁撈、製造及養殖に關する機械器具の改良考案を爲すの外鐵工業廢水の生産資源に及ぼす被害防除に關し試験を施行する爲所要經費を計上す

2 水産振興獎勵費(新規及擴張) 一六一、六四九

漁村の經濟更生並生産力擴充に資する爲沖合漁業の進出を促し以て水産資源の増産を圖ると共に漁獲物の經濟的處理を獎勵する爲之が助成に要する經費を計上す

3 水産化學製品増産獎勵費(新規) 二〇九、四九六

北千島に於ける鮭、鱒及鱈等を原料とする水産食品製造に伴ふ大量の廢棄物を經濟的に利用すると共に豊富なる雜魚介及海藻類の利用加工に依り

魚膠、魚油、魚粉、各種薬用品糊料等の増産を圖る爲之が綜合的企業に依る製造設備費を助成するに要する經費を計上す

4 農事試験場費(新規及擴張) 一三六、一〇九

イ 農事試験場費(擴張) 七〇、一二八

重要農産物たる燕麥、大麥、菜豆、根菜類及飼料作物たる牧草等の品質向上並生産の増進を圖るは緊要なるを以て多收良質にして耐寒性、耐病性及耐肥性に富む新品種の育成を行ふの外農産資源の確保を圖る爲病蟲害の防除方法を考究するの要あるを以て之が試験費を計上す

ロ 特定試験地費(新規) 四四、六〇八

氣候適順ならざる地方に分布する重粘土地帯に於ける農業經營の基礎を究め以て農産物増産に資する爲特定試験地を設置するに要する經費を計上す

ハ 畜産試験場費(擴張)

内地馬政計畫に伴ひ牧野經營の確立を圖るは焦眉の急務なるを以て之が經營上の指導資料を提供する爲地帯別に適當なる牧野を選定して各種實地試験を行ふの外家畜衛生に關する試験の擴充に要する經費を計上す

5 農事獎勵費(新規及擴張) 六四七、四四七

イ 農事指導費(擴張) 三、〇一九

時局下農業政策の重大なるに鑑み特に事務官を設置するの要あるを以て之が經費を計上す

ロ 採種圃補助費(擴張) 六〇、〇〇〇

家畜資源の維持増殖上之が飼料の増産を圖るは極めて緊要なるのみならず飼料種子の輸入困難なる實情に鑑み自給自足を圖るの要あるを以て積極的に種子増産を獎勵する爲之が助成に要する經費を計上す

ハ 石灰配給助成費(擴張) 二八一、五〇〇

石灰の生産量を増大し土地改良を促進して農産資源の増産を圖るは緊切なるを以て國營に依る生産及配給事業を特設會社に移し一元的經營に依り石灰増産の強化を圖ることに方針を改めた仍て之が農家の共同購入費に對する補助費を計上す

ニ 優良農具購入補助費(擴張) 三〇、〇〇〇

農村勞力の不足を緩和する爲動力用農具の普及を圖るの要あるを以て之が獎勵に要する經費を計上す

ホ 酒精原料馬鈴薯増産獎勵費(擴張) 七三、六四二

昭和十四年度以降酒精用原料馬鈴薯の増産を獎勵せるも之が供出量の確保を圖る爲農家の諸設備を擴充するの要あるを以て之が助成費を計上す

ヘ クロバー増産獎勵費(新規) 一九九、二八六

クロバー栽培は長期輪作法の確立農村勞力の調整飼料の自給上最も重要なるを以て之が所要種子の増産を獎勵するに

要する經費を計上す

6 甜菜獎勵費(擴張)

六一二、〇四八

寒地農業經營上の基調作物たる甜菜耕作を獎勵し以て時局下農業經營の強化を図るは喫緊の要務なるを以て之が獎勵に要する經費を計上す

7 畜産獎勵費(新規及擴張)

三九五、六三四

イ 畜牛獎勵費(新規及擴張)

二八六、八七五

地方の維持増進及農家經濟の同上並甜菜栽培との關聯性に於て畜牛増殖の獎勵を図るの要あるのみならず各種畜産製品を増産を爲る爲之が資源の確保は喫緊の要務なるを以て補助頭數を増加すると共に補助單價の増額を行ひ更に甜菜栽培者の飼料購入費を軽減する爲ビートバルブ調製費に對し助成を行ふ等之が所要經費を計上す

ロ 馬匹獎勵費(擴張)

二五、八二二

農家勞力の調整並地方の維持増進の爲馬匹の増殖を図るは

刻下農産資源の確保上緊要なるを以て之が積極的飼養を獎勵する爲補助單價を増額計上す

ハ 綿羊獎勵費(擴張)

五、五二九

綿羊増殖計畫の促進を図る爲支應に指導職員を配置するに要する經費を計上す

ニ 酪農獎勵費(擴張)

二、〇七三

賞與を増額計上す

ホ 獸疫防除施設費(新規)

七五、三三五

仔馬病に罹り斃死するもの多數に上り且牛馬羊等の寄生蟲に依る被害亦甚大なるを以て之が障害を芟除し増殖を図る爲仔馬病の豫防血清並寄生蟲驅除藥劑製造を行ふに要する經費を計上す

8 工業試驗場費(新規及擴張)

一〇一、四五四

生産力の擴充強化物資調整の對策に資する爲石炭タール、人造樹脂、醫藥染料、脂肪酸等に關する化學試験並選鑛、金屬、機械等に關する重工業

試驗を擴張すると共に新に寒地向住宅の改善を図る爲之が試験に要する經費を計上す

9 鑛床調査費(擴張)

一九、八九六

刻下最も要望せらるる銅、鐵、鉛、水銀、ニッケル、滿庵、クロム、石棉等の地下資源の賦存性極めて大なるものあるに鑑み之が鑛床調査の進捗を圖るに要する經費を計上す

10 販路調査及擴張費(擴張)

二、〇七三

賞與を増額計上す

四 土地改良に關する經費(土地改良費)

二、三三四、三一五

1 排水工事費(擴張)

四二八、五一九

泥炭地濕地の改良を図るは土地の利用増進上緊切の要務なるを以て大地積の泥炭地濕地に對し國營幹支線排水工事を施行の爲之が經費を計上す

2 特殊原野排水工事費(擴張)

一七、五二三

特殊原野中泥炭地濕地の開發を促進せしむる爲國營支派線

排水工事を施行するに要する經費を計上す

3 排水工事補助費(擴張)

二一五、三七六

一團地五百町歩未滿の泥炭地濕地に於ける民營幹支派線排水工事の促進を図る爲之が工事費の補助に要する經費を計上す

4 暗渠排水工事補助費(擴張)

三六二、三三三

泥炭地濕地は明渠排水工事を施行して農耕地の改良を図ると雖も耕地面積を維持し且地方の増進を促す爲には暗渠排水工事の施行を獎勵するの要あるを以て之が工事費の補助に要する經費を計上す

5 特殊原野軌道客土費(擴張)

一六三、二六二

國有未開地中の泥炭地濕地に對しては國營排水溝を掘鑿するの外客土を施行するの要あるも用土採取地の關係上入地農民の自力のみにては施行困難なるを以て特に國費に依り一定地區に用土を軌道運搬する爲之が經費を計上す

6 客土補助費(新規及擴張)

七六九、八五九

泥炭地濕地重粘土及砂礫地等の農地改良の爲客土を獎勵し農業生産の増進を図るの要あるを以て農家の客土工事費に對し補助を爲すと共に客土採取地遠距離の箇所特設は會社をして一定地區迄運搬せしむるの要あるを以て之が事業の助成等に要する經費を計上す

7 土功組合特別助成金(擴張)

三六七、四〇三

經營最も困難なる土功組合の更生を圖る爲之が助成金を計上す

五 道路に關する經費(道路費)

八四六、五三五

1 改良費(擴張)

三九二、六九九

國防及産業上重要な幹線道路及橋梁の整備を図るは緊要なるを以て之が改良及架換に要する經費を計上す

2 修繕費(擴張)

二六五、二四一

國道及地方費道修繕工事費は

單價引上げの要あるを以て之が増額を計上す

3 道路改良補助費(擴張)

一三五、七九五

市町村費支辨に係る道路の不良箇所多きに鑑み急速に改良工事を施行せしむる爲之が補助に要する經費を計上す

4 災害防除費(新規)

五〇、〇〇〇

道路橋梁其他工作物に對する災害を未然に防止し交通の安全を期する爲之が所要經費を計上す

5 新設費(擴張)

二、八〇〇

事務費を増額計上す

六 幹線道路改良に關する經費(幹線道路改良費)

四〇〇、〇〇〇

國道改良費(新規)

四〇〇、〇〇〇

主要都市旭川小樽を連絡する國道を改良し運輸交通量の増大を図るは産業開發上將又軍事上極めて緊要なるを以て之が改良並鋪裝及橋梁架換工事を施行する爲昭和十六年度以

降同二十三年度に至る八箇年間に總額七百八十萬圓を支出するものとし本年度所要額を計上す

七 河川に關する經費(河川費)

四〇、五一五

地方費支辨河川改修工事の促進を図る爲之が改修費に對する補助に要する經費を計上す

八 治水に關する經費(治水費)

三〇〇、〇〇〇

石狩川治水費(本流第三期)

三〇〇、〇〇〇

(新規)

石狩川中月形深川間に對し治水工事を施行し主要米産地帯並重要工業地帯の洪水氾濫を防止する爲昭和十六年度以降同三十二年度に至る十七箇年間に總額一千五百七十五萬圓を支出するものとし本年度所要額を計上す

九 港灣施設に關する經費(港灣費)

八一〇、〇〇〇

1 工業港及工業地帯設定調査費(擴張)

八〇、〇〇〇

近代工業の勃興を促進し本道に賦存する豊富なる資源を開發利用する爲臨海工業地帯

設定の要あるを以て前年度に引續き之が立地條件並設計調査を行ふに要する經費を計上す

2 留萌築港費(擴張)

一四二、〇〇〇

留萌港は本道西海岸に於ける樞要商港として港勢益々進展の情況にあり仍て港内の浚渫を施行し大型船舶の出入に支障なからしめ港灣利用の狀態に對應せしむる爲昭和十六、七年度の二箇年に總額三十五萬圓を支出するものとし本年度所要額を計上す

3 釧路内港費(新規)

二〇八、〇〇〇

釧路港の中央に注ぐ舊釧路川の下流部は内港として利用せらるると雖も水深に乏く船舶の航行に支障あるのみならず干潮時は船舶の運行すら不能の狀態なるを以て之が川筋の浚渫を行ふ爲之に要する經費を計上す

4 北千島漁港試驗工事費(擴張)

一〇〇、〇〇〇

北千島漁業の發展著しきもの

拓殖計畫

あるものが根據地たる漁港の施設なき爲不利不便からざるを以て漁港修築の前提として昭和十二年以降降尾島捕鯨灣に試験工事を施行し來りたるも尙引續き施行するの要あるを以て之が經費を計上す

5 船入潤築設費(擴張)

沖合漁業の進展に伴ひ發動機船の増加著しく船體亦漸次大型となれるを以て鬼鹿外六港の擴張工事及三石港の補修工事を施行する爲昭和十六、七年度の二箇年間に總額五十一萬四千六百圓を追加し本年度所要額を計上す

6 船入潤築設費補助(新規)

昭和十六年度以降新築設及擴張を爲す船入潤は北海道地方費をして施行せしめ之が築設費に對し補助を行ふものにして昭和十六、七年度の二箇年間に於て施行する壽都及伏の船入潤築設費に對し補助總額十八萬一千六百圓を支出するものとし本年度所要額を

計上す
一〇 殖民軌道に關する經費(殖民軌道費)(擴張)
九九、四七一圓

物資輸送の敏活輸送費の輕減を圖る爲西別西春別間の既設殖民軌道を改良し動力機關車を運轉するに要する經費を計上す
一一 鐵道及軌道助成に關する經費(鐵道及軌道助成費)(擴張)
四七、九二三圓

拓殖上必要と認むる地方鐵道及軌道を經營する會社にして補助期間満了後尙經營困難と認むるものに對し引續き助成するに要する經費を計上す
一二 調査に關する經費(調査費)(擴張)
三、五〇六圓

拓殖計畫上必要なる調査に要する經費の増加額を計上す
拓殖費事業別豫算
事業別 豫算額
△土地開發費 一、三四〇、四五八
國有地開發費 一、三二一、五三三
民有地開發費 一、〇一八、九二五
施設及助成費 四三七、七四四
開墾助成費 三三六、三七七

境界査定費 一三五、一三五
△森林管理費 二〇、三五八、九三五
林産物處分費 八五四、三三五
林業試驗場費 三三五、三七三
林業獎勵費 一六三、三三三
造林費 七八九、八五九
病蟲害防除費 三、五九二、七八七
施業案調査費 一五、三三八
林地測量費 一六七、五〇一
林内歩道費 五三、〇四七
官行研伐事業費 二、〇四七、五六六
森林土木事業費 二、九四七、三三九
民有林事業費 二、一〇七、五三六
畫化獎勵費 二二五、九〇三
牧野施業案 三六、〇七九
調査費 九六、〇〇〇
市町村助成金 六、四九、五八四
△産業費 四八〇、一八二
水産試驗場費 一九三、三七三
水産調査費 二六六、八〇九
水産振興獎勵費 三三三、三七九
水産化學製品 二〇九、四九六
増産獎勵費 六三、八〇〇
農事試驗場費 六三、八〇〇
農事試驗費 三三三、三三七
土壤統調査費 五八、六七七
特定試驗地費 四、六八八

留萌築港費 一四三、〇〇〇
釧路内港費 一〇八、〇〇〇
漁港修築費 一〇〇、〇〇〇
廣尾港 一〇〇、〇〇〇
岩内港 一〇〇、〇〇〇
北千島漁港 一〇〇、〇〇〇
試驗工費 一〇、八五五、三五五
船入潤築設費補助 八〇、〇〇〇
船入潤築設費補助 三三三、六七八
△植民軌道費 七〇、四二二
△鐵道及軌道助成費 一五九、三三五
△調査費 二五、〇六〇
千島調査費 一三四、二六五
拓殖費中改定表
排水工事費 七、七五四、〇八九
既定額 四八、五八八
追加額 八、一八二、六〇九
特殊原野排水工事費 二〇七、五九三
既定額 二七、五三三
追加額 三三五、一六六
排水工事補助費 四九九、七〇九
既定額 二五、三七六
追加額 七五、〇八五
暗渠排水工事補助費 七五、〇八五

畜産試驗費 一六八、〇八八
農産物増産獎勵費 八八、七九八
農事獎勵費 九六、六六九
農事指導費 五五、三〇〇
採種圃補助費 一〇一、九五五
石灰配給助成費 二八五、一五〇
優良農具購入補助費 三、七〇九
酒糟原料馬鈴薯増産獎勵費 二五三、三〇九
クローバー増産獎勵費 一九九、三六六
獎勵費 一、七九七、三三三
畜産獎勵費 一、二二一、四七六
畜牛獎勵費 五三三、五三四
馬獎勵費 一六、〇四〇
羊獎勵費 二六三、一四六
酪農獎勵費 一三四、一八九
畜肉處理加工獎勵費 二九、四三三
皮革化學製事業獎勵費 四六、五〇〇
乳製品増産獎勵費 三三、一九九
獸疫防除施設費 七五、三三五
工業試驗場費 三三四、四五三
地質基本調査費 四五、二四〇
鑛床調査費 一一、二二六
工業獎勵費 九六、五〇九
販路調査及擴張費 一七一、〇三四

△土地改良費 二、九一六、七三六
改良費 一、九六六、九三二
排水工事費 四八八、五九九
特殊原野排水工事費 二七、五三三
工事費 二二五、三七六
暗渠排水工事補助費 三六二、三三三
補助費 一六三、二六二
客土補助費 七九、八五九
造田獎勵費 五八、四二二
灌溉工事補助費 四三〇、八六七
造田補助費 一五一、五五四
土功組合特別助成金 三六七、四三三
△道路費 三、九七五、三八九
新設費 五五四、五一二
改良費 一、六三三、九一六
修繕費 一、五九九、九四七
道路改良補助費 二〇四、〇〇四
災害防除費 五〇、〇〇〇
驛遞費 三三、〇一一
△幹線道路改良費 五五〇、〇〇〇
國道改良費 四〇〇、〇〇〇
特殊橋梁費 一五〇、〇〇〇
△河川費 九一七、二四一
監視費 六一、四三三
護岸費 二八四、三三〇
町村河川改修費 一四、〇九二

△土地改良費 二、九一六、七三六
改良費 一、九六六、九三二
排水工事費 四八八、五九九
特殊原野排水工事費 二七、五三三
工事費 二二五、三七六
暗渠排水工事補助費 三六二、三三三
補助費 一六三、二六二
客土補助費 七九、八五九
造田獎勵費 五八、四二二
灌溉工事補助費 四三〇、八六七
造田補助費 一五一、五五四
土功組合特別助成金 三六七、四三三
△道路費 三、九七五、三八九
新設費 五五四、五一二
改良費 一、六三三、九一六
修繕費 一、五九九、九四七
道路改良補助費 二〇四、〇〇四
災害防除費 五〇、〇〇〇
驛遞費 三三、〇一一
△幹線道路改良費 五五〇、〇〇〇
國道改良費 四〇〇、〇〇〇
特殊橋梁費 一五〇、〇〇〇
△河川費 九一七、二四一
監視費 六一、四三三
護岸費 二八四、三三〇
町村河川改修費 一四、〇九二

新十津川災害防止工事費 二二二、三九九
地方費河川改修費補助 二二五、〇〇〇
△治水費 三、二九〇、〇〇〇
石狩川治水費 一、九八〇、〇〇〇
本流第一期 二四〇、〇〇〇
本流第二期 一、〇〇〇、〇〇〇
本流第三期 三〇〇、〇〇〇
江別、夕張、千歳川 二四〇、〇〇〇
豐平川 二〇〇、〇〇〇
十勝川治水費 四七〇、〇〇〇
天鹽川治水費 一〇〇、〇〇〇
網走川治水費 一〇〇、〇〇〇
湧別川治水費 一五〇、〇〇〇
後志利別川治水費 一四〇、〇〇〇
渚滑川治水費 一五〇、〇〇〇
天鹽川災害應急治水費 一〇〇、〇〇〇
△港灣費 四、四〇四、八五五
調査及維持費 一四九、四四五
工業港及工業地帶設定調査費 八〇、〇〇〇
函館築港費 八五〇、〇〇〇
小樽築港費 八〇〇、〇〇〇
室蘭築港費 一〇〇、〇〇〇
釧路築港費 四〇〇、〇〇〇
根室築港費 六五、〇〇〇

留萌築港費 一四三、〇〇〇
釧路内港費 一〇八、〇〇〇
漁港修築費 一〇〇、〇〇〇
廣尾港 一〇〇、〇〇〇
岩内港 一〇〇、〇〇〇
北千島漁港 一〇〇、〇〇〇
試驗工費 一〇、八五五、三五五
船入潤築設費補助 八〇、〇〇〇
船入潤築設費補助 三三三、六七八
△植民軌道費 七〇、四二二
△鐵道及軌道助成費 一五九、三三五
△調査費 二五、〇六〇
千島調査費 一三四、二六五
拓殖費中改定表
排水工事費 七、七五四、〇八九
既定額 四八、五八八
追加額 八、一八二、六〇九
特殊原野排水工事費 二〇七、五九三
既定額 二七、五三三
追加額 三三五、一六六
排水工事補助費 四九九、七〇九
既定額 二五、三七六
追加額 七五、〇八五
暗渠排水工事補助費 七五、〇八五

既定額 四四九、七〇九
追加額 三六三、三七三
改良費 八二二、〇八二
特殊原野軌道客土費 五三、二七六
既定額 一六三、二六二
追加額 六八五、九七八
客土補助費 二、五五八、六三五
既定額 七六九、八五九
追加額 三、三三八、四九四
造田補助費 九、六四四、九六六
既定額 一〇、五〇〇
延分繰戻追加額 九、六三五、四六六
改定額 五、八八九、九〇〇
土功組合特別助成金 三六七、四三三
既定額 六、二五七、三三三
追加額 七、八〇〇、〇〇〇
國道改良費 五四、七八九、九一八
石狩川治水費 一、二八、一六七
既定額 一、一八、一六七
追加額 一、一〇、〇〇〇
前年度實行豫算繰延分繰戻追加額 七〇、六八八、〇八五
改定額 一一九

十勝川治水費

既定額	一三、九七三、六八八
前年度實行豫算線	一〇、〇〇〇
延分繰戻追加額	一三、九七三、六八八
改定額	一三、九七三、六八八
港灣調査及維持費	二、五四〇、八二四
既定額	△三、二〇〇
改定額	三、五八、六三四
工業港及工業地帯設定調査費	四〇、〇〇〇
既定額	四〇、〇〇〇
改定額	八〇、〇〇〇
函館築港費	一〇〇、〇〇〇
既定額	一、四〇一、七七一
前年度實行豫算線	五、一五〇
延分繰戻追加額	一、四〇六、九三二
改定額	一、四〇六、九三二
小樽築港費	一六、二七五、一五三
既定額	七、五六一
前年度實行豫算線	一六、二八三、七三三
延分繰戻追加額	一六、二八三、七三三
改定額	一六、二八三、七三三
留萌築港費	一〇、六二〇、八七七
既定額	三五、〇〇〇
追加額	一〇、九七〇、八七七
改定額	一〇、九七〇、八七七
釧路内港費	一〇、〇〇〇
追加額	一〇、〇〇〇

廣尾港

既定額	三、一七三、〇〇三
追加額	八四、八二五
改定額	三、二五八、八二八
北千島漁港試験工事費	四〇〇、〇〇〇
既定額	四〇〇、〇〇〇
追加額	一〇〇、〇〇〇
改定額	五〇〇、〇〇〇
船入潤築設費	四、五六、五九〇
既定額	△三七、四一五
追加額	五二四、六〇〇
改定額	四、六七、七五五
船入潤築設費補助	三、八七〇、二四六
既定額	一八、六〇〇
追加額	四、〇五、八四八
改定額	四、〇五、八四八
土地改良と拓殖費	一、〇〇〇、〇〇〇
既定額	一、〇〇〇、〇〇〇
追加額	一、〇〇〇、〇〇〇
改定額	一、〇〇〇、〇〇〇
酸性土壌等の未利用地を改良し且水田四十五萬町歩を造成する爲未成地の開發を助成せむとするものにして其の施設事項の要目は排水工事、排水工事補助、客土及酸性土壌改良補助、灌漑基本調査、同設計、灌漑工事補助、造田補助等とす	
一、排水工事	
泥炭地濕地に對する直營排水工事施行範圍を擴張し一團地	

五百町歩以上の地域に對し幹線排水工事を施行す

- 一、排水工事補助
- 二、直營地域に對する支派線及直營以外の地域に對する幹支派線工事費の五割を補助す
- 三、客土及酸性土壌改良補助
- 四、泥炭地の客土又は酸性土壌の改良施設に對し工費の四割を補助す
- 五、灌漑基本調査及設計
- 六、在來施行事業を繼承し殘程を完成す
- 七、灌漑工事補助
- 八、在來の方針を繼承し幹線及支派線に對し工費の五割を補助す
- 九、造田補助
- 十、造田費に對し工費の四割を補助す
- 十一、道路橋梁施設經費
- 十二、本項の施設は移民の招徠に伴ひ拓殖道路の新設既成道路の改良等交通運輸の利便を闢くを目的とし其の要目は道路の新設、改良、修繕並道路調査、道路改良補助、驛遞及渡船等とす
- 十三、新設
- 十四、殖民原野の幹線たるべき道路及鐵道、港灣其の他重要な地區との連絡道路豫定延長三千五百里を開鑿す

國道其の他拓殖上重要な既成道路中泥炭地、濕地、急坂若しくは路面狹隘等の爲車馬の交通不便なる箇所の改良工事を施行す

- 一、修繕
- 二、國道、地方費道及開鑿後十箇年を経過せざる町村道の維持修繕を施行す
- 三、道路調査
- 四、在來施行に係る國道及地方費道の敷地調査殘程を完成すると共に新に同種の道路に對し境界標を建設す
- 五、道路改良補助
- 六、市町村の支辨に係る市町村道の路面改良若しくは擴築、勾配緩和等の工事に對し工費の三割を補助す
- 七、驛遞
- 八、在來事業を繼續施行すると共に新に町村支辨に屬する渡船場の維持困難なるものに對し五箇年を限り補助を行ふ

都市計畫

統制ある施設

本道の都市計畫は執れも近年の發達に係り、道路計畫に關しては相當考慮せられ内地に劣らざる整備を誇るものであるが、尙不完全なる點尠からず、特に保安、衛生及經濟等の施設に關しては尙攻究の餘地が尠くない。

是等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲、統制ある計畫を樹立する必要あるに依り、大正十二年七月札幌、函館及小樽三市に對し都市計畫法適用せられ、越えて昭和二年四月旭川市に、同三年室蘭市に、又五年九月釧路市に對しても本法を適用せらるるに至つたが、昭和八年三月都市計畫法改正せられたる結果、同年五月より帶廣市には自然本法を適用せられ、又一般町村に對しても本法適用の途が開かれたの

都市の現状

で、昭和八年六月余市町に、同九年二月岩内、留萌及野付牛の三町に、同年三月根室及名寄町に同十三年十月千歳村同十四年一月夕張町に夫々本法の適用を見るに至つた、更に都市計畫法と密接なる關係を有する市街地と建築物法は、大正十五年十月札幌、函館、小樽三市に、昭和三年四月旭川市に、同年十一月室蘭市に、同五年九月釧路市に、同八年四月帶廣市に、同年十二月余市町同十四年九月島取村に適用せられたるは本道の都市發達上喜ぶべきことである。

而して前記七市及八町に對しては既に都市計畫區域が決定せられ、札幌市には都市計畫區域、街路及事業、風致地區函館市には都市計畫區域、街路及事業、公園及事業、水道及事業、土地區劃整理、防火地區、小樽市には都市計畫街路及事業、地域、旭川市には都市計畫區域、街路及事業、又室蘭市には都市計畫區域を決定せらるるに至つた。

本道に於ける都市計畫の跡を見るに、都市構成の始に於て相當考慮の下に其の計畫を進められたるを認め得るも、今日に於て之を觀れば、本道開拓の急務に追はれ、豫期の効果を收め得ずして今日に至りたるもの如くである。

之を地域の方面より考察するに各都市共市街の發達に伴つて各種建築物雜然と建設せられたる結果、工業、商業及住宅等の各地域混淆錯雜し、市民衛生上は勿論防火上に於ても危険尠からず、又建築物は其の建設の當初に於て道路の境界を無視し、亂雑に建築せられたる箇所多あり、之が爲都市の外観は勿論交通上の支障を來すもの尠くない。尙家屋は舊時の葺葺木造も漸次亜鉛板等に變化しつつあるは進歩と云ふべく、中には僅少の耐火建築物あるも一般市民に於ては其の必要なる所以徹底せざるは固よりなるも、寧ろ財力の潤滑により永久的建築物の築造を爲し得ない現状にある、因て一朝火災に遭遇せんか、其の

危害の及ぶ所は測り知れないものがある。

由來本道の都市は其の一二を除く外、市内を貫通する火防水路を設け以て火災豫防に備へ、又道路の幅員に對しその點を考慮して計畫せられたるは府縣の小都市に見ない所である。又上水道の設備より考察するに、函館、小樽及室蘭市に於て早くより水道の設備あるは地勢上飲用水の缺乏に備へる爲であり、釧路市に於ても最近之が設備を爲し市民の衛生に備ふるに至り、札幌市に於ては目下事業施行中の處既に一部事業の完成を見るに至つた。

又下水道に至つては各市共之が施設充分ならず目下の急務に捉はれ、且つ一般財界の不振により本事業に充分の力を注ぎ得ない状況に在るは誠に遺憾とする所である。

次に鐵道と市街の關係を見るに、市街の重要地を横斷して鐵道を敷設し、且つ道路との交叉に對しては完全なる交通上の施設を缺き、之が爲市街の發展は

一方に偏し都市發達の勢と順應せずして不規則なる状態に誘導せられつつあるは遺憾である。

市街の道路鋪裝は最近の發達に依り各都市に於て歩車道を區別し、一部は鋪裝を爲しつつあるが、本道に於ける道路網の計畫と相俟つて研究を要すべき緊要事項である。

都市計畫の概要

札幌市

本市は本道の首都で本道の西南部に當り、石狩原野の西隅に位す。市の東北は廣漠たる石狩平野に連り、西方は藻岩、手稻の秀峰巍然として聳え、豊平川の清流藻岩山麓を迂回して市の南東を貫流してゐる、此の地は元森林草莽の蔓れる一原野に過ぎなかつたが、明治二年開拓使此の地を相して本道開拓の根據とす。

近郊は豊平、白石、札幌、琴似、藻岩等叢樹の間に隠見し、中央を東北に貫通する大通道遙地を基準として南に分ち創成

川を以て東西に區分し、街衢整然、街路廣く、人家櫛比し、都市の雄大なること全道に冠たるものである。而して諸般の文化的施設は年を逐ふて整備し、本道に於ける政治及學藝教育の中心地として、且つ工業地として本邦有数の地位に達してゐる、主なる官公衙は北海道廳、札幌稅務署、札幌鐵道局、札幌鑛山監督局、札幌財務局、並に帝室林野支局、札幌控訴院、札幌地方、同區裁判所、札幌市役所、石狩支廳及近郊琴似村には農事、工業試験場があり、銀行は北海道拓殖銀行、第一銀行、安田銀行、十二銀行等あり、會社は北海海水力電氣株式會社、大日本麥酒株式會社支店、同工場、帝國製麻株式會社支店、同工場等あり、又北海道帝國大學の所在地である、附近の遊覽地として驛の西南約四軒に圓山公園あり、札幌神社は同公園の北西側に隣して神寂びて鬱蒼たる神域に鎮座する官幣大社にして大國魂神、大己貴神、小彥名神の三神を祀る、境内は閑雅にして松

杉參差の間櫻樹散在して景趣に富んでゐる、神社境内には最近の施設に係る綜合グラウンドがある、植物園は道廳の背後に在り北海道帝國大學の附屬にして地積三萬餘坪、園内芝生を以て歩道を劃し幽邃閑雅の境にして博物館及温室の設備あり、中島公園は市の南端に在り背後に藻岩の層巒を仰ぎ豊平川の支流蜿蜒として流れ瀦して清地を爲し風景清雅である、眞駒内種畜場は本市より南方八軒の地に在り地積三千町歩にして各種の家畜を飼養し、豊平川の清流に沿ひ、曠漠たる平原に綠草濃かなり、牛馬の群遊する光景は得難い情趣であつて本道獨特の勝景である、尙市の東南八軒にして高燥なる原野に月寒種羊場がある。

稱せらるるものは其の幅員五十八間を有すと雖も市の發達に伴ひ不規則なる街衢隨所に現はれ殊に市の一部及隣接町村の區域は道路甚だ不整而も幅員狹隘にして近代的交通機關の利用に適せざるものあり、茲に於て街路網計畫を決定し都市構築の根幹を示し交通上の缺陷を除去すると共に系統的交通網を確立する事は本市の現狀に鑑みて寔に緊急の事である。

今街路計畫を樹つるに當りて地勢、地域、河川、鐵道等の關係を考慮し先づ中央部は區劃整然たるものありと雖も多少の不規則なきに非ざるを以て之を修正するに止め稍々都心部を離るるに及び漸次放射並に環狀に幹線を更に是等幹線を基準として補助幹線を配置し以て土地の狀況に適應せしめるものである、尙今後の都市施設として綠樹帯の存置は獨り市民の保健及都市の美觀上必要なるのみならず偶々火災其の他の災禍の突發に際し

ては是等施設に俟つべきもの大なるものあるを以て現在市内及近郊に點在せる公園及自然綠地と連繫をとり且つは將來の都市計畫公園の連鎖を考慮しむべく廣路及綠樹帯を考慮したる幹線街路を配した。斯くして得たる路線數六十、其の延長約二百四十七軒にして、此の總工費四千八百九十萬二千圓に達する巨費である。

ロ、札幌都市計畫街路事業(昭和一一、九、二一決定)曩に決定せる計畫街路の中、市の現況よりして緊急擴張を要するものと認むるものに札幌驛前通の一部あり、又現在の幅員狹隘にして交通量多く而も僅の改良により交通系統を整ふるを得るものに東八丁目通あり、又白石岡山通も略前路線同様短區間の新設により貫通し交通系統を整ふることを得るものなるを以て之を都市計畫事業とし又交通頻繁にして系統上鋪裝を要するもの及び都市美上改良を要すと認めら

るる街路は併せて都通計畫事業として決定せるものであり。以上擴張新設するもの三線及鋪裝を要するもの既設街路約六十一萬二千平方米此の事業費豫算二百七十五萬圓にして昭和十一年度より同十七年度に至る七ヶ年繼續事業として施行するものである。

イ、指定概要
札幌市の地勢を概観するに西南部に藻岩山、圓山等の諸山を控へ、豊平川南東部を貫流して東方より北方に向つて一望際涯なき石狩平野を展開す、而して風向並に其の回數は春夏秋冬に北西の風夏秋の候に於ては南東の風多し。今其の地域に付て按ずるに市の中央部は街衢整ひ交通の便備はり商賈軒を並べ官衙、銀行、會社此處に集れるを以て市街發達の現狀に鑑み之を商業地域と定めた、苗穂、豊平方面の一帯の地は鐵道沿線に

して運輸の便開けたるのみならず本市の主要工業たる麥酒、亞麻、煉乳等の大工場在りて土地利用の現狀よりするも之を工業地域と定めることは適當である。

市の南部藻岩山麓に連る一帶の舊山鼻方面は豊平川の清流に蒞む景勝の地に於て果樹、園藝に適し高燥閑靜にして主として住宅の用に供せらるるの現狀に在り又之に續く市の西部桑園方面及北部に於ける北海道帝國大學所在地方面も亦風物快適にして住宅地として開發せられつつある状態なるを以て是等の區域は住居地域とするは好適なことであり。

建築物の敷地を商業地域として配在せしめ日常の利便に備へ且つ土地利用上實情に適せしむるものと雖も當時未だ街路計畫の決定を見ざるが故に路線式商業地域の設定は主要道路の一部に止めた、尙又競馬場北方の一部には市營屠殺場現存するを以て之を未指定地と定めたのである。斯の如くにして選定したる各種地域の面積を比較すれば左の通りである。

利用面積 利用面積に對する百分比

商業地域	一、〇九〇、〇〇〇	一五・四
工業地域	一、六三九、四〇〇	三三・九
住居地域	四、三六八、五〇〇	六二・五
未指定地	二、七〇〇	〇・二
計	七、一〇〇、六〇〇	一〇〇〇

函館市
本市は本道の南端に位し津輕海峡に突出し北太平洋と日本海との間に峽在する兩洋の咽喉を扼する渡島半島の中央部に在り北東は龜田郡に接し南西は函館山聳え街衢は其の麓より傾斜し

て東部に向つて扇形に展開し地勢概ね平坦なり三方海に面し北方の内海は即ち巴状を爲したる所天然の良港を形成す古來、我國五港の一として名あり、本市は本道開拓と幕末變遷史上最も古き歴史を有するのであつて寛政十年幕府が蝦夷地開拓の根據地としたる以來發達し安政六年開港場となりてより更に繁榮を招き本港を中心として附近沿岸諸港との航路の接續點たるのみならず又函館本線の起點である故に内外の交通盛んにして船舶常に輻輳し漁業貿易及支那貿易の樞要地なり又千島及蘇國領沿海州に於ける漁業の根據地であり、従つて漁獲物及製品の大集散地である。

主要官衙は、函館地方、及區裁判所、函館税關、函館地方專賣局、函館刑務所、札幌逓信局海軍部、渡島支廳、函館市役所等あり、外に銀行は、第一、安田、十二の各銀行支店及北海道拓殖銀行支店あり、會社は帝國電力株式會社、日魯漁業株式會社、函館製網船具株式會社及函

館船渠株式會社等がある。

附近の勝地としては函館公園あり、驛より二十二町臥牛山麓に在つて市街及港灣の眺望に適し園内には圖書館及水産陳列所あり、園の後方には國幣中社函館八幡宮あり、品陀和氣命外二柱を祀る三神山を負ひ古木鬱蒼として繁茂し神氣自ら社頭を壓し歐望絶佳の靈域である。五稜郭公園は電車にて二十分にて達する地にある。幕末維新史に著明なる函館役に榎本武揚、大島圭介が據つて官軍に抗し血戦せる所であつて、當時洋式最新の設計により築造せる城郭は今尙昔時の面影を残し星を形どり五稜形を成せる爲此の名あり、今は史蹟として保存されてゐる。城郭を繞る濠は清水を湛へ夏季は好個の水泳プールとなり、冬季は結氷して附近隨一のスケートリンクとなる。

湯川温泉は市の東北約二里、南方は海に面して土地高燥風光頗る閑靜で閑靜の地である、泉質無色透明にして泉量又頗る豊富なり、本道來遊者の旅塵を洗

ふに適してゐる、附近には湯川遊園地、柏野グラウンド及競馬場がある。

トラピスト修道院は佛國天主教一派トラピスト團の經營であり、男子修道院は函館市を距る西方上磯線當別に在る(函館驛より一時間餘)女子修道院は市の東北約三里を距る湯川に在りて共に敬虔なる祈禱と勞働との禁慾生活を送つてゐる。

偶々本市は昭和九年三月二十一日の大火に遭遇し全市の三分の一を焦土と化したる爲一時昔影を没したる感ありしが、官民一致の努力は復興の氣運を高め復興事業は頗る順調に進み茲數年ならずして本市の相貌を一新し、更に近郊都市計畫區域内隣接町村の發達に伴ひ理想的都市を完成すると共に、産業の勃興、商權の伸長、航路網の充實と相俟て益々復興都市の威容を發揮するに至らん。

1 函館都市計畫街路及街路事業
イ 函館都市計畫街路(昭和四、六、二七決定、同九、四、二

○追加變更、同九、六、二九變更、同一、三、三一變更、同一、三、四、二三變更)

本市は北海道樞要の商工都市にして軌近市況の殷盛に趣くに伴ひて交通量の増加著しきものあり市街地は從來屢々大火に遭ひ之が機會に街路の擴張を見たのであるが概して幅員狹隘にして交通の須要に適するもの尠なく又近年漸次市街化しつつある郊外の街路は雜然として其の系統を缺き不便尠からざるものあり、昭和四年六月二十七日決定せる計畫路線數四十、此延長五萬七千三百餘間、工費概算二千七百萬圓なり、其後昭和九年三月二十一日の大火災に鑑み將來に於ける災害を努めて防止せんが爲既定計畫に追加變更を爲す必要を認め同年四月二十日內閣の認可を得一部變更した、然るに事業實施上更に追加變更を要するものありて、同年六月二十九日內閣の認可を受け全路線の改正を行つたのであるが、土地區劃

整理の進捗に伴ひ路線を修正、追加する必要を認めたるを以て、更に全般的の變更を爲さんとし、昭和十一年三月三十一日內閣の認可を得て決定したる計畫路線二百三十二、此の延長約百八十一軒に及ぶのである。

ロ、函館都市計畫街路事業(昭和一一、三、三一決定同一三、四、二三變更)

本市は既往竝に昭和九年三月二十一日の大火に鑑み將來再び此の災厄を無からしむる爲主として防火の見地より樹立したる計畫街路を都市計畫事業として施行し、其の實施に付ては燒失區域内の路線に對し土地區劃整理組合をして其の道路用地を提供せしめて築造するものである。街路の新設と擴張は其の路面の完備を望む次第なるも工費巨額に上り財政上之を許さざるを以て道路面は砂利敷の程度に止めて舗装は逐つて施行することとした。以上決定したる路線百九十

八、此の延長約九十軒事業費豫算二百十二萬五千六百圓にして、昭和十年度より同十四年度に至る五ヶ年の繼續事業として施行するものである。

2 函館都市計畫地域(昭和四、六、二七決定、同四、八、一施行、同九、四、一九變更、同九、五、九施行、同九、六、二二變更、同九、七、二三施行)

イ 指定概要

函館市の地勢を概観するに東西南の三方は海に面し、臥牛山市の南端に屹立するも北方に向つて扇狀に平地を展開す、而して四季の風向回数は春秋冬に於て北西のもの最も多く、夏季に於ては相當東南のものあり。今本市の地域を按ずるに南部臥牛山麓に連る一帶の山の手は港内の風光を眼下に見遙かに國境の連山を望む景勝の地で高燥閑靜土地利用の現狀も亦主として住宅の用に供せらる、又北方五稜郭及千代ヶ岱方面も風物快適主に住宅地として開發せられつつある現狀

である。故に此の兩地を住居地域と定めることは適當である。

工業地域は水陸運輸の利便多き地を必要條件とし、且つ可成集團的に設定するを理想とし、此の見地より辨天町、海岸町、一帯の沿岸地は港灣を控へる工業地として好適の地である、而して西濱町、海岸町地先に於ける市の埋立事業完成の曉を豫想し、之に接續する土地の現況より見て此の二集團地を工業地域と定めたのである。

如上は地域選定に關しての大體の方針であつて、之を都市の實情に適應せしむるには尙幾多の工夫を要するものあり、即ち工業地域に就ては前記の外山背泊町、相生町、春日町、住吉町の一部は市に於て漁港修築の計畫あり、將來近海漁業による水産物の加工地として好適の土地なれば工業地域と爲すを適當である。又商業地域に付ても前記の外住居地域内に在る主要街路の

兩側に於ける建築物の敷地は之を商業地域として配在せしめ、日常の利便慰樂に備へ土地利用上其の實情に適せしめんとするもので、工業地域内と雖も特に主要なる街路に就ては右趣旨により沿線商業の繁榮を保護し得るのである。市街地建築物法によれば商業地域、工業地域又は住居地域の外指定せられざる部分を殘存し得べし、之を假に未指定地と名づければ此の部分に於ては工場にして法規により工業地域にあらざれば建築し得ざる建築物を除き凡ての種類のものなり。故に此の未指定地を適當に配置し以て都市の實狀に順應せしめ得る場合なきに在らず、即ち海岸町の國道以東並に大繩町、龜田村字村内の一部に亘る一帶の地は未だ建築敷地として利用多からざるも、商業地域、工業地域の間に介在するを以て之を未指定地と爲すを適當なりと思考す、又臺町、大森町の一

部は火葬場及塵埃焼却場の所在地なるを以て未指定地と定めたのである。

其の後函館市の區域に編入せられたる同港内公有水面埋立地は之を工業地域に指定する爲、地域の一部分を變更し昭和九年四月十九日内閣の認可を得同年五月九日より施行せられたのである。

然るに同年三月二十一日の大震災跡の復興計畫を樹つるに當つて、焼失區域内に在る不適格建築物の移轉先を考慮するときは、曩に昭和四年に決定した地域を變更する必要あり、而して宇賀浦町、砂山町及金堀町の海岸に接する部分は工業地域として恰好の土地と認められたのである。

右變更による各種地域の面積及其の割合は左の通である。

（利用面積坪）利用面積に對する百分比

住居地域 約二、四〇、六二〇 五〇・三六
商業地域 約二、四〇、六二〇

工業地域 約 九七、五〇〇 三・六
未指定地 約一、二六、三三三 二七・四
計 一、八〇〇 〇・四

3 函館都市計畫公園及公園事業

イ 函館都市計畫公園（昭和九、四、二〇決定、同九、六、二九追加、同一一、三、三〇變更）
函館市に於ける昭和九年三月二十一日より二十二日に亘る大震災跡の復興計畫として都市計畫街路の追加變更を爲すに當り之と併せて公園を適當に配置するの必要あるを以て同年四月二十日及六月二十九日第一號乃至第五號公園を決定したるが復興事業の進捗に伴ひて元第二號並に元第四號公園は事業の實施上位置地積を異動するの必要生じ元第一號公園は漁業の關係上、又元第三號公園は廣路に編入し共に之を廢止し、元第五號公園は公館地區の設置により縮少

せんとするものにして昭和十一年三月三十日之を變更した公園の番號、位置、地積左の通である。

△番號 第一號公園
位置 住吉町地内
地積 約〇・六二（ヘクタール）
△番號 第二號公園
位置 大森町及千歲町地内
地積 約三、五六（ヘクタール）
△番號 第三號公園
位置 新川町地内
地積 約一、二二（ヘクタール）

イ 函館都市計畫公園事業（昭和一一、三、三〇決定）
曩に決定せる公園は災害防止と市民保健の爲計畫公園全部を都市計畫事業として實現せんとするものにして第一號乃至第三號公園の總地積五、三ヘクタール此の工費概算三十三萬六千二百圓にして昭和十一年度より同十四年度に至る五ヶ年繼續事業として施行

4 函館都市計畫水道及水道事業
イ 函館都市計畫水道（昭和

一一、三、三〇決定）
本市既設の水道配水管は其の敷設以來相當の年數を経過せる爲水壓に堪へざるものあるのみならず、配水管の敷設未だ行き渉らざる地帯多く消火上大なる缺陷があり、昭和九年三月二十一日の大震災に鑑み配水管及消火栓を増設し其の給水區域内各所に於て消火用水量を供給し以て防火上の完璧を期せんとするものである。

ロ 函館都市計畫水道事業（昭和一一、三、三〇決定）
曩に決定せる水道擴張計畫は焼失區域内に於けるものにして、此の事業費豫算三十四萬六千七百七十四圓にして昭和十一年度より同十四年度に至る五ヶ年繼續事業として施行

5 函館都市計畫土地區劃整理（昭和九、四、二〇決定）
イ 決定の概要
函館市に於ける昭和九年三月二十一日の大震災跡地に對する復興計畫の實現方法としては土地區劃整理に依らざれば其

小樽市

（昭和一〇、三、二五決定）
イ 指定の概要
本市の火災の歴史を觀るに明治元年より大正十年に至る五十四年間に百戸以上焼失せるもの實に二十二回の多きに及ぶのである、而して昭和九年三月二十一日の大震災は實に市内股賑部の大半を烏有に歸せしめ、人畜財貨の損失擧げて數ふべからざるものである、茲に於て之が復興計畫を樹立するに當りては絲樹地帯たる防火道路、公園、公館區等を設け以て萬一火災發生に當りては其の延焼を局部的たらしむるに意を用ひたれども、尙土地の状況、風向等を考察して甲種防火地區を指定し以て防火上遺憾なきを期したのである、然れども全般的に指定するは困難なるを以て都市計畫街路一等大路第三類第一號線の全部、同第六號線、同第八號線及同第十號線の各一部の沿道奥行十一米を以て甲種防火地區と指定したのである。

小樽市

本市は本道の西海岸後志國の北部に位し背後の西南北に丘陵を負ひ東方一帯は海に臨み、自然の良港を爲し遠く石狩及天鹽の諸山を望み石狩灣に相對してゐる、市街は概して傾斜をなし、平坦地は僅かに海岸地に在るのみにして、當初海岸に沿ふて弓みに發達し膨脹を重ね市内を貫流する四川の流域に沿ふて延び終に各川奥部は連絡して茲に一大市街を形成した。

本道拓殖の開發に伴ひ漸次發達し、内外の商取引盛に行はれ且つ樺太航路の發着點であり、常に内外の船舶出入頻繁にして函館と共に本道商業の中心地を爲した。

官公衙の主なるものは小樽區裁判所、小樽稅務署、函館稅關小樽支署、專賣局出張所、小樽市役所等あり、銀行には三井、三菱、第一、安田及十二銀行の各支店、北海道拓殖銀行支店等あり、會社には北海製鐵倉庫株式會社及三井物産小樽支店等あり、又學校としては小樽高等商

6 函館都市計畫甲種防火地區

若し組合施行による區劃整理組合を實現することを得ざる場合は都市計畫法第十三條の規定に依り函館市をして施行せしむる方針を以て同市民の自覺を促したものである。其の區域は火災跡地なる二十二町の全部及十八町の各一部にして地積約百三十萬坪なり、此の區域内に函館復興第一乃至第十の土地區劃整理組合を設立せしめたのである。

る殉死の同胞七百有餘の爲に永へに英靈を祀る納骨堂がある。水天宮山は市の中央に在り山上には安政三年に祀られたと云ふ水天宮多賀神社が祀られてある、市街と港灣とを一眸に收め殊に眞夏季には海風萬斛の涼味を送り夜景も捨てがたく自然夏季の人の盛んである。

1 小樽都市計畫街路及街路事業

イ 小樽都市計畫街路(昭和一一〇、九、二六決定、二回變更)本市の地勢は五箇の澤より成り東西に急傾斜し、海岸に僅かに平地を見るのみで、現在街路は概ね幅員狹隘にして且急勾配多く爲に近代的交通機關の利用に適せず、依て茲に市内の街路網を決定して都市構築の根幹を定め交通上の缺陷を救済するは市の現状に鑑み定に喫緊の事に屬するのである。

縦に連絡する幹線を配して更に是等諸幹線を基準とし、土地の状況に適應して補助幹線を配するを以て適當と定めたのである、斯くして得たる計畫路線二十六、此の延長四十一軒にして之に要する工費概算一千五百四十八萬三千九百八十三圓の巨費に達するのである。

ロ 小樽都市計畫街路事業

(昭和一一〇、九、二六決定、同一二、二一、二四變更)曩に決定せる本市都市計畫路中現在幅員狹隘にして交通の混雜を來す箇所に錦町線、西通北線の一部あり、又僅の部分の改良によりて交通系統を整ふるものあり、即ち線町線及色内川通の如きもの、又今後の發展を豫測し幅員の擴張を要すと認むるものに若松線の一部あり、是等は最も緊急改良を要すと認むるものにつき、此際都市計畫事業とし、又交通頻繁にして交通系統上舗装を要すと認めらるる區間は併せて都市計畫事業として

イ 指定の概要

小樽市の地勢を概観するに東方小樽灣に臨み、西南北の三方は山地迫りて市街地の大部分は傾斜をなし、海岸に僅に平地を見るのみである。風向は夏季に於て北東風多きも恒風としては西又は東風なりとす。

今本市の地域に付て按ずるに國有林の區域は山岳地にして土地の性質上利用面積に屬するを以て之を除外す、其の他市の中央平坦部一帯の區域は街衢比較的整然として商業發達の現状より見るも之を商業地域と定むるを適當とすべく、又海に臨む一帯の地及勝納川兩岸一帯の區域は工業地として發達の現状に在るを以て共に之を工業地域と定むるを適當とす、市の三方一帯の高臺は山地を背景として港灣に面し眺望佳良にして高燥閑靜である、土地の現状も主として住居の用に供せらるるを以て之を住居地域に指定すること

は適當である。

右は地域選定に關する大體の方針にして之を市の實狀に適應せしむるには更に幾多の工夫を要し即ち梅ヶ枝町の一部及羽衣町、辨天町、仲町、京町、柳町の區域は土地利用の現状より見て之を商業地域と定むるを適當とすべく、又住居地域内に存在し計畫の決定せる主要街路の兩側に於ける建築物の敷地を商業地域として配在せしむるを以て日常の利便慰樂に備へ、且つ土地利用の實狀に適應せしむるものなれども、本市に於ては當時未だ街路計畫の決定を見ざるが故に斯くの如き商業地域の設定は街路計畫の決定する迄之を保留することとし、尙住居地域に付ても前記の外水天宮山の一部を加へて靜謐の地とするは適當である。長橋郡、松山町、坂本町、砂留町の各一部にして鐵道以北の土地及稻穂町の一部は住居地域の間に介在するも未だ建築敷地としての利用多からざ

るのみならず小工業地的色彩を帯び、又長橋町、線町、奥澤町の各一部は火葬場、屠場の所在地なれば之を未指定地と定めたのである。

斯くの如く選定したる各種の面積及比率を比較すれば概略左の通である。

利用面積	利用面積に對する百分比
商業地域 五〇八、九九〇	一〇・七
工業地域 五二四、四七〇	一一・二
住居地域 三、四七四、九〇〇	七三・三
未指定地 二、三三三、七〇〇	四九・九
計 四、七四三、一三〇	一〇〇・〇

旭川市

本市は本道の中央部四圍連山を繞らしたる高地性盆地に位置し、天産豐なる上川沃野の中心地であつて、忠別、美瑛、牛朱別等の諸河川が大石狩の本流に合流する所に井然たる街衢を連ねてゐる、陸路交通の要衝に位置し、今や人口九萬二千餘に達し、街路廣潤にして整然たる都市である、而して本市は交通至便なる上附近に宏大なる原料供給地

を控へる關係上之が貨物集散地として商工業良く發達してゐる。

主要官公衙は旭川區、地方裁判所、上川稅務署、上川支廳、旭川運輸及保險事務所、旭川市役所等あり、更に安田銀行、十二銀行及拓殖銀行支店等がある。

市の南方約二十町にして神樂岡公園内に上川神社あり、天照大神、大己貴大神、小彥名大神を祀る、神域は古木鬱蒼として自ら壯嚴を極め境内よりの眺望佳なり。

大雪山國立公園は本道の中央に在り、石狩、十勝の兩國に跨り面積二十三萬四千町歩の廣大なる區域を擁し、本邦國立公園中第一位の面積を誇るものである、此の天然公園の雄大壯麗は到底筆舌に盡しがたく、本道第一の高山海拔二千二百九十米の旭岳を初め北嶺、白雲、後旭、永山、小泉、烏帽子、凌雲、熊ヶ嶽等何れも二千米を越ゆる火山群で、層雲峽、勝仙峽の絶景、或は温泉隨所に湧出し山姿の秀

麗と變化の妙は其の規模の豪壯と共に北海アルプスの稱がある。

層雲峽は市の東方十一里餘秀峰二千米の大雪山麓、石狩川の上流山峽狹る所奇岩削壁天に沖し溪流之に懸りて銀河、流星等幾多の瀧あり、雄大神秘の情景は眞に探勝者をして三嘆せしむ。

神居右澤は市の西方四里三十町汽車にて僅か三十分の距離にあり、蜿蜒百里の長江石狩川は狭つて兩岸相對峙する所奇巖怪石碧淵に躍り、鐵道沿線溪谷の絶勝として古くより知られてゐる。

1 旭川都市計畫街路及街路事業

イ 旭川都市計畫街路(昭和一一二、一一、二七決定)本市の中央部は明治二十二年の區劃設定になり、街衢整然其の幅員は廣潤にして概ね十五間、十一間、六間を有すと雖も市の發達に伴ひ不規則なる街衢隨所に現はれ殊に市内の一部及隣接町村の區域は道

路甚だ不整、而も幅員狹隘にして近代的交通機關の利用に適せざるものあり、茲に於て街路網計畫を決定し都市構築の根幹を示し、交通上の缺陷を除去し系統的交通網を確立するは現下の急務に屬するものである。

今街路計畫を樹つるに當りて地勢、地域、河川、鐵道等の關係を考慮し、先づ中央部は區劃整然たるものありと雖も多少の不規則なきに非ざるを以て之を整理するに止め、稍都心部を離るるに及び漸次放射環狀に幹線を、更に是等の幹線を基準として補助幹線を配置し以て土地の狀況に適應せしめたのである、斯くして得たる路線數三十一、此の延長約百軒にして、之に要する工費概算三千七十一萬四千三百四十圓の巨費に達するのである。

旭川都市計畫街路事業 (昭和一二、一一、二七決定) 本市に於ける街路中路面脆弱にして緊急改良を要する路面

改良を都市計畫事業として決定せられたる地積約七十八萬八千五百六十三平方メートルにして、此の事業費豫算約九十萬圓を以て昭和十二年度より同十七年度に至る六ヶ年の繼續事業として施行するものである。

旭川都市計畫地域 (昭和一二、一一、二七決定、同一〇、四、三〇施行、同一二、一一、二七變更、同一二、一一、三〇施行) 指定の概要 旭川市の地勢を概観するに上川平野の西隅を占め石狩、牛朱別の二川市内を貫流し、美瑛、忠別の二川南部市界に沿ふて流る、土地概ね平坦にして風向は四季を通じて西方最も多く秋冬の候は南方稍々多し。

今本市の地域を按ずるに市の中央部は街衢整然として、銀行、會社等集團するを以て之を商業地域と定むるを適當とし、又宗谷本線に沿ふ旭川驛及新旭川驛附近は鐵道の便多く殊に本道の特有工業たる製

材、清酒、乳製品等の大工場亦此に在るを以て工業地域と爲すを適當とすべく、又市の北部及西部石狩川沿岸一帯の地は高燥閑靜にして土地の現狀は主として住居の用に供せられ、牛朱別川兩岸の土地亦住居地として好適地なれば之を住居地域と定めることは適當である。

以上は地域決定の大綱にして尙之を市の實情に適應せしむる爲常盤公園及中島遊廓の附近は之を商業地域とし、又住居地域に在る主要街路の兩側に於ける建築物の敷地も亦之を商業地域として日常の利便に備ふるを以て適當とすべく尙市の東南部商業地域と工業地域とに介在する區域並に近文驛附近の一部は輕工業の爲に之を未指定地と定めたのである。

其後都市計畫街路樹立に伴ひ既定地域中住居地域内に於ける街路の商業適地と認むる部分を路線的商業地域に變更して沿線に於ける商業の利便を

Table with 2 columns: 商業地域 (Commercial Area) and 住居地域 (Residential Area). Rows include 商業地域 (7,450,000), 工業地域 (2,990,000), 住居地域 (3,930,000), 未指定地 (1,450,000), 計 (7,820,000). Includes a note about utilization ratios.

室蘭市

本市は本道の南部に位し東南北の三面は山を繞らし港口相迫り港内水深くして天然の良港である。

明治初年頃通路開鑿の爲開かれたる土地で、爾後漸次發達し青森航路と室蘭本線との接續地として水陸交通の要衝に當り、商工業盛んにして石炭、紙、木材の輸出を見る。

主要官公衙は室蘭裁判所、室蘭稅務署、室蘭稅關支所、膽振支廳、市役所等にして銀行は安田、十二銀行及北海道殖産銀行支店等がある。

市の中央室蘭驛より一町餘にして縣社八幡神社あり譽田別命、琴平神、保食神を合祀す。室蘭公園は市の東方に在りて全市を一望の裡に收むる景勝の地にして、附近に約三千五百坪の公設グラウンドあり。

地球岬燈臺は市の東南方室蘭驛より二十五分の距離にありて金剛嶺に續く岬角直立五百尺の崖上に屹立す、四方の眺望雄大にして絶景の地である。

室蘭都市計畫地域 (昭和一二、一一、二四決定、同一二、一一、一九施行) 指定の概要 本市は内浦灣に突出したる狭小なる半島に發達したる工業都市にして、其の地勢を見るに半島の太平洋岸に面する東部及南部は斷崖絶壁を成し、平地は其の反對側なる室蘭港を擁する所謂臨港地帯に限られ、又半島の西北部は山岳地帯と僅小なる漁村部落あるに過ぎざるなり、風向は冬季に於て東方のもの稍多きも恒風としては北風なりとす。

今本市の地域を按ずるに市の北西部即ち水元町、神代町、幌前町、陣屋町、崎守町、石川町及香川町の七町は近き將來に於て都市化の見込なきを以て暫く之を除き、其の他の部分につき之を見るに室蘭驛前附近及之に續く市の中央平坦地の一部、母戀驛東方母戀北町の一部、西町に接する輪西町の一部並に本輪西驛より北西の一部は土地の利用上よ

り之を商業地域と定むるを適當とすべく、港に臨む一帯は水陸の便良く現狀亦工業地として發展しつつあり、又東室蘭驛を中心とする一帯亦土地の狀態より之を工業地域として指定するを適當なりとす。

右兩地域を除く高臺一帯は景勝なる山地を背景として眺望に富み高燥閑雅なるを以て之を住居地域に指定せられたのである。

以上は地域選定の大概方針にして之を本市の實狀に適應せしめんが爲には更に幾多の工夫を要するものあり、即ち住居地域内に存在する主要道路の兩側を商業地域として指定し日常の利便に備へんとするものである。

斯くして選定したる地域別地積を比較すれば概略左の通りである。

Table with 2 columns: 住居地域 (Residential Area) and 工業地域 (Industrial Area). Rows include 住居地域 (5,580,000), 計 (8,360,500), 工業地域 (2,780,000), 商業地域 (5,580,000), 未指定地 (1,450,000), 計 (7,820,000). Includes a note about utilization ratios.

室蘭市 本市は室蘭裁判所、室蘭稅務署、室蘭稅關支所、胆振支廳、市役所等にして銀行は安田、十二銀行の各支店があり、近郊鳥取村には製紙工場附近遊覽地としては市の東方

約十町の所に春探湖あり、周圍一里半眺望幽雅にして湖岸の丘陵地は公園の豫定地であり、又附近には舊土人の遺跡多し。

城山町に在りチャシ(御供山)はアイヌ語でボロチャシと言ひボロは大、チャシは磐の義である、チャシは城山町背後の丘陵の一端に在つて一段と高く山形をなし丘陵に續く後方に空濤を堀り之に連なつて周圍に中段を設けて遠くより望むと大小二箇の鏡餅を重ねたるやうである、僅か二十歩で盡きる頂上より眺めると西北の釧路川を距てて鳥取大平原及釧路港灣が展開し、東は丘陵匍匐して遠く阿寒の雄峯を指し得べく風光雄大である、チャシの築造は約二百年以前で本道チャシ中最古のものである、明治四十四年之れが史蹟名勝天然記念物假指定地に編入の上保存せらるることになつた。

阿寒國立公園は本道の東北に位し、釧路國川上、阿寒、足寄の三郡並に北見國網走部の一部に跨り、阿寒盆地、屈斜路盆地及摩周盆地を抱擁する八萬八千餘町歩に達する廣大なる地域を占め、其の大部分は千古斧鉞の入らざる針濶混滑の大原始林を以て覆はれ唯阿寒、雄阿寒の兩岳及摩周岳あり、阿寒湖、屈斜路湖及摩周湖あり、又其間川湯、弟子屈、釧別の各温泉あり、釧路、阿寒の兩川は山間谿谷を縫ひ蜿蜒として流れ、清流あり、瀑布あり其の風光の明媚なると景觀の雄なることは蓋し他に類を見ざる處である。

帶廣市

本道の東南十勝平野の中央にあり、土地平坦にして廣く市の東北には札内、十勝の兩川を以て界し、帶廣川は市の中央部を貫流す、市街は大通を中心として東西に條を分ち北より南に丁を數へ街衢整然として四圍は何れも觀望涯なき農村を控えてゐる、是等周圍より出廻る雜穀の生産市場であり、又馬産地として其の名全國に遍く、尙附近川西村、清水町には北海製糖、明治製糖の二大工場がある、最近

昭和八年四月市制を施行した。市の東北十五町餘にして縣社帶廣神社あり、大國魂神、大巳貴神、少彥名神の三柱を祀る、帶廣川の清流に臨み風光明眉の地にある。

町村と都市計畫

密林の中を通り抜け此の峠に入るや蜿蜒九折、眼下には曠漠たる十勝の大平原を展開し其の風光實に雄大なる全國第一の壯觀である。

鈴蘭公園は市の北方約三十町にして途中本道三大河川の一たる十勝川あり、東南は嶄然たる高臺にて、園内鈴蘭(リリー)密生し、展望すれば廣漠たる十勝の平野眼界極りなく遠く日高國境の連峯を望み、南に十勝川を隔てて帶廣全市を眼下に收め、東は音更川の清流蜿蜒として十勝川に合流し、遠近の景觀一眸に入る、帶廣近郊唯一の景觀地である。

緑ヶ丘公園は市の西南方約九丁の地に在る、後方高丘には原始、植栽林繁茂し逍遙野遊の好適地なり、又園の前面廣場には野球場、競技場の設備がある。狩勝峠の展望は日本新八景の一で石狩十勝の國境にあり、海拔千八百尺にして本道鐵道沿線中最高所に位し瀧川から根室線により約五時間である、汽車は

余市町

本道に於ける町村は拓殖事業の進展に伴ひ近時異常の發達を來し、商工業の隆盛及人口の増加等益々著しきものあるの状況に鑑み、豫てより都市計畫的施設又は火災跡地の整理等の計畫ある場合には豫め其の計畫に付助成を爲し來つたが、昭和八年三月都市計畫法改正せられ、廣く一般町村に之が通用の途が開かれたので、左の通り既に余市町外七箇町に本法の適用を見るに至つた。

尙發達の趨勢顯著なる町村に對しては必要に應じ隨時本法を適用して都市計畫上遺憾なからしめんことを期してゐる。

昭和 一二、二〇

都市計畫法適用區域 余市町 一圓

本通西海岸に面する屈指の漁業地である、余市、又ツチノ二川は共に大江村より北流して市街を貫流す「モイレ」の丘陵は自ら地勢を南地に分ち大川町、黒川町の市街となる、林檎の産地として全國に有名である、又海に臨みて、北海道水産試験場であり、東方には蘭島海水浴場がある。

偶々昭和八年四月十一日同町大字大川町の一部祝融の厄に遭ひ、之が復興を爲さんが爲、其の燒失區域約一萬九千八百餘坪に對し、土地區劃整理施行の必要を認め、都市計畫法及市街地建築物法の適用を見たのである

岩内町

都市計畫法適用年月日 昭和九、二、二四
都市計畫法適用區域 岩内町 一圓

函館本線小澤驛より分岐せる鐵道の便あり、西海岸中函館、小樽に次ぐ要港にして既に築港

都市計畫

は完成し産業の發達著るしく、特に水産加工地として全國に冠絶するものがある。

岩内築港の完成に伴つて近來益々發展の趨勢にあり、徒に統制のない膨脹をなしてゐる實狀に鑑み、茲に交通衛生保安等各般の都市計畫施設の必要を認め同法の適用を見たのである。

留萌町

都市計畫法適用年月日 昭和九、二、二四
都市計畫法適用區域 留萌町 一圓

日本海に面する樞要の港灣にして小樽港を距る北方五十六哩、背後に鐵道の便を有し、又増毛線、羽幌線の分岐點にて海陸交通の要衝である、人口約一萬八千餘を數へてゐる。

最近雨龍炭田、石狩、天鹽原野の開發と其の設備宏壯を誇る築港の完成に伴ひ、貨物の集散益々増大し、遂に昭和十一年二月貿易港として開港するに至つた。留萌築港の完成に伴ひ近來益々町勢發展の實狀に鑑み、都市計畫を樹立し、將來の發展に

備へる爲同法の適用を受けたのである。

野付牛町

都市計畫法適用年月日 昭和九、二、二四
都市計畫法適用區域 野付牛町 一圓

本道東北部網走支廳管内中央に位し、北見平野の咽喉を扼し、交通の要衝に當る、面積凡十九方里あり、常呂川は源を石狩山脈に發し本町市街附近にてムカ川と合せ常呂平野を北流してオホツク海に注ぐ、水量豊にして水田の灌溉工業の勃興を助け流域一帯は地勢概ね平坦にして地味肥沃なり、薄荷の産地として全國に著名である。開基漸く四十年に過ぎず躍進途上にある。近時人口増加に伴ひ町勢益々膨脹する現況に鑑み、將來の發展に備へる爲に都市計畫法實施の必要を認め同法の適用を見たのである。

根室町

都市計畫法適用年月日 昭和九、三、一二
都市計畫法適用區域 根室町 一圓

一圓

本道東部に於ける要港にして根室本線の終端、我國鐵道の最東端に位し、人口二萬餘にして開港の歴史は相當古いが其の位置の偏在と港灣は冬季結氷し船舶航行の不便なる爲餘り發達しない、然し千島、カムチャツカ方面の出漁根拠地であり、海産物の輸出港として重要な地位を占めてゐる。

根室公園は驛の東北約十町、根室灣に臨み遠く南千島方面の鳥山を眺望することが出来る。近時本港の發達に伴ひ海陸連絡設備の完成と共に其の面目を一新し、茲に將來の發展に備へんが爲都市計畫法實施の必要を認め同法の適用を受けたのである。

名寄町

都市計畫法適用年月日 昭和九、三、一二
都市計畫法適用區域 名寄町 一圓

宗谷本線及名雨線を分岐する宗谷本線の樞要地にして、北見地方に至る交通の要衝に當り、

面積十二方里を有し、西北部は山地に屬し、天鹽川は其の中央を南北に貫流して名寄川に合流す、土地肥沃にして、農工商の發達顯著なるものあり、市街は二十間幅の大通及中通を以て東西南北に分ち、東西に條を置き南北に丁を數へ街衢整然たり、現在人口一萬六千餘を數へてゐる。

附近名勝地として名寄驛の東南方約十町の高丘地に名寄公園あり、園の傍に名寄神社あり、全町を一望の中に集むる地なり、天照大神、大國魂大神、少彥大神、大己貴大神を祀る、面積十七萬坪を有し規模雄大にして、檜樹の原始林公園として頗る雅趣に富む、設備未完成なれども競馬場、野球場、陸上競技場、池水等ありて、附近に於ける、代表的な公園である。

附近農村の開發と鐵道名雨線の全通に伴ひ、町勢の進展を豫想して、茲に將來の發展に備へる爲、都市計畫法實施の必要を認め同法の適用を受けたものである。

夕張町

都市計畫法適用年月日 昭和四、一、一三
都市計畫法適用區域 夕張町一圓

本町は廣表東西六里餘、南北八里餘にして面積五十三方里、地勢概ね高峻なるも地域一帯は無盡の寶庫夕張大炭田を首め廣大なる御料大山林を包擁する等其の資源極めて豊富である。

明治二十五年現在の北海道炭礦汽船株式會社の前身會社經營に係る現在の國有鐵道たる追分夕張間鐵道の開通により石炭礦業は湧然として勃興し、爾來同礦業の急激なる發展と共に人口は増加の一途を辿り現在北海道炭礦汽船株式會社經營に係る夕張炭礦を首め平和礦、眞谷地礦、登川礦並に三菱礦業株式會社經營の夕張炭礦の五大炭礦を有するの外、耕地千二百町歩の農業經營と御料山林の開發とにより本町の産業は益々發展を來し、經濟、交通、文化の施設並に市街地の發展に伴ひ最も特殊性に富む炭礦都市を形成してゐる。

如上急激なる發展に對應せんが爲速かに統制ある都市計畫的施設の必要を認め本法の適用を將來の發展に備へんとするものである。

千歳村

都市計畫法適用年月日 昭和十三、十、十三
都市計畫法適用區域 千歳村一圓

本村は東經百四十一度三十九分北緯四十二度四十九分に位し札幌市の南東約四〇軒あり、西方は山岳地帯を成し樽前山、白老岳、漁岳、惠庭岳等巍然として聳ひ是等の山岳に抱擁せられて本道屈指の景勝地たる支笏湖あり、紋別岳東麓の以東は緩傾斜の岳阜にして千歳以來より千歳川に沿ふて平野開く、本村一帯は火山灰地帯で一般農耕地としては顧みざる傾向ありしも、近時拓殖計畫の進展によりて排水施設の完成、客土事業の普及獎勵、畜産業の擴充等により土壌の改良に伴ひ未墾地は漸次開墾せられつつあり、是等事業の完成の曉に於ては人口並に農業、畜産の増加は現在の倍加を見る趨勢にあり、千歳川に於ける千歳孵化場は其設備東洋第一の稱あり年約一億萬粒の孵化事業を行ふ事を得。

釧路の地域指定

支笏湖は樽前山、漁岳に抱擁せられ景勝地として其の名全國に高く、觀光者年二十萬人に達す、人口年々増加の趨勢にあるを以て之に對應せる都市計畫的施設の必要を認め本法の適用を受け將來の發展に備へんとするものである。

昭和十六年一月二十二日開催の北海道都市計畫地方委員會で決定した釧路市都市計畫案の内、地域の指定は左の通りであつた。

一 市の東部一帯即ち武佐、春採、紫雲臺、興津、益浦、櫻ヶ岡及び西部大樂毛、別途前の各町村はいづれも市の中央を離ること遠く其の間に鐵業地、濕地又は荒地等介在し近き將來において都市化の見込なきを以て暫く之を除外し其の他の部分に

付き考察するに釧路港に臨む一帯及釧路川に沿接する土地は水陸交通の便拓け現狀亦工業地として發達しつつあり又新釧路川右岸の土地は王子製紙會社工場所在地のみならず將來工業地として發達するを豫知せらるるを以て之を工業地域と定むるを適當とすべく市の中心部たる舞鶴橋を挟む一帯は土地平坦街區整然として商家櫛比し居る現狀より之を商業地域と定むるを適當とす可し

Table with 4 columns: 住居地域, 商業地域, 工業地域, 未指定地. Includes '室蘭都市計畫街路' and '第一 街路の等級及幅員は左の標準に依る'.

以上
内務省告示第七十五號
札幌市都市計畫街路中變更の件左の通決定し昭和十六年二月三日内閣の認可を得たり其の關係圖面は北海道廳及札幌市役所に備置き縦覽に供す
昭和十六年三月十九日
内務大臣 男爵 平沼麒一郎
第三中二等大路第一類第十二號線及同第二十五號線を別紙圖面表示の通變更す(圖面省略)
釧路計畫地域表示
内務省告示第七十六號
釧路都市計畫地域(釧路都市計畫區域中別紙圖面表示の區域を除く「圖面省略」)指定の件昭和十六年二月二十二日内閣の認可を受け昭和十六年四月八日より之を施行す其の地域を表示したる圖面は北海道廳及釧路市役所に備置き縦覽に供す
昭和十六年三月十九日
内務大臣 男爵 平沼麒一郎
釧路市の街路
内務省告示第七十七號
釧路都市計畫街路左の通決定

Table with 4 columns: 第一類, 第二類, 第三類, 第四類. Includes '第一 街路の等級及幅員は左の標準に依る'.

都市計畫

第二 前項に定むるものを除くの外街路の築造に關しては大正八年十二月内務省令第二十...

昭和十六年度 約七分 昭和十七年度 約八分 昭和十八年度 約七分 昭和十九年度 約七分

若竹公園 約二・一一 手宮公園 約一・五四 別紙圖面表示の通(圖面省略)...

昭和十六年度 約一割 函館事業年度變更 内務省告示第二百七十四號...

昭和十六年度 約九割一分三厘 昭和十七年度 九厘 昭和十八年度 三分五厘...

内務大臣 男爵 平沼騏一郎 北海道千歳都市計畫千歳第一土地區劃整理...

道地地方委員會の議を経て内務大臣限り之を變更することを...

昭和十五年 約三割七分 昭和十六年 約二割二分 昭和十七年 約二割三分...

△室蘭市市街地建築物法施行 昭和四年度 第五回委員會開...

昭和三年度 旭川都市街地建築物法施行△旭川都市計畫區域決定△室蘭都市計畫法適用...

都市計畫

昭和九年度 第九回委員會開
會△函館都市計畫街路追加變更決定△同公園決定△同土地區劃整理決定△同地域變更決定△第十回委員會開會△函館都市計畫街路追加變更決定△同公園追加決定△東小樽土地區劃整理組合設立認可△函館都市計畫地域變更決定△函館復興第六、八、九土地區劃整理組合設立認可△同第二土地區劃整理組合設立認可△同第一、三、四、五、七、十土地區劃整理組合設立認可△函館市街地建築物法全規程適用△函館復興土地區劃整理組合聯合會設立認可△第十一回委員會開會△函館都市計畫甲種防火地區決定△釧路都市計畫區域決定

昭和十年度 帶廣都市計畫區域決定△旭川都市計畫地域決定△第十二回委員會開會△小樽都市計畫街路決定△同街路事業及其の執行年度割決定△同街路事業道路新設擴張受益者負擔規程決定△小樽都市計畫事業路面改良受益者負擔規程決定△第十三回委員會開會△函館都市計畫公園變更決定△同公園事業及其の執行年度割決定△同水道決定△同水道事業及其の執行年度割決定△同街路追加變更決定△同街路事業及其の執行年度割決定△昭和十一年度 新旭川第一土地區劃整理組合設立認可△第十回委員會開會△札幌都市計畫決定△第十三回委員會開會

程決定△第十三回委員會開會
△函館都市計畫公園變更決定
△同公園事業及其の執行年度
割決定△同水道決定△同水道
事業及其の執行年度割決定△
同街路追加變更決定△同街路
事業及其の執行年度割決定
昭和十一年度 新旭川第一土地
區劃整理組合設立認可△第十
四回委員會開會△札幌都市計

畫街路決定△同街路事業及其
の執行年度割決定△同事業道
路新設擴張受益者負擔規程決
定△同事業路面改良受益者負
擔規程決定△函館第二土地區
劃整理組合設立認可
昭和十二年度 留萌土地區劃整
理組合設立認可△第四回全國
都市計畫協議會札幌市に於て
開催△第五回全國土地區劃整

理事業者大會並區劃整理協會
全國聯合會總會札幌市に於て
開催△第十五回委員會開會△
第一回常務委員會開會△小樽
都市計畫街路事業及其の執行
年度割變更決定△旭川都市計
畫街路決定△同路面改良事業
及其の執行年度割決定△同事
業路面改良受益者負擔規程決
定△室蘭都市計畫地域決定△

旭川都市計畫街路中變更

街路名稱	起	終	點	主なる經過地	幅員
永山通	一條通十九丁目	永山村二丁目道路	點	境橋	一五間
但し新旭川驛裏に地積約一千六百四十七平方「メートル」の廣場を設く					
三番通	永山村一番道路	永山村三番道路	點	境橋	一一間
二十四丁目通	東旭川村字牛朱別	南五條通二十四丁目	點	境橋	一一間
新旭川驛北通	大字永山村石狩川河川改修法線	一等大路第三類第十號線	點	境橋	一一間
秋月橋通	東鷹栖村字四線六號	一等大路第三類第二號線	點	境橋	一一間
但し起點より一等大路第三類第六號線との交叉點に至る區間の幅員は之を十八「メートル」とす					
下號外線通	東旭川村字牛朱別	二等大路第一類第四號線起點	點	境橋	一一間

旭川都市計畫地域變更決定△
小樽都市計畫街路一部變更決
定△同街路事業一部變更決定
昭和十三年度 第二回常務委員
會開會△北海道廳出張所廢止
△函館都市計畫街路一部變更
決定△留萌土地區劃整理組合
設立認可△千歲都市計畫法適
用並に區域決定△札幌都市計
畫事業路面改良受益者負擔區
劃定めらる△釧路市第一土地
區劃整理組合設立認可△夕張
都市計畫法適用並に區域決定
昭和十四年度 第十六回委員會
開會△札幌都市計畫風致地區
指定△土木部總務課を監理課
と改め都市計畫係は自今同課
所管となる

都市計畫區域

全區域	利用面積
札幌	三、五九二、一〇〇
函館	二、七〇四、四〇〇
小樽	二、五〇二、八一九
千歲	三、三〇九、三三五
夕張	一、七〇八、五三五
名寄	一、七〇八、五三五
根室	一、七〇八、五三五
野付牛	一、七〇八、五三五
留萌	一、七〇八、五三五
岩内	一、七〇八、五三五
余市	一、七〇八、五三五
帶廣	一、七〇八、五三五
釧路	一、七〇八、五三五
室蘭	一、七〇八、五三五
旭川	一、七〇八、五三五

旭川	室蘭	釧路	帶廣	余市	岩内	留萌	野付牛	根室	名寄	夕張	千歲	美幌	稚内
一九、九七九、四〇六	一三、九三六、四〇六	三三、一三三、四一〇	一九、一三六、〇〇〇	四三、四八八、〇〇〇	一、六〇〇、三〇〇	八、四四六、三三〇	九、七三三、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	五、八〇一、三五〇	三三〇、四三九、三七五	一、七〇八、五三五	一、七〇八、五三五	一、七〇八、五三五
一三、九三六、四〇六	二一、五〇八、六六九	一三、七三六、〇〇〇	一五、三〇〇、四九三	一三、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、三〇〇	四〇、四三九、三三〇	二七、一九九、〇〇〇	一三、九三五、〇〇〇	一三、六九六、〇〇〇	一六、八六四、三七五	四三、八六四、〇〇〇	三三、八三六、三七五	六七、九三八、〇〇〇

土地區劃整理組合

近時都市の隆昌に趨くに從ひ
郊外の發展著しく、團體又は個
人に於て土地の發展策として道
路を新設し、又は市街の區劃を
企圖する者漸く多く、故に之を
統制し且適當に誘導する必要を
認め、各地の狀態に應じ土地區
劃整理組合設立の助成中であ
る。

偶々昭和八年四月余市町に於
て大火あり、其の災害地復興計
畫を土地區劃整理に依て復興す
る爲、同年八月の整理組合の設
立があり既に昭和十三年工事の
完了を見たのである。

昭和九年三月函館市に於ける
大火災跡地に對する復興計畫の
實現方法としては土地區劃整理
の方法に依るを最も適當と認め
都市計畫事業と決定し、關係土
地所有者に極力之を勸奨し、全
區域を十箇の組合地區に分ちて
交々組合を設立せしめ、更に各
組合施行の事業を統一せしむる
爲土地區劃整理組合聯合會を設
立せしむるに至つた。

此の總地積三百二十九萬三千餘
坪に及び目下夫々工事實施中で
ある、更に既設組合の實績に鑑
み最近各市町に於て整理計畫熟
し目下調査準備中のものも尠く
ない、斯くして都市計畫事業の
進捗と共に都市の相貌を新にせ
んとしてゐる。

余市の大川町組合
(昭和八、八、二二設立認可)
本地區は昭和八年四月十一日
の火災に依る整理區域約一萬九
千七百八十餘坪に對し復興計畫
として、本組合の設立を見たの
である。

本地區内の中心線である準地
方費道俱知安、入舸線の主要街
路の兩側に商店櫛比し、南東部
附近は本町の盛場を形造り、又
北方及南西の海岸地帯及余市川
に面する部分には漁業者の住宅
あり、是等の現状を考慮して街
廓劃地を整理し街路の新設、擴
築、排水溝の築造、小公園、遊
歩地等の設置によりて全く舊態
を一新し、同町中最も理想的な
商業地及住宅地を構築するに至
つた。

釧路都市計畫街路(昭和十六年三月十九日內務省告示第七十七號)

街路番號	等級	類別	名稱	起點	終點	主なる經過地	幅員
一	廣路		共榮公園通	松浦町	鳥取村字鳥取	共榮小學校西側	五五
二	廣路		競馬場東公園通	廣路第一號共榮小學校西側屈曲點	鳥取競馬場北側		五五
三	廣路		競馬場南公園通	鳥取競馬場南側	寶町		五五
四	廣路		競馬場西公園通	鳥取競馬場西側	鳥取村字鳥取		五五
一		三	北大通	北大通十三丁目	浦見町一丁目	北大道	二二
		三	但し終點より三百三十一「メートル」の區間は幅員十八「メートル」とす				
二		三	南大通	南大通一丁目	米町四丁目	南大通	二二
		三	但し米町一丁目より終點に至る區間は幅員十八「メートル」とす				
三		三	錦町通	北大通五丁目	南濱町地先	幸町	二二
四		三	驛前南濱町通	黒金町十四丁目	南濱町	幸町	二二
五		三	頓化本通	浪花町六丁目	新川橋東詰	壽町	二七
		三	但し浪花町十二丁目より壽町に至る七百九「メートル」の區間及跨線橋附近より終點に至る區間は幅員二十二「メートル」とす				
六		三	新川橋通	松浦町	新川橋東詰	壽町	二二
七		三	鳥取街道	北大通十三丁目	鳥取橋東詰	鳥取村字鳥取	二二
八		三	濱町堺橋通	仲濱町地先	鳥取村字鳥取	堺橋	二二

九		三	柳橋通	鳥取村字鳥取	鳥取村字鳥取	柳橋	二二
一〇		三	飛行場通	寶町	鳥取村字鳥取		二二
一一		三	運河南通	鳥取村字鳥取	古川町		二二
一二		三	川北通	川上町六丁目	釧路村字セツチリ	古川町	二二
一三		三	久壽里橋通	川上町五丁目	鶴ヶ岱	久壽里橋	二二
一		一	頓化濱通	南濱町地先	寶町	濱町	一八
二		一	仲濱町寶橋通	仲濱町地先	鳥取村字鳥取	壽町	一八
三		一	壽町古川橋通	壽町	釧路村字セツチリ	古川橋	一八
四		一	釧路驛裏通	釧路驛裏	古川町	松浦町	一八
五		一	松浦町通	松浦町	鳥取村字鳥取		一八
六		一	阿寒太通	古川町	鳥取村字鳥取		一八
七		一	雪裡通	鳥取村字鳥取	貝塚町		一八
		一	但し終點より七百五「メートル」の區間は幅員十五「メートル」とす				
八		一	濱釧路驛通	北大通九丁目	川上町十丁目		一八
九		一	旭町通	北大通五丁目	綠岡	旭町	一八
		一	但し起點より三百九十一「メートル」の區間は幅員二十二「メートル」とす				
一〇		一	大川町城山通	大川町	城山町		一八

二	一	一一	茂尻矢天寧通	幣舞町	別保橋南詰	材木町	一八
二	一	一二	但し起點より七百九十六「メートル」とす	浦見町一丁目	千代の浦	千代の浦	一八
二	一	一三	米町昆布森通	米町一丁目	春探	千代の浦	一八
二	一	一四	但し浦見町四丁目より千代の浦に至る六百三十七「メートル」の區間は幅員十五「メートル」とす	南大通一丁目	南大通七丁目	入舟町	一八
二	二	一	南濱手通	南大通一丁目	南大通七丁目	入舟町	一八
二	二	一	宮本町通	浦見町一丁目	浦見町三丁目		一五
二	二	二	浦見町通	浦見町一丁目	浦見町八丁目		一五
二	二	三	緑岡仲通	材木町	緑岡		一五
二	二	四	緑岡西通	緑岡	緑岡		一五
二	二	五	緑岡東通	鶴ヶ岱	貝塚町		一五
二	二	六	富士見町春探通	富士見町	鶴ヶ岱	住吉町	一五
二	二	七	住吉町千代の浦通	城山町	千代の浦	千歳町	一五
二	二	八	興津通	春探	興津		一五
二	二	九	春探横断道路	貝塚町	興津	緑岡春探	一五
二	二		但し二等大路第二類第六號線との交叉點より三百七十五「メートル」の區間は幅員二十二「メートル」とす	東釧路驛前	東釧路驛前		一五
二	二	一〇	東釧路驛裏通	貝塚町	貝塚町		一五
二	二	一一	東釧路驛前通	東釧路驛前	貝塚町		一五

別紙圖面表示の通(圖面省略)

宇治茶!!

「茶は養生の仙藥
延齡の妙術なり」

七百餘年前榮西禪師は既に喫茶養生記を著し國民保健上茶の重要位置を説かれましたが現代の醫學はこれを立證する幾多の研究發表をせられました

この榮養價值を多分に持つ宇治茶は古い歴史と優良品至上主義を以つて誇りとして居ります



「何んぞ云つてもお茶は宇治」

京都府茶業組合聯合會所

陸軍藥劑官 植田盛之助完成藥

ねてもすぐ
おきる

天下第一
達摩藥



四季風ひき
大熱とこま
良劑

御家庭には是非達摩藥

御注意

偽物あり、達摩藥登録商標と本
舖植田天藥堂に御注意を乞ふ
到る處の藥店にあり
無くば 本舖へ
價目 二〇〇、三〇〇 各種
五〇一、〇〇〇

主治効能

おこり、流行性感冒、はしか
頭痛、急性氣管支加答兒
たんせき、神經痛、其他

奈良縣畝傍町一五

本舖 植田天藥堂

振替大阪一〇一四八番
電話 檜原 四二六番

神社・宗教

神祇院の設置

神祇院官制公布(昭和十五年十一月九日勅令)せられ、新に神祇院が設置されたが、これは神祇祭祀の我が國政教の基本たるに鑑み、神社行政機構を擴充整備し、愈々惟神の大道を宣揚せんとするの趣旨で、恰も非常の世局に方り、國民皆敬神の本義に徹し、億兆一心、以て時艱の克服に邁進すべきの秋、神社行政の振作更張を期するは喫緊の要務と史料、其の趣旨を體し、之が所期の目的達成上遺憾なき様、左記訓令に基き、北海道廳から管下へ夫々通牒を發した。

紀元二千六百年式典に方り長くも優渥なる 勅語を賜ひ我が惟神の大道を中外に顯揚すべきを昭示せらる 聖慮宏

神社・宗教

すと共に神祇崇敬の本義に則り率先して臣道實踐の儀範となり其の重責を全うするに遺憾なきを期すべし

神饌を奉獻

△趣旨

御神徳を景仰し報本反始の赤誠を捧げ居常護國の英靈を仰ぎ以て 聖旨に副ひ奉るべく皇大神宮、明治神宮、靖國神社、札幌神社に神饌を奉獻し、尙青少年團に神饌田(畑)の設置並に神饌海産物の漁撈謹製を奨励し、嚴肅なる神饌奉獻行事を行はしめ愈國體觀念を明徴にせんとす。

△五穀奉獻に關する事項

- 一 神饌田(畑)設置並に奉耕者
 - 1 神饌田(畑)設置者 市町村青少年團
 - 2 神饌田(畑)奉耕者 單位青少年團員
- 二 奉獻すべき品目數量
 - 1 皇大神宮、明治神宮、靖國神社、札幌神社各別

三 神饌田(畑)の經營

- 1 田(畑)の選定 當該市町村に於て左記事項に留意し適當なる場所を選定すること
イ日當り通風良きこと
ロ清淨なる用水を得らること
 - 2 面積 ハ附近に病院、屠殺場、汚物置場、火葬場、墓地等無きこと
 - 3 品 種 關係當局並に農會等と協議の上其の地方に適當の品種を用ひること
 - 4 經 費 過重とならざる様留意し市町村青少年團の經費より支出すること
- △海産物奉獻に關する事項

一四四

- 一 神饌奉獻者並に奉仕
 - 1 神饌奉獻者
 - 1 市町村青少年團
 - 2 奉仕者
 - 1 奉獻すべき品目數量
 - 2 奉獻すべき品目數量
 - 2 奉仕者
 - 1 奉獻すべき品目數量
 - 2 奉獻すべき品目數量
- 二 奉獻すべき品目數量
 - 1 皇大神宮、明治神宮、靖國神社、札幌神社各別に道青少年團より左の品目、數量を奉獻す
 - 干鮑拾箇、鰯拾枚、和布三百匁、貝柱三百匁、鱈鱈三百匁、昆布三百匁、干魚三百匁等の中より三種
 - 2 奉獻物謹製奉仕
 - 豫め奉獻品目を選定し、其の漁撈採集等の適期に於て嚴肅なる行事により謹製し、奉獻期日迄入念に保存し置くこと
- 三 新嘗祭穀穀耕作

昭和十六年の新嘗祭穀穀耕作者は、道廳において選考、左の四氏が決定した。

 - △米
 - 岩内郡前田村 山本 政重
 - 江端 助治
 - △粟

有珠郡伊達町 穴戸 左内 大和田虎吉

遺児靖國神社參拜

第三回戦歿軍人軍屬遺児靖國神社參拜事業は昭和十六年三月下旬、左記により實施せられた。

- 一 滿洲事變以後に於ける戦歿軍人軍屬の子(養子を含む)にして死亡の當時之と同一戸籍に在りし者にして未だ本行事に参加せざる左記に該當する者、但し戦歿者の子にして戦歿者死亡當時之と同一戸籍内に在らざるも本會に於て適當と認めたる者は此の限に在らず
- 二 尋常小學校第五學年在學中の兒童(新學期第六學年に進級すべき者)
- 三 尋常小學校第六學年在學中の兒童

前項に示す戦歿軍人軍屬は左の者を謂ふ

- 一 既に靖國神社に合祀せられたる者
- 二 未だ靖國神社に合祀せられざるも戦死、戦傷死の公報ありたる者

未だ合祀せられざるも事變地に於て死亡(公務に困る病死、不慮死)し陸海軍官憲より公報ありたる者

未だ合祀せられざるも事變地勤務中公務基因の傷疾疾病

(口該當者を除く)に罹り事變地以外の地に於て該病に困り死亡の公報ありたる者

身分に關しては軍人及宣誓したる軍屬

縣社以下神職齋戒

祭祀は神社存立の根本義なるを以て、最も嚴正鄭重なるを要し、苟も齋戒に粗略あるべからず、然るに從來神職齋戒の模様を徵するに、未だ遺憾の廉少なからず、よつて、昭和十六年、北海道廳では縣社以下神社神職をして、今後一層意を是に致し、以て惟神の大道顯揚に萬遺憾なきを期せしむるやう通牒するところあつた。

齋戒の要項

- 一 心身の平靜を亂すが如き事
- 二 未だ合祀せられざるも事變地勤務中公務基因の傷疾疾病
- 三 未だ合祀せられざるも事變地勤務中公務基因の傷疾疾病
- 四 齋戒の要項

物其の他一切の不淨に觸れ或は見聞する等の事を避くること

- 一 水又は湯に懸り身體殊に爪、口中、頭髮等を清淨にすること
- 一 言語、行動、飲食を慎むこと
- 一 喪に與らぬこと
- 一 娛樂の意味に依る音楽を避くること
- 一 衣服を平常の所用と異にすること
- 一 居室を改むるか又は清淨にして雑務に遠ざかること

官縣社大祭及大廳頒布關係祭典日

- △二月 各社新年祭
- △五月 函館護國神社合祀祭
- △五月 同例祭
- △五月 縣社三吉神社(札幌市)例祭
- △六月 北海道護國神社合祀祭
- △六月 同例祭

- 十日 縣社餘市神社例祭
- 十五日 官幣大社札幌神社例祭
- 十七日 縣社東照宮(函館市)例祭
- △七月
 - 五日 縣社岩内神社例祭
 - 五日 札幌護國神社合祀祭
 - 六日 同例祭
 - 十一日 縣社姥神大神宮(江差町)例祭
 - 十五日 縣社住吉神社(小樽市)例祭
 - 同 縣社樽前山神社(苦小牧町)例祭
 - 同 縣社嚴島神社(釧路市)例祭
 - 十七日 縣社留萌神社例祭
 - 二十一日 縣社上川神社(旭川市)例祭
 - △八月
 - 五日 縣社松前神社例祭
 - 十日 縣社金刀比羅神社(根室町)例祭
 - 十五日 國幣中社函館八幡宮例祭
 - 同 縣社八幡神社(室蘭市)例祭

縣社網走神社例祭

同 開拓神社例祭

△九月

十一日 縣社空知神社(美瑛町)例祭

十五日 縣社岩見澤神社例祭

二十四日 縣社帶廣神社例祭

△十月

一日 神宮大麻頒布始奉告

中旬 同(札幌)

△十一月

二十三日 各社新嘗祭

△十二月

廣く敬神思想を喚起し、家庭祭祀の指導を圖るは現下の要務とあつて、北海道廳では左記家庭祭祀指導要項に基き、管下神職を督勵、一層の指導徹底を期せしめ、以て惟神の大道顯揚に資する様手配した。

- 一 祭祀の概要
- 二 祭祀と家庭
- 三 家庭祭祀の實際

イ 公的と見らるる方面

祝祭日其他國家的祭典日即ち新年祭靖國神社臨時大

祭等及氏神の祭典日當日家庭に於ける祭祀

私的と見らるる方面

- 1 出産、入學、卒業、入退營、結婚等の奉告、七五三、厄年祓、年祝其の他の場合に於ける祭祀
- 2 毎日朝夕の拜禮
- 3 神棚奉安の方法

イ 位置、方位

イ 様式

- 1 神棚式—神明形、箱宮形、片屋根形等
- 2 祭壇式
- 3 邸内神祠式
- 4 大麻奉齋の順位
- 5 天照大神、地方守護神及氏神等の關係
- 6 神設裝飾
- 7 注連繩の張り方、紙垂の作り方
- 8 神(常盤木)及眞神(五色絹を垂れ、鏡、劍、玉をかけたるものを指す)等の舖設
- 9 鏡、燈具の舖設
- 10 御簾及幕の垂れ方並に張り方

六 神饌

イ 品目

- 1 大正三年内務省令第四號官幣社以下神社祭式
- 2 六、雜則のうち大祭大社の神饌に該當する品目を提示適宜指導すること
- 3 神饌として不適當なるもの
- 4 獸肉、臭菜(にら、んにく等)の類
- 5 毎日最少限度の品目
- 6 洗米又は御飯及鹽水
- 7 初穂
- 8 家庭にて作れるもの、初物其の他
- 9 用具の種類及用法
- 10 調理及獻撒の順序
- 11 拜禮及拜詞奏上の作法
- 12 玉串
- 13 意義の概要と作り方
- 14 奉奠の作法
- 15 手水、修祓の意義及作法並に被具の概要
- 16 齋戒の概要
- 17 服忌の概要
- 18 祭祀と死穢の關係
- 19 忌明までは神事に關はら

第四條 市町村の區域を分ち市

街地には町内會、村落には部落會を組織するものとす必要あるときは町内會聯合會、部落會聯合會を組織することを

得 町内會、部落會の區域及名稱は市町村長適宜之を定むべし 町内會、部落會、町内會聯合會及部落會聯合會に會長を置き會員中より市町村長之を選任す

第五條 町内會、部落會は其の下に隣保班を組織すべし必要あるときは、町内會、部落會の下に聯合隣保班を設くることを得

隣保班、聯合隣保班に班長を置き班員中より町内會長、部落會長之を選任す

第六條 町内會、部落會、町内會聯合會又は部落會聯合會は必要に應じ其の内部に教化部、産業部、經濟部、警防部、衛生部、森林部、社會部、銃後奉公部等を設け部長を置くことを得

部長は會員中より市町村長之

を選任す

部長は其の部に屬する事項に付町内會長、部落會長、町内會聯合會長又は部落會聯合會長を輔佐するものとす

第七條 町内會、部落會は其の目的達成の爲毎月一回以上常會を開催すべし

第八條 町内會、部落會は市町村長之を統轄す 警防及衛生に關する事項に付ては警察署長、森林防火に關する事項に付ては營林區署長及森林事務所長別に定むる所に依り之を指揮監督することを得

第九條 市町村は市町村内に於ける各種行政の綜合的運営及町内會又は部落會の目的達成上必要な各般の事項を協議する爲市町村常會を設置すべし

市町村常會の構成員は左の者の中より市町村長之を選任す 一 町内會長、部落會長、町内會聯合會長又は部落會聯合會長 二 各種團體代表者

三 關係官公吏

四 市町村會議員

五 學校職員

六 學識經驗者

七 其の他適當なる者

市町村常會は市町村長之を統轄す

市町村常會は毎月一回以上之を開催すべし

附則

本令は公布の日(昭和十五年十一月二十日)より之を施行す 衛生組合設置規程、火災豫防組合規則及森林防火組合設置規則は之を廢止す

整備指導に就いて

△町内會、部落會の組織に付ては其の目的を充分徹底せしめ住民の理解と協力を促し形式的整備に墮することなき様留意するの外左の方針に依ること 一 既に設置せられたる町内會部落會に付ては其の充實強化を圖り其の區域構成等に不適當なるものあるときは必要なる再編成を爲すこと 二 町内會、部落會等の名稱は

適宜なるも少くとも其の主旨を示すものたること

三 町内會、部落會の區域は行政區、町内、部落等既存の區域を斟酌し地域的協同活動を爲すに適當なる區域と爲すこと

四 市町村内に於ける各種の地域的團體は特に存置を必要とする理由あるものの外凡て町内會、部落會に之を統合すること

五 行政區其の他町内又は部落を單位とする各種團體にして前項に依り統合し得ざるものの區域は成るべく町内會、部落會の區域と一致せしむる様整理統合すること

六 町内會聯合會、部落會聯合會は一市町村内に町内會、部落會多數ある場合必要に應じ組織することを得るものなるも市町村の全區域に互る聯合會の組織は之を認めざることを

七 町内會、部落會等の組織戸數は凡そ別表の標準に據ること

都 市

町内會聯合會 町内會 聯合隣保班 隣保班 千戸乃至二 百戸 乃至 二十戸乃至 五十戸

町 村(市街地) 町内會聯合會 町内會 聯合隣保班 隣保班 千戸乃至二 百戸 乃至 二十戸乃至 五十戸

町 村(部落) 部落會聯合會 部落會 隣保班 百戸乃至二 三十戸 乃至 十戸乃至 五十戸

部落會聯合會 部落會 隣保班 百戸乃至二 三十戸 乃至 十戸乃至 五十戸

八 町内會長、部落會長及町内會聯合會長、部落會聯合會長は區域内の指導的人物にして且強き實踐力を有する者に付所轄警察署長と協議の上選任すること尙警防部長、衛生部長の選任に付ても所轄警察署長と協議すること 十 町内會聯合會、部落會聯合會又は町内會は必要に應じ職員を置き得ること

△町内會、部落會の運営に付ては左の方針に依ること

一 町内會、部落會の運営に當りては其の本旨に鑑み常に區域内住民の積極的協力を促し一部少數者の利用に任すが如きことなき様注意すること 二 町内會、部落會をして物資の増産、供出、配給及消費の規正等統制經濟の運用に付て必要な機能を充分發揮せしむること 三 狀況に應じ町内會、部落會の常會に代へ聯合隣保班又は隣保班に於て常會を開催し得ること

右の場合に於て町内會、部落會は區域内聯合隣保班長、隣保班長のみ常會を開催し得ること

四 常會は世帯主常會を原則とするも必要に應じ右の外主婦常會、男女青年常會等を適宜開催し得ること 五 町内會、部落會區域内の各種會合は成るべく町内常會、部落常會に統合すること 六 町内會、部落會の指導力を

充實する爲中堅指導者の鍊成に努むること

七 町内會、部落會の會費は成るべく少額を旨とし且其の徵收は合理的基準に依ること 尙其の事業の實施に當りては緩急の度を衡量の上徒に住民の負擔を過重ならしめざる様留意すること 八 町内會、部落會の會計事務に付ては自主的監督方法を採らしむると共に隨時市町村長に於て必要な監督的措置を講ずること 九 町内會、部落會の豫算、決算は常會に必ず付議せしむること

△市町村常會の設置並に運営に付ては左の方針に依ること

一 市町村長の選任する市町村常會の構成員は成るべく少數とすること 二 市町村常會は市町村内各種行政の綜合的運営に必要な企劃及實行上の連絡、市町村及市町村内各種團體相互間の連絡調整並に市町村と町内會部落會との緊密なる連絡を圖

る爲之を活用すること
三 市町村内に於ける各種委員
會等は成るべく市町村常會に
統合すること

區域の決定に留意

町内會、部落會の區域の決定
は今後に於ける其の活動に影響
する所大にして之が決定に當り
ては舊來の精神的結合の有無、
地理的條件、現在の社會的、經
濟的活動關係等の見地より充分
に考慮の上決定を爲さるべき
ものにして特に純農村に於ける
農業部落團體として農民の
經濟的關係を基調として其の
共同生活の各般に互に密接に
結合し來りたる農事實行組合
の如きものと部落會とは其の
區域を同一にし、事實上二者一
體として部落活動を綜合的に強
化するは極めて緊要なので左記
事項に留意することになつてゐ
る。

一 前記第一項の三に「行政區
町内、部落等の區域を斟酌し
と」とある中、部落等とは其
の運営適正圓滑にして地域の
變更を要せざるが如き農事實

行組合をも指稱するものなる
こと又農事實行組合は第一項
の四特に存置を必要とする理
由あるものに該當するものな
ることを了知の上、農事實行
組合にして其の區域構成等適
當なる場合は其の區域を其の
儘部落會の區域とし從來の住
民共同生活の單位としての機
能を減殺するが如きことなき
を期すること

定の計畫の下に適切なる指導
を加へ以て町内會、部落會の
目的を遺憾なく達成せしむる
こと肝要なるを以て特別の事
情なき限り市町村常會は其の
月二十五日より月末迄に又町
内會、部落會の常會は翌月一
日より十日頃迄に開催する様
漸次統一すること

4 節米に就き共勵すること
等を捉へ指導するを適當とす
町内會部落會指導
研究会開催要項

△目的

本道に於ける町内會、部落會
は結成後日淺く方今其の機構
一應整備せられたりと雖も其
の運営必ずしも適正と謂ふを
得ざる實情に在り之が市町村
民の全き協同生活に依る自治
振興の源泉たるの眞價を發揮
せしむるには育成指導に付一
段の努力を要するものと認む
仍て其の一助たらしむべく市
町村下部組織に付相互に視察
を行ひ之を基として其の運営
方法等に付充分研究協議を遂
げ之が將來の指導と運営とに
資せしめんとす

△開催の方法

一 期日
別表第二號の通(毎月下旬の
適當なる日を定め道廳より指
定)

二 開催地

支廳に在りては適當なる地區
に分ち方面別に開催地を定む

常會の運営を指導

常會日を管内統一し毎月一

同二時ヨリ

- 4 開催地の各種施設見學
同四時三十分より
- 5 夕食 同六時より
- 6 町内會、部落會活動狀
況並に常會視察 同七時より
- 7 就床 同十時

第二日

- 1 起床 午前五時三十分
- 2 朝の行事 同六時より
- 3 朝食 同七時より
- 4 研究(協議、報告、懇
談) 同八時より
- 5 講評 同十時三十分よ
り
- 6 講話又は座談會 同十
一時より
- 7 閉會式 正午迄

五 注意

1 本研究會は開催地市町村
の市町村常會、町内會、部落
會活動狀況並に常會の視察を
主とし其の結果を基として相
互に研究協議せんとする一夜
講習の方法を採用せるものな
るを以て出席者は視察、見學
宿泊等の日程全部に付共同し
て實施すること

研究は左の諸點に重點を
置くこと

- 1 市町村常會の運用及效
果
- 2 町内會、部落會の諸事
業實施狀況
- 3 町内會、部落會、常會
の狀況

ハ 第一日夜の常會視察は開
催地の町内會、部落會常會數
箇所に互に實施すること(出
席者を數班に分ち夫々視察せ
しむ尙市街地に偏せざること
有の儘の常會を公開すること
等配慮せしむ)

ホ 第二日は朝食後視察所感
の報告、参加各市町村に於け
る自治振興、更生事績の顯著
なるものの發表並に將來努力
すべき各種事項に關する協議
研究等を行ひたる後道廳派遣
官より講話を爲すものとす
ヘ 第二日の講話は開催地市
町村内の適當なる者を講師と

ト 各行事は道廳派遣官之を
指導す

- 第一號(別表)
町内會、部落會指導研究會
支廳市方面別編成
- 石狩支廳(二方面)
第一方面(八町村)
札幌郡 琴似村、手稻村、豊
平町、白石村、廣島村、江別
町
- 千歳郡 惠庭村、千歳村
- 第二方面(七町村)
札幌郡 札幌村、篠路村
石狩郡 石狩町、當別村、新
篠津村
- 厚田郡 厚田村
- 濱益郡 濱益村
- 渡島支廳(三方面)

第一方面(九町村)
松前郡 大島村、小島村、松
前町、大澤村、吉岡村、福島
村- 上磯郡 知内村、木古内村、
茂別村
- 第二方面(八町村)
上磯郡 上磯町
- 龜田郡 大野村、七飯村、龜

開催地は支廳の意向を徴し道
廳にて決定の上指定す
市に在りては二方面に分ち別
表第二號の順序にて輪番に各
市開催地となる
前記支廳の方面別編成は別表
第一號の通

三 出席者

- 各市町村より左記該當者三名
以内を必ず其の地區開催地に
派遣するものとす
- 1 市町村長、助役、上席
書記
- 2 町内會、部落會指導事
務取扱者
- 3 國民學校長
- 4 市町村常會構成員
- 5 町内會長、部落會長、
同聯合會長
- 6 農會、産業組合、漁業
組合、商業組合等各種團體の
幹部

四 日程

- 第一日 日程は左の通とす
- 1 開會式 午後一時より
- 2 開催地市町村政狀況發
表 同一時三十分より
- 3 開催地市町村常會視察

田村、錢龜澤村、戸井村、尻岸内村、般法華村
 第三方面(八町村)
 茅部郡 尾札部村、白尻村、鹿部村、砂原村、森町、落部村
 山越郡 八雲町、長萬部村
 檜山支廳(二方面)
 第一方面(七町村)
 檜山郡 江差町、上ノ國村、泊村、厚澤部村
 爾志郡 乙部村、熊石村
 奧尻郡 奧尻村
 第二方面(六町村)
 久遠郡 貝取潤村、久遠村
 太櫛郡 太櫛村
 瀨棚郡 瀨棚町、東瀨棚村、利別村
 後志支廳(四方面)
 第一方面(八町村)
 忍路郡 鹽谷村
 余市郡 余市町、大江村、赤井川村
 古平郡 古平町
 美國郡 美國町
 積丹郡 入舸村、余別村
 第二方面(七町村)
 古宇郡 神惠内村、泊村

岩内郡 鳥野村、岩内町、發足村、前田村、小澤村
 第三方面(七町村)
 虻田郡 俱知安町、京極村、喜茂別村、留壽都村、眞狩別村、狩太村
 磯谷郡 南尻別村
 第四方面(八町村)
 磯谷郡 磯谷村
 歌棄郡 歌棄村、熱郭村、壽都郡 黒松内村、樽岸村、壽都町
 鳥牧郡 東鳥牧村、西鳥牧村
 空知支廳(四方面)
 第一方面(七町村)
 空知郡 岩見澤町、北村、三笠山村、美唄町、砂川町、歌志内町
 樺戸郡 月形村
 第二方面(八町村)
 空知郡 瀧川町、江部乙村、芹別町、赤平村
 樺戸郡 浦臼村、新十津川村
 雨龍郡 雨龍村、妹背牛村
 第三方面(九町村)
 雨龍郡 深川町、秩父別村、一巳村、納内村、多度志村、北龍村、沼田村、幌加内村

第四方面(六町村)
 空知郡 栗澤村、幌向村、夕張郡 由仁村、長沼村、角田村、夕張町
 上川支廳(四方面)
 第一方面(八町村)
 上川郡 美瑛町
 空知郡 上富良野村、中富良野村、富良野村、山部村、南富良野村
 勇拂郡 占冠村、東山村
 第二方面(九町村)
 上川郡 東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村、比布村
 上川郡 和寒村、劍淵村、温根別村、士別町、上士別村
 第三方面(八村)
 上川郡 東旭川村、神樂村、神居村、永山村、當麻村、愛別村、上川村、東川村
 第四方面(八町村)
 上川郡 多寄村、風連村、名寄町、下川村、智恵文村、美深町、常盤村、中川村
 留萌支廳(二方面)
 第一方面(六町村)
 留萌郡 留萌町、小平薬村、留萌町、留萌町、小平薬村、留萌町

鬼鹿村
 苦前郡 苦前村、羽幌町
 第二方面(七町村)
 苦前郡 初山別村、天賣村、燒尻村
 天鹽郡 遠別村、天鹽町、幌延村、豊富村
 宗谷支廳(二方面)
 第一方面(七町村)
 宗谷郡 稚内町、宗谷村、猿拂村
 幸枝郡 頓別村、中頓別村、枝幸村、歌登村
 第二方面(六村)
 禮文郡 船泊村、香深村、利尻郡 鷺泊村、杵形村、鬼脇村、仙法志村
 網走支廳(三方面)
 第一方面(七町村)
 網走郡 網走町、女満別村、美幌町、津別村
 斜里郡 斜里町、小清水村
 常呂郡 常呂村
 第二方面(九町村)
 常呂郡 端野村、野付牛町、訓子府村、置戸村、相内村、留邊蘘町、佐呂間村
 紋別郡 生田原村、遠輕町

第三方面(九町村)
 紋別郡 上湧別村、下湧別村、紋別町、渚滑村、上渚滑村、瀧上村、興部村、雄武村、西興部村
 釧路支廳(二方面)
 第一方面(六町村)
 有珠郡 伊達町、壯瞥村、徳舜瞥村
 虻田郡 虻田町、豊浦村、洞爺村
 第二方面(七町村)
 勇拂郡 苦小牧町、厚真村、安平村、鶴川村、穂別村
 幌別郡 幌別村
 白老郡 白老村
 日高支廳(二方面)
 第一方面(五町村)
 三石郡 三石村
 浦河郡 浦河町、萩伏村
 様似郡 様似村
 幌泉郡 幌泉村
 第二方面(五町村)
 沙流郡 右左府村、平取村、門別村
 新冠郡 新冠村
 静内郡 静内町
 十勝支廳(二方面)

第一方面(十町村)
 河西郡 大正村、川西村、芽室村、御影村
 上川郡 清水町、新得町
 河東郡 鹿追村、士幌村、音更村、上士幌村
 第二方面(九町村)
 中川郡 幕別村、池田町、本別町、豊頃村、西足寄村
 十勝郡 浦幌村、大津村
 廣尾郡 廣尾村、大樹村
 釧路國支廳(二方面)
 第一方面(七町村)
 釧路郡 釧路村、昆布森村、厚岸郡 厚岸町、濱中村、太田村
 川上郡 標茶村、弟子屈村
 第二方面(七村)
 釧路郡 鳥取村
 阿寒郡 阿寒村、鶴居村
 白糠郡 白糠村、音別村
 足寄郡 足寄村、陸別村
 根室支廳(二方面)
 第一方面(六町村)
 根室郡 根室町、和田村
 花咲郡 齒舞村
 野付郡 別海村
 標津郡 標津村

目梨郡 羅臼村
 第二方面(六村)
 國後郡 泊村、留夜別村
 色丹郡 色丹村
 紗那郡 紗那村
 擇捉郡 留別村
 藥取郡 藥取村
 市部(二方面)
 第一方面(四市)
 札幌市、函館市、小樽市、室蘭市
 第二方面(三市)
 旭川市、釧路市、帯廣市
 農村隣保施設要綱
 一 施設の目的
 隣保相扶の觀念に基き農山漁村に於ける乳幼児児童及母性の適正なる保護を中心として進んで農村生活の安定強化に資するを以て目的とすること
 二 經營主體
 本事業は町村又は町村一團を以て區域とする隣保協會又は隣保組合等を組織し之をして經營せしむること
 三 町村經營の場合には昭和十五年十月二十日北海道廳令第百十一號「町内會、部落會規

則に基き組織せる部落會、隣保班等を其の儘活用すること
 四 隣保協會は町村内居住の全世帯主を以て組織し各部落(昭和十五年十月二十日北海道廳令第百十一號町内會部落會規則に基き部落會の區域單位)毎に支部を設け之を更に隣保班(昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號に基き隣保班)に分つこと
 三 事業
 概ね左の事業を綜合的に經營するものとす
 一 保育事業
 1 季節保育所
 2 常設保育所
 3 家庭訪問事業
 4 教養教化事業
 5 季節共同炊事
 6 各種相談事業
 7 生活刷新改善
 8 經濟的保護事業
 四 建物
 隣保館を建設するを以て理想とするも時局に鑑み成るべく既設建物を利用すること
 五 設備

事業の種類、規模の大小、經費の多少に依りて異なるも概ね左の設備を必要とす

イ 保育所

1 相當の廣さを有する運動場

2 雨天又は食事、午睡の爲の部屋

3 保育用具、保健用器具及應急藥品等

ロ 家席訪問及健康相談

保健用器具及應急藥品、自轉車等

ハ 教養教化

紙芝居用具、掛圖、模型、圖書等

ニ、季節共同炊事

炊事用具、食器、その他

ホ 冠婚葬祭の簡易化

冠婚葬祭用具一式

ヘ 經濟的保護事業

製糲機、製麵機、製網機、製簇機、ミシン、其の他の授産用器具尙設備に關しては出來得る限り器具の持寄、既存の物品の借用、手製、勤勞奉仕等の方法に依り設備費並に物資の節約を圖ること

六 役員、職員

農村隣保施設に於ける役員、職員の選定は事業の効果を擧げる上に至大なる關係あるものに付選定に就いては慎重を期すること尙職員中保健婦、保育婦、醫師は左の條件に適合するを必要とする

イ 保健婦

看護婦又は産婆の資格者にして保健指導並に農村社會事業に關する知識と理解を有する者たること

ロ 保育婦（季節保育所に在りては保健婦を兼務せしむるも可なること）

乳幼児保育の知識及經驗を有し農山漁村に理解する者たること

ハ 囑託醫師

犠牲的精神に富み本事業に理解と熱意を有する者たること

北海道支部規程

第一條 本支部は大政翼賛會北海道支部と稱す

第二條 本支部は其事務所を北海道廳内に置く

第三條 本支部に左の役員を置く

支部長 一名

常務委員 若干名

顧問 若干名

參 與 若干名

第四條 本支部の役員は支部長に在りては總裁より指名又は委囑せらるゝものとし其の他の役員に在りては支部長の推薦に依り總裁より指名又は委囑せらるゝものとす役員の任期は一年とす但し再指名又は再委囑を妨げず

第五條 支部長は總裁の指名を受け支部を統理す

常務委員は支部長を輔け支部の運営に參畫す

顧問は支部長の諮問に應ず參與は支部の企畫活動に參與す

第六條 本支部の事務を處理する爲事務局を置き之を庶務部及組織部に分つ

庶務部は庶務及協力會議並に國民生活指導及宣傳に關する事項を掌る組織部は國民の地域的及職域的組織國民に對す

各種訓練及指導並に各種團體との連絡に關する事項を掌る

各部に部長及部員若干名を置く

部長は支部長之を指名し部員は支部長之を命ず

第七條 必要に應じ本支部に委員を置き特定事項の調査研究又は各官廳との連絡に當らしむることを得

委員は支部長之を指名又は委囑す

第八條 本支部に協力會議を附置す

第九條 協力會議員の定員は六十名以内とし左に掲ぐる者の中より支部長の推薦に依り總裁より指名又は委囑せらるゝものとす

一 支廳、市協力會議員但し各支廳、市より少くとも一名を推薦することを要す

二 各種團體首腦者

三 道會議員

四 其の他適當なる者

第十條 協力會議に議長を置く議長は支部の推薦に依り總裁

より指名又は委囑せらるゝものとす

議長事故あるときは議長の名する者議長の職を代行す

第十一條 議長及協力會議員の任期は一年とす但し再指名又は再委囑を妨げず

第十二條 協力會議は支部長之を招集す

協力會議は年二回以上之を開會し其の會期は三日以内とす但延長することを妨げず

第十三條 本支部の經費は中央本部よりの補助金其の他の收入を以て之に充つ

翼贊支部常務委員

大政翼賛會北海道支部常務委員は左の如く決定、昭和十五年十一月二十一日道廳から發表された。

- 北海道廳長官 戸塚九一郎
- 北海道町村長會會長 吉田貫一
- 北海道會議員 井川伊平
- 貴族院議員 栗林徳一

- 北海道拓殖銀行頭取 岡田信
- 北海道信用購買販賣組合聯合會長 黒澤西蔵
- 手稻鑛山長 谷崎明
- 在郷軍人札幌市聯合分會長陸軍少將 三坂隆精
- 北海道會議員 林貞四郎
- 北海タイムス社常務取締役 柏岡清勝
- 札幌市長 三澤寛一
- △理事（七名）
- 道廳總務部長 武政隆一
- 道會議員 井川伊平
- 北海タイムス社取締役 柏岡清勝
- 北海道信用購買販賣組合聯合會長 黒澤西蔵

- 札幌市郷軍聯合分會長 三阪隆精
- 北海道町村長會會長 吉田貫一
- 小林被服工業常務 小林三郎
- △顧問（廿二名）
- 札幌控訴院長 赤羽照
- 札幌控訴院檢察長 成亥忠一
- 札幌稅務監督局長 橋本昂藏
- 札幌鐵道局長 吉松喬
- 札幌逓信局長 遠藤毅
- 札幌鑛山監督局長 酒井喜四
- 札幌市長 三澤寛一
- 神樂村長 安達利三郎
- 北海道帝國大學總長 今裕
- 北部軍司令部附少將 稻村豊二郎
- 札幌海軍人事部長

- 海軍大佐 大石堅志郎
- 貴族院議員 栗林徳一
- 衆議院議員 木下成太郎
- 同 山本厚三
- 道會議長 坂東秀太郎
- 拓殖銀行頭取 永田昌緯
- 日本銀行小樽支店長 川北禎一
- 北千島水産社長 眞藤愼太郎
- 北海タイムス社長 阿部良夫
- 小樽新聞社長 池崎宇三郎
- 札幌神宮司 北島邦孝
- 札幌中央放送局長 樋口卯太郎
- △參與（三十二名）
- 道廳土木部長 鈴木修藏
- 同警察部長 泉守紀

- 同務部長 藤原侃治
- 同經濟部長 石原武二
- 同拓殖部長 小林誠一
- 同振興課長 山川滋
- 札幌鐵道局總務部長 安田裕
- 札幌通信局總務部長 水谷彌一
- 札幌鐵道監督局總務部長 鈴木義雄
- 北大教授 小林巳智次
- 北大豫科教授 宇野親美
- 札幌師範校長 府瀬川熊司
- 廣島村長 山田爲吉
- 三菱鐵業手稻鐵山長 谷崎明
- 日本製鐵會社 輪西製鐵所長 進來要

- 道會議員 林貞四郎
- 日本製鋼所室蘭製作所 工務部長 池田千足
- 蜂須賀農場長 前田久吉
- 三井鐵山砂川鐵業所 第二坑長 戸上俊徳
- 炭礦汽船夕張鐵業所 事務長 能勢莊吉
- 道農會副會長 安孫子孝次
- 産道支會常務理事 森正男
- 商組道支部常任理事 小谷義雄
- 土木建築聯合會長 伊藤豊次
- 衆議院議員 松浦周太郎
- 辯護士 南條徳男
- 道會議員 菊地三之助
- 同 村田要助
- 眞宗大谷派道務所長

第一回協力會議

- 大政翼賛會北海道支部の第一回協力會議は、昭和十六年四月二日、三日、四日、札幌市會議事堂に於て開催されたが、協議事項左の通りである。
- 北海道支部提出
 - 一 國家の生産計畫に基き増産を必要とする農、鑛、工産物等の生産擴充を遂行する爲め必要なる事項
 - 二、大政翼賛運動の徹底強化を期する爲め至急實施を要する事項
- 以下會議員提出
 - 一 翼賛運動促進に關する件 佐藤政次郎
 - 二 大政翼賛運動強化に關する件 淺川義一
 - 三 大政翼賛運動の強化に關する件 末廣愛邦
 - 四 大政翼賛運動の強化に關する件 富田敬政
 - 五 翼賛運動強化に關する件 八卷耕三
 - 六 大政翼賛運動強化に關する件 小椋國藏
 - 七 大政翼賛會本部に激勵電報を發する件 平野榮次
 - 八 一億一心の翼賛運動實踐に關する件 小谷義雄
 - 九 國民に將來への希望を持たしむる様に現在の國力(特に經濟力)を知らしむることが必要である 藤田淳一
 - 十 婦人團體の統合に關する件 齋藤與一郎
 - 十一 大日本青少年團に加入せ

さる青年の指導に關し翼賛會に於て一貫せる指導方針を指示し其の活動を一九とするの件

- 一 國民指導の統一強化に關する件 小谷義雄
- 二 壯年層指導體制確立に關する件 徳田康作
- 三 翼賛運動の推進機關に關する全道民の考へ方を統一し強力運動を展開の件 前田潔
- 四 大政翼賛會本部に對し團體取締に關し左記進言を爲すの件 大政翼賛會の對立團體又は自稱外廓團體の類を強力に取締るの道を講ぜられんことを望む 小谷義雄
- 五 市町村下部組織たる部落會町内指導に關する件 武田信之助
- 六 社會機構の整備に就て

前野與三吉に於ける大家族の翼賛生活實行上必要なる事項

- 一 各種の指導の統制一體化に關する件 安藤石典
- 二 各種會議の頻繁を避くるの件 安藤石典
- 三 行政刷新の件 安藤石典
- 四 町村税の矛盾調整の件 安藤石典
- 五 千島開發に關する件 安藤石典
- 六 統制經濟が政治の貧困を感ぜしむる様では面白くない 藤田淳一
- 七 統制經濟の強化に關する件 安藤石典
- 八 各職域の協力連携に依り高度國防國家建設を推進すべき實踐方策樹立に關する件

官本平八郎に於ける協議連絡の委員を設置するの件

- 一 官民一體の有機的翼賛體制を急速に確立する爲北海道支部規程第七條に由る協議連絡の委員を設置するの件 小谷義雄
- 二 食糧の需給完整促進に關する件 安孫子孝次
- 三 生鮮食料品配給に關する件 宮本平八郎
- 四 白米の依裝改善に關する件 近田留四郎
- 五 米雜穀類及粉末品の表裝に關する件 野蜷作太郎
- 六 六十歳以上の就勢者並に小中學青年學校生徒に對する米の割當率正の件 竹田助太郎
- 七 生活必需品の消費規正率の確立に關する件 小野寺享二
- 八 模範的節米實行者の探索

野蜷作太郎に於ける配給機構整備に關する件

- 一 配給機構整備に關する件 小野寺享二
- 二 地區米穀商業組合の全面的企業合同の結果需用公衆の便益を顧みず猥りに配給箇所減少の弊を防止するの件 竹田助太郎
- 三 配給統制の適當なる運営に關する件 野蜷作太郎
- 四 本道の特殊性に鑑み道内中小商工業者の轉失業に關する件 小野寺享二
- 五 國民勞務の再編成に關する件 徳田康作
- 六 本道鐵業生産擴充に關する件 中村友之助
- 七 石炭増産に關する件 加藤徳行
- 八 農器具修理用鐵材の不足

を家庭の不用鐵材の蒐集に由り地域的に補ふ事を特に認可せられたきこと

四四 小谷義雄 興亞奉公日に於ける電力供給の件

四六 北海道に於ける産馬の使命達成に關する件

四七 馬の増産促進に關する件

四八 酪農振興に關する件

四九 農産物の計畫生産方針に關する件

五〇 戦時農業經營指導方針改革の件

五一 農業經營法の確立に關する件

五二 農業生産擴充に關する件

五三 小椋國藏 離農防止對策の件

五四 小野寺享二 根釧原野離農防止に關する件

五五 安藤石典 穀物増産促進の爲め肥料代金を國に於て助成せられたき件

五六 吉田貞次郎 道民教育養成上緊急實施を要する教育新體制の要點決定方の件

五七 前田潔 教學刷新に關する件

五八 佐藤政次郎 時局の情勢に鑑み一層教育機關の擴充を圖られたき件

五九 關崎不二夫 各官行研伐事業所に於て青年教育の施設を設けられたる件

六〇 古矢仁 戦時下に於ける民風甫正に關する件

六一 安藤石典 新生活運動に就て

六二 前野與三吉 國民生活に豐潤性と發展力とを賦與する様にしなければならぬ

六三 藤田淳一 消費者の生活組合的組織を確立し消費規制及經濟統制の勵行を期すると共に新生活文化の建設を期するの件

六四 前田潔 北海道生活文化の創建に關する件

六五 宮本平八郎 農村醫療施設の改革に關する件

六六 安藤石典 結核豫防及撲滅に關する件

六七 竹田助太郎 結核撲滅運動を公區を中心として徹底せしむるの件

六八 小谷義雄 國民體位の向上増進に關する件

六九 富田敬政 國民體育訓練に關して

七〇 錦戸善一郎 戦時生活刷新に關する件

七一 佐野勇松 生鮮食料品の配給に關する件

七二 近田留四郎 乳幼児並に少年の保健衛生施設に關する件

七三 佐野勇松 經濟組織の確立を要望する件

七四 助川貞利 大政翼賛會強化に關する件

七五 田中義高 農村下部組織に翼賛精神を昂揚せしむる件

七六 井内謹二 結婚獎勵に關する件

七七 淺川義一 米穀木炭其の他包裝改善に關する件

佐野勇松 大政翼賛會北海道協力會議議長 議長 北大名譽教授

高岡熊雄 會議員

旭川市醸造業 井内謹二

南尻別村農業 岩野長藏

小樽市雜穀卸商 林松藏

濱中村農業 二瓶榮吾

稚内町農業 西岡斌

札幌市塗料商 錦戸善一郎

美唄町新美唄炭礦社長 徳田康作

稚内町稚内町長 富田敬政

夕張町夕張町長 近田留四郎

土幌村雜貨商 小椋國藏

留萌町留萌信用組合 專務理事 小野寺享二

俱知安町印刷業 小河原政信

帶廣市商業 翼賛

小川掌二郎 札幌市會社員

加藤德行 札幌市札幌一中校長

加勢藏太郎 小樽市會社員

龜田浦吉 上富良野村農業

吉田貞次郎 龜田村農業

横山毅夫 美深町農業

高橋日出男 室蘭市醸造業

田中義高 小樽市會社員

竹田助太郎 東瀬棚村農業

大東勝市 札幌市辯護士

高田富與 東鷹栖村農業

武田信之助 札幌市北大教授

中谷宇吉郎 札幌市會社員

中村友之助 小樽市北海道銀行頭取

中山豊 札幌市礦山業

宇野秀次郎 長萬部村漁業

野嶋作太郎 岩内町雜貨商

黒田東作 札幌市會社員

藪 苦小牧町苦小牧町長

八巻耕三 旭川市商業

前野與三吉 札幌市新聞社員

前田潔 斜里町醫師

古矢仁 余市町藥種商

藤田淳一 札幌市僧侶

福井天章 札幌市商業組合中央會

北海道支部常任理事 小谷義雄

深川町農業 兒島銀藏

札幌市北大教授 有馬英二

根室町農業 安藤石典

琴似村北海道農會副會長 安孫子孝次

新冠村農業 淺川義一

函館市醫師 齋藤與一郎

伊達町漁業 齋藤主計

江差町江差町長 佐野勇松

函館市函館盲啞院長 佐藤政次郎

帶廣市會社員 佐藤龜太郎

釧路市漁業 嵯峨久

函館市海産商 齋藤榮三郎

函館市愛國婦人會支部理事 佐々辰子

札幌市國防婦人會札幌地方本部副長 諸岡ハルエ

札幌市産業組合中央會 北海道支會主事

翼賛

宮本平八郎
釧路村畜産業

神 八三郎
當別村當別村長

鹿野 惠造
室蘭市辯護士

鹽谷 榮一
新得町獸醫師

平野 榮次
名寄町農業

森山 昌作
札幌市工業組合中央會

北海道支部常任理事
助川 貞利

中央會議提出議題

昭和十六年六月十六日より五日間に亘り大政翼賛會本部で開催される第一回中央協力會議に對し、同會北海道支部より提案すべき議題に就ては、四月開催の道協力會議に於て、各下級支部より上通された問題を中心として慎重研究の後、左の如く決定した。

青壯年組織指導方針

針に關する件

〔提案理由要旨〕近時青壯年組織に關し種々の論議行はれ

を協議す常會役員は翼賛會の市町村支部長これを指名す

四 大政翼賛會の本部及各級支部は職勞青壯年指導者協力會議を開催し区域内に於ける各職域青壯年の動向を連絡統一す

五 産業報國會はこれを職域團體と認む

軍需資材、食糧等生産擴充強行の件

〔提案理由要旨〕時局の重大性に鑑み國家の總力を動員して軍需資材、食糧等の生産擴充を徹底的に斷行せねばならぬが勞力の不足、資材供給の不圓滑物價の不均衡等により生産を阻害せらるること著しいから重點主義を強化し最高能率を發揮し得る様次の方策を斷行されたし

一 重點主義の政策を強化し且つ國家的見地より效果的能率的に努力資材等の供給をすること

二 生活必需品等の府縣プロツクを打破し有效適切公平にこれを配給すること

三 物價を引下げ特に米價と一穀物價の均衡を圖ること

四 全職域を通じ國民勞務の再編成を行ふため國民對し勞務手帳制を實施し官民各界協力一致勞務員計畫を確立遂行すること

五 勞務種別に適正なる勤勞報酬を公定勵行すること

長期戦下に於る綜合的農業生産計畫を確立遂行の件

〔提案理由要旨〕毎年作付時期に接近し政府より一品目毎に面積本位を以て一方的割當を行ふときは多角的農業經營を破壊して地力を減退し生産者の熱意を薄らげ生産力を減退し所要數量の生産が出来ない結果を招き長期戦の遂行を困難ならしむる恐れがあるに

よつて政府と農業團體は協力一致左記の方途を講じ生産地の實情に即し恒久不盡の生産力を確保しつゝ國家所要の農畜産物を毎年完全に供出することの出来る綜合的農業生産計畫を確保遂行せなければならぬ

らぬ

一 政府は毎年戦時下に必要なる各種農産物に對し綜合的生産割當計畫を作成し道府縣に對し早期に内示すること

二 道府縣は右の内示に基き立地的農業經營基準に依り農事實行組合別に綜合生産計畫を樹立せしめこれを集成調整したる道府縣生産計畫を作成すること

三 政府の道府縣別生産計畫と各道府縣の生産計畫に一致せざるものあるときは双方を代表する機關を設け協力して調整を行ひ計畫を確定したる上各農事實行組合をしてその生産を完遂せしむること

四 右の順序を経て確定したる農事實行組合の行ふべき生産計畫は官民協力一致遂行に當り各種の指導獎勵助成並に資材配給生産物供出等は凡て農事實行組合を對象として綜合的に實施すること

○北海道支部發會式 翼賛會北海道支部發會式は、昭和十六年一月十日、道會議事堂で舉げら

れた。

○支部事務局兩部長 大政翼賛會支部事務局の人事は左の如く決定、昭和十六年一月十日、事務局を道會議事堂に開設した。

組織部長 柏岡 清勝
庶務部長 小林 三郎
組織部次長 森 正男
庶務部次長 西村 久藏

○協力會議員は二名 臨時中央協力會議員として第一回目の會合には栗林徳一、黒澤西藏の兩氏出席し、第二回目の會合には高岡熊雄、小谷義雄氏が出席した。

○支部十六年度豫算 北海道支部豫算は本部から割當の十八萬七千七百九十一圓で賄ふことになつたが内譯左の如し。

道支部經費 一〇六、三二〇
支廳支部交付金 四七、八〇〇
市支部交付金 七、〇〇〇
町村支部交付金 二六、六〇〇

地方文化再建運動

團體精神に基く雄渾、高雅、明朗にして科學性ある新日本文化の育成を以て其の根本方針となし、之がため文化政策の一元

化、民間文化團體の整理統合を以て其の當面の課題となす。

國民文化新建設の根本理念は同時に地方文化刷新の指導理念にほかならぬが、特に地方文化振興については

第一 あくまでも郷土の傳統と地方の特殊性とを尊重し地方地方がその特質を最大限に發揮しつゝ、常に國家全體として新に創造發展することを目標とし、中央文化の單なる地方再分布に終らしめざることを

第二 従来の個人主義的文化を止揚し、地方農村の特徵たる社會的集團關係の緊密性を益々維持増進せしめ、郷土愛と公共精神とを高揚しつゝ、集團主義文化の發揚をはかり、集

以て我が家族國家の基座單位たる地域的生活協同體を確立すること

第三 文化および産業、政治、行政その他の地域的偏在を是正し、中央文化の健全なる發達と地方文化の充實をはかり、兩者の正しき交流によつて、各地域毎に均衡ある文化

の發展を期すること

かゝる根本目標の下に、いま地方文化再建の當面の方策をあげれば次の如くである。

一 地方文化に關する中央機構の確立

二 地方文化機構の再編成とその運用

三 地方文化指導者の養成（再教育）並に配置

四 生活の新設計とその協同化促進

五 地方文化の傳統維持並に發揚

六 地方文化再建運動の新展開

節米の勵行を期す

一 代用食日を設定（一箇月二―三回）し當日は米穀の配給を自發的に受けざることに部落會、町内會等に於て申合す

二 混食又は代用食糧は米穀配給所をして一定量の抱合せ配給を爲さしむるか必要あるときは部落會、町内會等をして配給數量の取纏め等斡旋を爲さしむること尙混食用雜穀の配給量は飯米消費規正量の一―二割程度とする

